

NARA GAKUEN UNIVERSITY

THE JOURNAL OF SOCIAL SCIENCE

Vol.17 March 2017

In Commemoration of Prof. Kiyoharu Nishiguchi

CONTENTS

Dedication to Prof. Kiyoharu Nishiguchi

Articles

On Job Placement in Russia Jun'ichi MIYASAKA

Standards for College Establishment before the WWII.
..... Kunihiro WATANABE

UK's Current Account before Brexit
—Analysis of basic data— Shouzou IWAMI

The Barrier of the Corporate Culture by Grouping of Retailer and
the Management Methods Kiyofumi MIZUNO

Issuance of Stock, based on the Issuance of Stock Acquisition Rights
granting Right to Demand an Injunction Mitsuhiro KANATA

Morphological, Anatomical and Statistical Analyses on The Four Ancient
Mesopotamian Law Codes Including The Hammurabi Law Code:
—Part VI Agricultural law, and law of retaliation—
..... Kenji KAMIDE

Research note

The role of external auditor for internal control ; focusing on survey
..... Takaaki MATSUMOTO

Curriculum Vitae and Works of Prof. Kiyoharu Nishiguchi

THE SOCIETY OF SOCIAL SCIENCE
OF
NARA GAKUEN UNIVERSITY

社
会
学
科
学
雜
誌

第
十
七
卷

二
〇
一
七
年
三
月

社会科学雑誌

第 17 卷

2016 年度

西口清治教授退任記念号

卷 頭 言

論 文

ロシア就職斡旋事情 宮坂 純一
—— ロシア人的資源管理事情・承前 ——

大学設置基準と公私立専門学校規程 渡辺 邦博
—— 高等教育機関の条件 ——

イギリスのEU離脱と経常収支 岩見 昭三
—— 基礎データの分析 ——

小売企業のグループ化に伴う異文化障壁と企業文化の管理方法 水野 清文

差止事由ある新株予約権発行に基づく株式発行 金田 充広

Morphological, Anatomical and Statistical Analyses on The Four Ancient
Mesopotamian Law Codes Including The Hammurabi Law Code: 上出 健二
—— Part VI Agricultural law, and law of retaliation ——

研究ノート

内部統制に係る外部監査人の役割について 松本 尚哲
—— サーベイを中心として ——

西口 清治教授 略歴・著作目録

奈良学園大学社会科学学会

目 次

巻 頭 言

論 文

ロシア就職斡旋事情 宮坂 純一 (1)
—— ロシア人的資源管理事情・承前 ——

大学設置基準と公私立専門学校規程 渡辺 邦博 (47)
—— 高等教育機関の条件 ——

イギリスのEU離脱と経常収支 岩見 昭三 (59)
—— 基礎データの分析 ——

小売企業のグループ化に伴う異文化障壁と企業文化の管理方法
水野 清文 (87)

差止事由ある新株予約権発行に基づく株式発行 金田 充広 (97)

Morphological, Anatomical and Statistical Analyses on The Four Ancient
Mesopotamian Law Codes Including The Hammurabi Law Code: 上出 健二 (119)
——Part VI Agricultural law, and law of retaliation——

研究ノート

内部統制に係る外部監査人の役割について 松本 尚哲 (197)
—— サーベイを中心として ——

西口 清治教授 略歴・著作目録

社会科学雑誌

第17巻

2017年3月25日発行

発行所 奈良学園大学社会科学学会

〒636-8503 奈良県生駒郡三郷町
立野北3丁目12-1

TEL (0745) 73-7800

FAX (0745) 72-0822

印刷所 伸光印刷株式会社

〒635-0821 奈良県北葛城郡広陵町笠259-4
TEL (0745) 55-4800



西口清治先生

巻 頭 言

西口清治教授は本年3月に本学を退任される。先生は昭和60(1985)年に簿記原理担当の専任講師として前年に創立された奈良産業大学経済学部経営学科に就任された。先生は本学創立時からの教員として、32年間にわたり、教育や研究、大学運営に多大なる貢献をされてこられた。ここに本学における先生の長年のご尽力とご功績に感謝して、ささやかながら『社会科学雑誌』記念号を捧げる。

先生は関西学院大学商学部で経営統計学を学び、卒業後、富士通株式会社で流通部門への中型・大型コンピュータの営業に携わっていたが、勉学への深い思いから、退職して母校の大学院に進まれた。そして大学院修了後、本学に就任されている。

先生は教育面では、コンピュータ企業で学んだ流通業や企業経営の知識、企業人としてのマナーや考え方を学生に指導されてこられた。誠実で円満な性格から、先生は多くの学生から慕われ、ゼミナールへの参加希望者が多かった。そして先生に寄せる教職員の信頼も厚かったことはいうまでもない。

大学運営面では学生に関わる委員会を中心に熱心に取り組んでこられた。特に、大学創設期に京阪神の多数の高等学校への受験指導の訪問、講演会・講習・特別授業などに携わり、本学の礎を築かれたことは、同時期に本学に就任したものとして深く感謝している。

さらに教授の在職中、学生部長として3期6年間、経営学部長として1期半3年間、副学長として奈良産業大学藤原昇学長のもとで1期4年間、奈良学園大学梶田叡一学長のもとで半期2年間務められている。大学執行部として、実に在職中の半分近くの長きにわたって大学運営に直接貢献されてきたことになる。

研究面では先生は財務会計論の領域からコンピュータ会計論や情報会

討論の領域へと深め、特に会計情報の有用性・利用可能性に関わる領域を中心に精力的に研究されてきた。研究のアプローチは現実の社会を見据えた実践的なものであり、大学教育にも最先端の社会の状況を真摯に取り入れておられた。

また学内においては情報センター設置、税の講演会企画、奈良県職員の夏期講習会企画・実施、社会関連会計学会開催に関して中心的役割を担うとともに、大阪商工会議所簿記検定試験の試験委員・審査委員として、資格試験の啓蒙、特に簿記の資格試験教育に努めてこられた。なお、お住まいの地域でも多くの役員を務められていると聞く。

このように先生は本学の発展のために多大なる寄与をなされてきました。ここに改めて感謝の意を表します。先生はご退任後、本学の学長顧問に就任される予定である。今後も本学への協力や指導をお願いするとともに、ご自身の御健勝を心からお祈り申し上げる次第です。

奈良学園大学社会科学学会会長 河 合 和 男

《論 文》

ロシア就職斡旋事情

—— ロシア人的資源管理事情：承前 ——

宮 坂 純 一

- 1 解題
- 2 キャリアからみる組織内人生
- 3 就職斡旋制度からみた人事政策
 - 3-1 就職斡旋制度の今昔
 - 3-2 エフェンジェフ調査の問題提起
- 4 小活

1 解題

本稿のタイトルは「ロシア就職斡旋事情」である。この論攷は現在構想中の「ロシア人的資源管理事情研究」の一齣として位置づけられるものであり、「就職斡旋」（学卒者をはじめとする求職者がいかなる経緯をたどって職に就いているのか）の視点からロシアのHRMを概観・展望し、今後の研究の分析視点を提示している。

執筆者としては、まず最初に、そのタイトルの「事情」の意味について触れておくべきであろう。「事情」は「HRMそれ自体の現実（の紹介）」ではない。それは、ロシアの研究者がHRMという新しい事象⁽¹⁾にどのように向き合っているのか、市場経済に転換した新しい条件のもとで

ロシアに相応しいHRMをどのようなものとして把握し、今後のあり方を構想し展望しているのかについて、主としてロシアの文献を読み解いた産物であり、しかも後述のように、ソ連邦時代の人事・労務管理との比較という視点を盛り込んで検討することにも焦点を合わせている。ロシアの研究者の眼を通して執筆された文献に記されたHRMに関連した事柄を再構築し、ロシア企業のHRMの「現実」を文字化すること——これが本稿でいう「事情」の意味である。

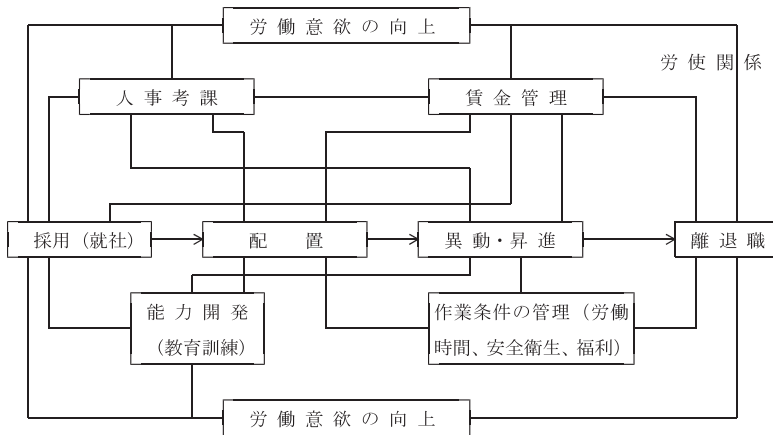
本稿の執筆者は1987年に『現代ソ連邦労務管理事情』（千倉書房）を発売したことがある。今回の作業は、社会主義企業を「標榜」していた当時の企業における人事管理のあり方（従業員の企業内人生のあり方）と体制転換以降のロシア企業のそれとの間にはどのような差異があるのだろうか、体制転換によって人々の労働（の意味）はどのように変わったのだろうか、という問題意識のもとで執筆された結果でもある。副題に「承前」と記したのはこのためである。

現代のロシア企業は「労働の世界」の「体制間」比較を試みるものにとって格好の対象であり、他では得がたい実験がおこなわれてきた場である。繰り返すことになるが、本稿では、市場経済へと移行し今までは異なる社会経済的条件（環境）のもとに置かれることになった企業が、日々の活動のなかで解決を迫られる課題の解決に向けて、生き残りを賭けて、先進諸国の経験に学びつつもこれまでの実績を活かして、どのように取り組んでいるのかについて、人的資源管理の流れに絞って、その現実の一端を解明することをめざしている。結果として、ロシア企業の従業員の組織内人生の有様が浮かび上がり具体的にイメージできるようになるならば執筆者の意図は達成されたことになり、日本企業への示唆も多々得られるであろう。

2 キャリアからみる組織内人生

日本企業の従業員は、(就社から退職までの) 企業内人生を、図表1のように、企業の様々な従業員対策(人事管理、ないしは人的資源管理)のもとで過ごしている。

図表1 人的資源管理と企業内人生



〔出典〕片岡信之編著『新版 要説経営学』文眞堂、2011年、141ページ。

ロシア企業で働く人々の組織内人生の「年代別」歩みは、キャリアの視点から、例えば、下記のようにモデル化されている⁽²⁾。これはビジネスクリアであり、欧米の文献で「キャリアステージ」論あるいは「キャリアサイクル」論として知られているものに相当する⁽³⁾。

(1) 準備段階 (25歳まで)

教育を受け、活動する領域を探し、自己確立を目指し始める時期

(2) 形成段階 (30歳まで)

選択した職種をマスターし技能を習得し能力を磨き、自己確立が始ま

る時期。健康で標準的な賃金を得て、安定した生活が保障される。

(3) 異動段階 (45 歳まで)

より高い水準の能力を極め、職務階梯を上り、社会的に認められる時期

(4) 保持段階 (60 歳まで)

職務キャリアのピークを迎え、後進の指導に携わる時期に入る。

(5) 完成段階 (60 歳以降)

一方で、尊敬され安定した自己表現が続き、他方で、年金生活の準備を始める時期

(6) 年金段階 (65 歳以降)

新しい活動に従事し、他の収入を含めて年金で健康な生活を送る。

ビジネスキャリアは、キバノフ (Кибанов, А.) によれば、個人が何らかの活動領域において漸進的に動くことであり、あるいは、活動に関連して、熟練、能力、技能資格、報酬額が変化することであり、選択した活動の途に沿って前進することであり、名誉や名声を得ることである⁽⁴⁾。

図表2は管理者 (マネジャー) のビジネスキャリアの事例である。

キャリアは個人的な色彩の強い組織内人生の現象であり、その「個性」に焦点を合わせると、キャリアは「個人が、労働生活のすべての過程において、自己の労働経験や活動と結びつけて、自らの立場を個人的に自覚して行動すること」⁽⁵⁾と考えられている。したがって、キャリアは現実には多様な形態を取ることになるが、その有り様は、ロシアの高等教育機関で使われている『テキスト』(Кибанов, А., *Управление персоналом*)によれば、図表3のように図解される。

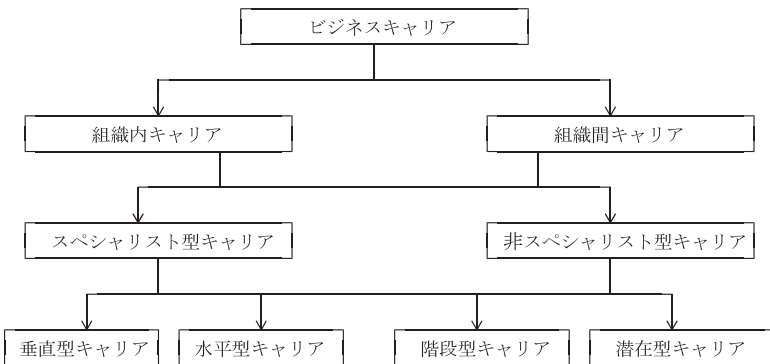
キャリアの発達は、教育機関で教育を受ける → 職に就く → 職務で成長する → 個人的な職業力を磨き高め維持する → 年金退職する、と

図表2 管理者のビジネスキャリア

キャリア段階	年齢	目標達成の欲求	道徳的欲求	物理的及び物質的欲求
準備期	25歳迄	学び、様々な仕事を経験	自己確立の始まり	安定した生活
生成期	35歳迄	仕事を習得し、技能を発達させ、熟練スペシャリストあるいは指導者として歩む	自己を確立し、自分の道を歩み始める	安定した生活、健康、標準的な水準の賃金
異動期	45歳迄	職務階梯を異動し、新しい技能を取得し経験を積み、熟練を向上させる	自己をより確立し、自分の道を着実に進み、自己実現を目指す	健康、高い水準の賃金
保持期	60歳迄	トップレベルの熟練スペシャリストあるいは指導者、自己の技能を高め、後進を育成する	自己の研鑽に勤め、より着実に自分の道を進み、尊敬の対象になる	一方で、高い水準の賃金を得て、他方で、他の収入の道を探る
完成期	60歳以降	年金退職への準備、世代交代の準備、年金時代の新しい活動の準備	自分の道を上り詰め維持する、より尊敬される対象になる	一方で、高い水準の賃金を維持し、他方で、他の収入の道への関心を高める
年金期	65歳以降	新しい活動に従事	新しい活動領域で自己実現を目指す、引き続き尊敬される対象になる	年金、他の収入の額、健康

〔出典〕 Кибанов, А. & Каштанова, Е., *Управление деловой карьерой, служебно-профессиональным продвижением*, Проспект, 2012, с.8-9.

図表3 ビジネスキャリアの種類



〔出典〕 Кибанов, А., *Управление персоналом*, с.96-97.

いう段階であるが、一人の働き手が1つの組織内でこれらの段階をすべて経験するとき、『テキスト』はそれを組織内キャリアと呼んでいる。このキャリアはスペシャリスト型キャリアと非スペシャリスト型キャリアに分かれる。一人の働き手が複数の組織で複数の職務を通じて上記の段階を経験するとき、それは組織間キャリアと呼ばれる。このキャリアもスペシャリスト型キャリアと非スペシャリスト型キャリアに分かれる。

スペシャリスト型キャリアは、一人の働き手が、1つの組織あるいは複数の組織で、自分が専門とする職種や活動分野に就いて、一貫して職業生活を全うすることである。非スペシャリスト型キャリアは、ロシアの研究者の理解では、日本企業で幅広く発達しているキャリアであり、指導者は、何か個別の機能ではなく、会社のすべての職場で働けることができるスペシャリストでなければならない、と想定されている。1つの職務に5年以上留まることなく職務階段を上っていくと、そのヒトは様々な視点から会社を眺めることができるようになる。

垂直型と水平型のキャリアを併せ持っているのが階段型キャリアと言われており、組織の外で働き、周りの同僚たちに見えないような職務を遂行している場合には、潜在型キャリアと呼ばれている。

キャリアの中断や継続に関連した事象で重要なのが退職である。キバノフのテキストによって、ロシアの退職事情を纏めると下記ようになる⁽⁶⁾。

退職には、従業員が組織から離れる「自発性の程度」に注目すると、3つのタイプがある。第1に、自己都合退職、第2に、会社都合退職、第3に、年金退職である。

自己都合退職の原因として言及されているのは、

- ・組織における自分の状態に不満があるとき、特に、賃金や労働条件に不満があるとき

- ・社会的問題が解決されない（具体的な内容不明—宮坂）とき、
- ・遠距離通勤
- ・休憩施設、育児施設がないとき
- ・上司の態度が悪い、不公平な扱いを受けている、キャリアを発達させることができないとき

等々である。

キバノフは、自己都合退職を少しでも減少させるための施策として、「外国の有益な経験に学ぼう」、と「最終面談」の実施を提案している。

会社都合退職は、労働法に基づいて、例えば、下記のケースの場合におこなわれる。

- ・組織が解体される時
- ・組織内の労働者の数を縮小するとき
- ・労働者が与えられた仕事に適さないとき
- ・組織の所有者が交代するとき
- ・労働者の労働態度に違反があったとき
- ・労働者が雇用者へ不正な書類を提出したとき
- ・労働契約締結に対して虚偽の情報を故意に提出したとき

等々。

キャリアは組織内外を垂直的にあるいは水平的に異動することでもあ
るが、その異動の方向は一樣ではなく、多岐に亘っている。但し、それ
には幾つかの法則性が見られ、パターン化することができる。例えば、
アシロフやエゴロフ（Аширов, Д.А. & Егоров, А.С.）によって、企業に於
けるヒトの動きが4つに分類されている⁽⁷⁾。

1) トランポリン型

トランポリン型は指導者やスペシャリストに該当するパターンである。従事する仕事に少しずつ変化が生まれ、それに伴って、責任が増

大し賃金も増える。年月を積み重ねて、最高の職務に就き、その後トランポリン・ジャンプをおこなう、すなわち、年金退職する。このトランポリンキャリアはソビエト経済に典型的なものでもあった。企業や工場では、多くの人々は年金退職までに20以上の職務を経験していた。但し、これとは異なるキャリアの途を辿る人々も見られる。自分の側の事情で昇進することを望まない従業員である。例えば、現在の職務に完全に満足している、より高い地位について責任が大きくなることを嫌う、等々。

2) 階段型

このキャリアモデルは、1つの職務に5カ年を超えない期間従事し、技能資格や能力の向上と共に、より高い地位に昇っていく、というものである。ヒトは、キャリアの頂上の時点で職務上の知識や熟練がマックスであり、その後、時間の経過と共に、労働能力が低下傾向に転じるために、企業側から言えば、そのようなヒトは直接の執行機能ではなく、調整機能を担う（例えば、最初は具体的な生産課題に助言を与え、漸次部門のグローバルな課題にアドバイスする、等）方が望ましいことになる。

3) 蛇型

このモデルでは、ヒトは一定の期間（普通は1～3年、1つの職務に従事する）ごとに水平的に異動し、様々なレベルで会社のすべての「台所事情」を知る。そのために、指導者の職に就くとすぐに管理機能を効果的に遂行することができる。つまり、彼には、管理の長所と短所を下から観察する可能性が与えられている。更にもう1つの良き面がある。それは、指導者として個々の部署の特殊性を考慮して労働過程を調整することの重要性、情報の部門間交換の重要性を認識する機会が与えられることである。また、職務を変える過程である分野において「自己発見」するに至り、一時的に昇進を中断することもあり得る

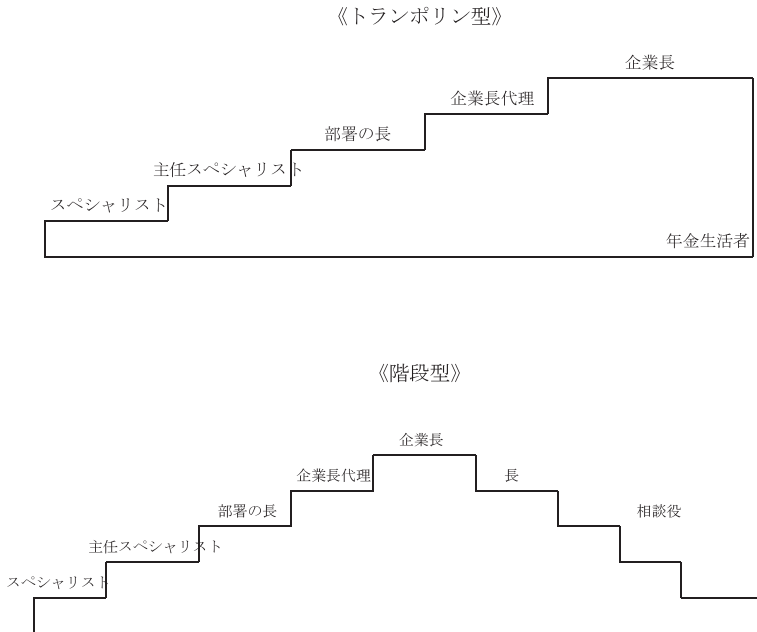
だろう。

このような異動は日本の大企業で最も普及してきたタイプのキャリアである。

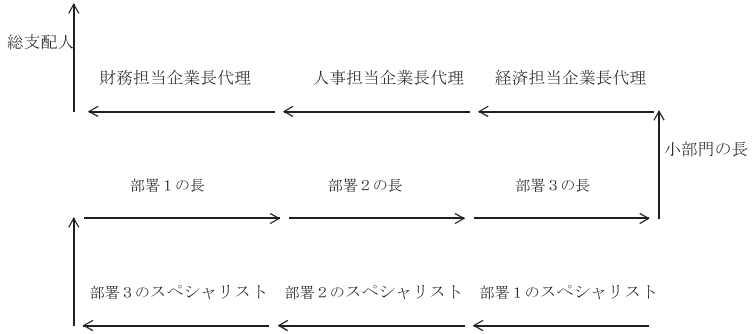
4) 十字路型

このキャリアモデルでは、1つの職務に従事するのは限られた期間(普通、5年まで)であり、その期間がすぎると勤務評定がおこなわれ、その時点で、キャリアのその後が決定される。あがることもあれば、下がることもあるし、水平的に異動することもある。

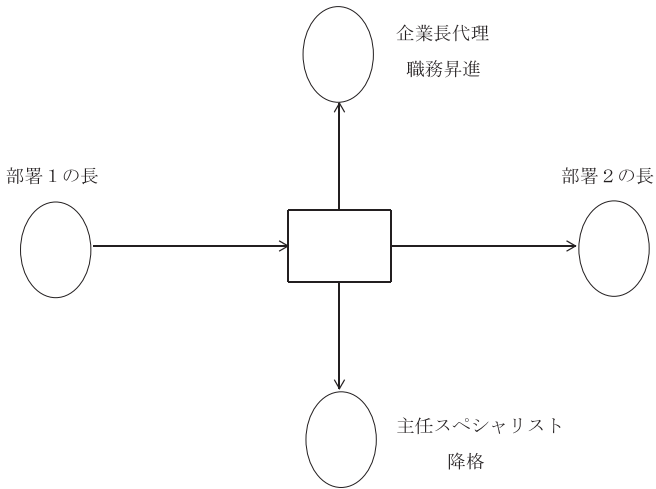
図表4 4タイプのキャリア



《蛇型》



《十字路型》



[出典] Аширов & Егоров, *Управление карьерой в организации*, с.14-15.

日本企業で働く人々の企業内人生と比べて、ロシア企業で働く人々のそれは、いかなる点で、どこが違っているのでしょうか？ 企業内人生の大枠は、上述からも分かるように、多くの国々に共通している。問題はその内実であろう。本稿ではその解明の第一歩として就職斡旋制度を取り上げる。

3 就職斡旋制度からみた人事政策

3-1 就職斡旋制度の今昔

ロシアでは、市場経済への移行に伴って、様々な制度が「革命的な」影響を受け、その機能化の面で、大きな変貌を遂げていったが、学卒者の就職に関連する制度もその例外ではなかった。本稿に直接関連する事項に限定して具体的な事象を挙げるとすれば、「高等教育機関卒業生の企業ごとへの国家的配分制度」が廃止され、「そのとき以降、就職斡旋問題が高等教育機関と卒業生によって自主的に解決される」⁽⁸⁾ ことになったのはその代表的な事例である。

学卒者の国家的配分制度はソビエト社会主義に固有な社会制度の1つであった。

この制度に対しては、若者が辺鄙な地方へ強制的に配属される等々の否定的なニュアンスの評価が与えられている⁽⁹⁾。

キバノフとドミトリエヴァ (Кибанов, А., & Дмитриева, Ю.) は、若手スペシャリストが60カ年 (1930～1990年) に亘って中央集中的様式で国家的に配分された、と総括している⁽¹⁰⁾ が、ザドロジナヤ (Задорожная, И.И.) の研究に従えば⁽¹¹⁾、ロシアの高等教育機関卒業生を対象とした国家的配分制度は、下記のように、(ソビエト時代を含めて) 幾つかの時期を経て今日に至っている。

1) 1989年までの時期

この時期には、卒業生が計画的に中央集権的に強制的に配分された。と同時に、若手スペシャリストは社会的法的に一定のステータスが保障され、住居が供与され、作業域で社会的に職種的に心理的に適応できるようにインターンとしての身分が与えられていた。

2) 1989年から1992年までの時期

この時期は職業学校の卒業生の就職斡旋がいまだ部門別産業省との契約をもとに行われるなど過去の制度を引きずっていたが、その後徐々に求人企業との直接交渉が行われるようになった。

3) 1992年から1999年までの時期

この時期は市場経済モデルへの移行期であり、一方で、スペシャリストの計画的配分メカニズムが機能し得なくなったが、他方で、新しいメカニズムが構築されていない時代である。

4) 1999年から現在までの時期

新しい就職斡旋制度が形成され機能しはじめている。

若手スペシャリストは「特殊な」名称であり、生産を離れて高等教育機関や中等専門教育機関に学び、卒業後配分委員会によって個々の職場に派遣される若者が、3カ年に限ってこの名称で呼ばれる⁽¹²⁾。高等教育機関や中等専門教育機関を卒業した若手スペシャリストの配分は、同じく国家的配分がおこなわれていた職業技術教育機関の卒業生の場合と比較すると、一般的に言えば、後者の配分が地方的な性格をもち一定の行政地区あるいは経済地区に限定されていたのに対して、より幅広く、一定の地域や共和国の枠を越えることも珍しくなかった。

当時、高等教育機関の学生には、(1) 選択した専門ごとに理論知識と実践上の熟練を体系的にそして深く習得すること、(2) マルクス・レーニン主義を習得し、自己の思想的、科学・文化水準を高めること、(3) 大衆政治

のおよび政治的活動の組織化の技能を身につけること、(4) 定められた学習訓練に参加し、所定の期間内に課題をやりとげること、(5) 社会的に有益な労働に参加すること、(6) 共産主義道徳規範を守ること、(7) 学則そして寮則を守ることが義務づけられていた。また、実習が教育課程の一部として位置づけられており、最上級生は、然るべき企業の管理部の指導と教育機関の統制のもとで、その専門に応じて一定の期間見習勤務をおこなっていた。高等教育機関では、22 専門グループごとに、スペシャリストが養成されていた。これら専門グループ内の専門の数は 4 つ（測地・製図）から 38（機械・器具製作）までと多様であるが、総合大学では、28 の専門ごとにスペシャリストが養成されていた。そして高等教育機関の卒業生には、教育をうけた専門性について技能資格が授与され、所定の形式の証書と徽章が交付されていた⁽¹³⁾。

本稿が解明の対象としているロシア HRM 事情は現代の就職斡旋制度のもとでのそれであるが、その内容を理解するためにはソビエト時代の斡旋制度からの流れをいまいちど確認しておくことが必要でありまた便利でもあろう。ザドロジナヤ及びキバノフとドミトリエヴァの最新の研究成果に学び、また同時に筆者（宮坂）が 1980 年代に纏めたことを踏まえて、ソビエト時代の斡旋制度を振り返ると、その概要は以下の通りである。

1930 年 9 月に、高等教育機関で学び卒業する若者が就職する際のブツ的保障に関する「指示」が発令された⁽¹⁴⁾ が、就職斡旋の国家的な中央集権的制度化の起点となったのが 1954 年に交付された「高等及び中等の技能を有するスペシャリストの配分と利用の改善について」であった⁽¹⁵⁾。そこには次のような文言が記されている。「高等及び中等専門教育機関を終了した若手スペシャリストは、少なくとも 3 カ年、生産現場において働くことを義務づけられる」、と。ここに、生産から離れて学んだ若

手スペシャリストに、共和国間・省間配分計画及び人事配分委員会の決定に従って、仕事を割り当てる制度が確立したのであるが、その対象は彼らにとどまることなく、この（現場の申請に基づいて）国民経済の様々な部門の諸々の組織に就職を斡旋する（計画的に配分する）という制度は事実上⁽¹⁶⁾すべての学卒者と市民に適用されるようになっていった。国家的配分制度には、一面で、仕事場所の選択、キャリア計画に制約を課し、学卒者のジョブ向上の途をあらかじめ規定してしまった、等々の側面が存在したが、他面で、仕事の間が保障される、労働資源が調整される、住居の提供を含む社会保護が行われる、等々の社会保障原則が横たわっていた。

そして1980年代後半に新しい形態の就職斡旋が生まれた⁽¹⁷⁾。高等教育機関を傘下に有する省と人材を要請する部門別産業省との間の契約に基づく就職斡旋である。当初の段階では高等教育機関が契約関係に関与することはなかったが、1988年に、「高等教育を受けたスペシャリストの養成と利用の質の根本的改善について」が公布され、高等教育機関と国民経済部門のコラボが、契約関係をベースとして、より一層発達するに至った。高等教育機関と人材を必要とする事業体が契約の当事者になったのである⁽¹⁸⁾。

この時期になると、若手スペシャリストの配分はかつての時期に見られた「厳格性」に彩られるものではなくなっていた。数字をあげると、1990年にはいまだ配分制度は名目的には存在し卒業生の74%に派遣手続きがとられたが、残りの卒業生は自主的に就職活動をしなければならなかった。そしてあらかじめ配分先が決まっていた卒業生の約10%がそこでの就職を拒否している（幾つかの大学では、その数が26%に達している）。これは特定の分野の教育機関にのみ見られた現象ではなく、総合大学、アカデミア、経済単科大学においても拒否する学生が相次いだ。結局、1990年には、全体として卒業生の42.5%が制度に則って就

職斡旋されなかったのである⁽¹⁹⁾。そしてこの時期には、同時に、もうひとつの問題が顕在化した。それは、高等教育機関で養成される専門性が生産レベルの現代的要求に職種的に合致しなくなってきたことである。

1992年以降になると、高度な技能資格を有する人材を国家的規模で計画的に養成する制度が、市場経済という条件下で、事実上機能不全に陥り、生産規模の縮小と失業者の増加とともに破綻した。国家に代わって、組織が自力で人事政策を策定し始める状況が生まれたのだ⁽²⁰⁾。この時期には、「就職斡旋」がすでに市場経済の視点から、一面では、未就業者あるいは失業者の求職活動として、他面で、就業を希望する未就業者あるいは失業中の市民を援助することを任務とした公共及び民間機関が実施する諸措置の総体として概念化されている。そして、その後制定された1996年憲法では、市民は、自己の労働能力を自由に処理し、活動と職種を選択する権利を有し、同時に、失業から保護される権利を与えられている、と明記され、それらの市民の権利をより効果的に実現することが国家に義務づけられることになった。就職斡旋の概念が変化したのであり、例えば、2001年発行の『労働と社会的発達』では、就職斡旋は、専門機関が住民にその専門性と技能資格に応じて指導し仕事を斡旋する諸措置の体系として、説明されている。またザドロジナヤは、就職斡旋とは、仕事を探し就職活動を展開する住民を援助することを目的として、彼らの職業上の技能資格や教育に応じてまた社会的な欲求を考慮に入れて、国家機関が実施する諸々の助成方策の体系である⁽²¹⁾、と述べている。

新しい就職斡旋制度は、実態としては、自然発生的に形成されていた⁽²²⁾。言い換えると、その形態は多様であり、関係者（主体）たち（高等教育機関、組織（事業体）、公共就職斡旋所、卒業生）が若手スペシャリストの養成と就職斡旋に関わるために必要な法的基盤が明確になって

いない状況から始まったのである。

かくして、ロシアでは、21世紀以降、国家的な強制的な配分が制度的に破綻したことによって、求職者と求人企業は、その間に「仲介」機関（高等教育機関、公共職業安定所など）が介在するとしても、「直接に」交渉せざるを得ない事態が生まれたのである。これは、求人企業側から見れば、「企業の自主採用」として形容される事態である。だが、企業の自主採用はソビエト時代にも利用されていた労働力配分・再配分の1つの形態でもあった。

ソ連邦では、下記のような組織的形態の総体が「国家的な就職斡旋」として総称されていた⁽²³⁾。

1. 国家的な組織的募集
2. 自発的な移住
3. (他企業、部門そして地方への) 移動
4. 高等教育機関と中等専門教育機関そして職業技術教育機関の最上級生の国家的配分
5. 社会的アピール
6. 普通教育中等学校の最上級生の組織的な就職斡旋
7. 企業の自主募集・採用
8. 就職斡旋ビューローを媒介とした労働力配分（再配分）

このような組織形態の多様性は、労働力配分・再配分が様々な方向（地域間、地域内、部門間、部門内等々）でおこなわれ、また定期的にそして随時実施されていたことを示している。

本稿で注目すべき形態は企業の自主募集（採用）である。企業側から言えば、学卒者の採用はいわば「定期採用」であるがその割合はわずかであり、ソ連邦の個々の工業企業は、主として、それが立地している地方の住民によって、その労働力不足を解消していた。このいわば「随時採用」ともいべき企業の自主採用が、ソビエト時代でも、労働力再配

分の「基本形態」であり「最も意味のある形態」であった。このことは数字によって量的に説明されていた現実（図表5）である⁽²⁴⁾。

他方で、ロシア共和国では国家的配分が年々高まり、企業の自主採用の比率が低下していたことを示す資料も存在している。図表6によれば、企業の自主採用は1970年を100とすると、1984年には86.2へと低下している。但し、就職ビュローを介した就職が増加している。

企業の自主採用が広く実践されていたのは、それが、他の組織形態と比べると、欠員数に応じて雇用量を適時に変えることができ効率的であり、イニシアチブや自主性を発揮する可能性が高いという点で、企業にとって魅力的であったからである。しかしながら、この形態は同時にい

図表5 ソ連邦時代の就職斡旋形態

組織形態	割合 (%)
国家的な組織的募集	0.7
農業移住	0.2
普通教育中等学校卒業生の就職斡旋	2.8
職業技術学校卒業生の配分	9.3
高等教育機関卒業生の個人別配分	1.9
中等教育機関卒業生の個人別配分	3.0
(他企業、部門そして地方への) 移動	3.8
社会的アピール	0.5
企業の自主募集・採用	77.8
その内就職斡旋所を経たもの	9.7
合計	100.0

〔出典〕 Котляр, А., “Система трудоустройства в СССР”, *Экономические науки*, 1984, No.3, с.53.

くつかの問題点を抱えていた⁽²⁵⁾。

その最大のもは、企業の自主採用の裏側に、企業が自主的に採用する人々の大多数が他の組織を退職してきた人々であるという現実が横たわっていたことである⁽²⁶⁾。企業の自主採用の源泉は希望退職者あるいは労働規律違反のために解職された人々だったのである。例えば、ロシア共和国では、企業の自主採用者の60～80%が他の組織を退職してきた人々であった。これは企業にとって大きな問題であった。なぜならば、企業には、彼らがどこからやってくるのか、あるいは彼らの職種や技能資格がどのようなものなのかを予想することが不可能だったからである。この意味で、企業の採用計画の実現は必ずしも保証されるものではないことになり、たとえ量的（形式的）には計画通りの採用が実現されたとしても質的には（補充された要員の職種構造という内容の点では）計画にほど遠い、という結果を呈することもあった。そのため企業にとっ

図表6 ロシア連邦における労働力配分形態の動き（1975年～1980年）
（%：1970年を100とする）

	1975年	1980年
国家的な組織的募集	99.6	98.0
農業移住	93.3	87.1
普通教育中等学校卒業生の就職斡旋	83.0	53.1
職業技術学校卒業生の配分	123.6	140.6
高等教育機関卒業生の個人別配分	127.8	149.0
中等教育機関卒業生の個人別配分	126.5	136.3
（他企業、部門そして地方への）移動	84.2	79.2
企業の自主募集・採用	91.2	86.2
その内就職斡旋所を経たもの	191.3	245.9

〔出典〕 Котля, “Система трудоустройства в СССР”, с.56.

ては再訓練が必要となり、採用された従業員も労働に不満をもち、潜在的な流動性を秘めることになる。このことは、いわゆる流動性水準の高さが企業の自主採用の背景となっていたことを意味するものであり、企業の自主採用が「量的に」支配的な位置を占めていたことの内容はまさにソ連邦において流動性が高かったということだったのである。

流動性と企業の自主採用が連動していることを示しているのが図表 7 である。例えば、流動性水準が 30.5% の企業では実に採用形態の 99.9% が自主採用であった。

図表 7 採用形態に占める自主採用の比重と流動性水準

企業グループ	流動性水準	自主採用の比重	企業数
I	20.5 迄	80.9	14
II	20.5 から 30.5 迄	86.7	8
III	30.5 以上	99.9	4

[出典] Котляр, “Система трудоустройства в СССР”, с.55.

かくして、(理念的には) 社会、企業、個人の利益の統一の保障を目指した計画的な労働力配分・再配分が(実際には) その目的を達成していたとは言いがたいのが当時の現実であった。国家的配分制度を軸とした就職斡旋制度は、国民経済的に重要な部門(企業)への要員補充を困難とし、社会全体の利益と矛盾し、また同時に(必ずしも企業の利益とも合致していない)企業の自主採用という「自然発生的な」労働力配分形態がかなりの位置を占めていたのである。ただし、そのような企業の自主採用を補完する労働力配分組織形態として位置づけられるいくつかの配分経路が存在していた。例えば、労働機関の管轄下にある組織的な

就職斡旋業務、社会保障機関によって組織される年金者就職斡旋、予備軍にまわった軍人の就職斡旋促進等々がそれである。それらのなかで最も重要視されていたのが就職斡旋ビュローであり、地域レベルで有効に機能していた。

この「就職斡旋ビュロー」は、今日では様々な名称のもとで、高等教育機関卒業生を対象とした「新しい」就職斡旋制度の基本的な要素として機能している⁽²⁷⁾。連邦職業安定所（федеральная служба занятости населения России）の業務内容の拡充はその事例であり、その他にも、住民のメンタル的な支援を含めて、職業指導の充実に向けた取り組みが始まっている。例えば、職業安定所では、失業状態にある学卒者に、物質的な援助（手当の支払い）にはじまり、職業教育、職業指導、社会的適応、企業家精神の育成、自立への援助などの就業援助を行っているし、その他にも、教育機関と協力して、地域の労働市場のバランスを考えた、スペシャリストの再教育、新しい専門性の開発など、アクティブな活動にも取り組んでいる。

上記のようないわば国の雇用センターとは別に、民間レベルで、労働市場の仲介役として、就職斡旋を業務として請け負っているのが、例えば、「カードルエージェント（кадровое агенство）」という名称で知られる組織である。これは決して「新しい」現象ではなく、1990年代の初めにすでに活動を始めていた。但し、当初は2つのタイプの機関があった。1つは、求人側（企業など）の注文を受けて人材を探し選び出すことだけを業務としていた、「リクルートエージェント」（агентство по подбору персонала）である。もう1つは、求職者の依頼を受けて仕事を探すことを業務としていた、「就職斡旋エージェント」（агентство по трудоустройству）である。しかしその後次第に「就職斡旋エージェント」や「リクルートエージェント」というコトバが使われなくなり、今日では、カードルエージェントというコトバによって「リクルートエージェ

ント」と「就職斡旋エージェント」の両方を意味するようになってきている⁽²⁸⁾。

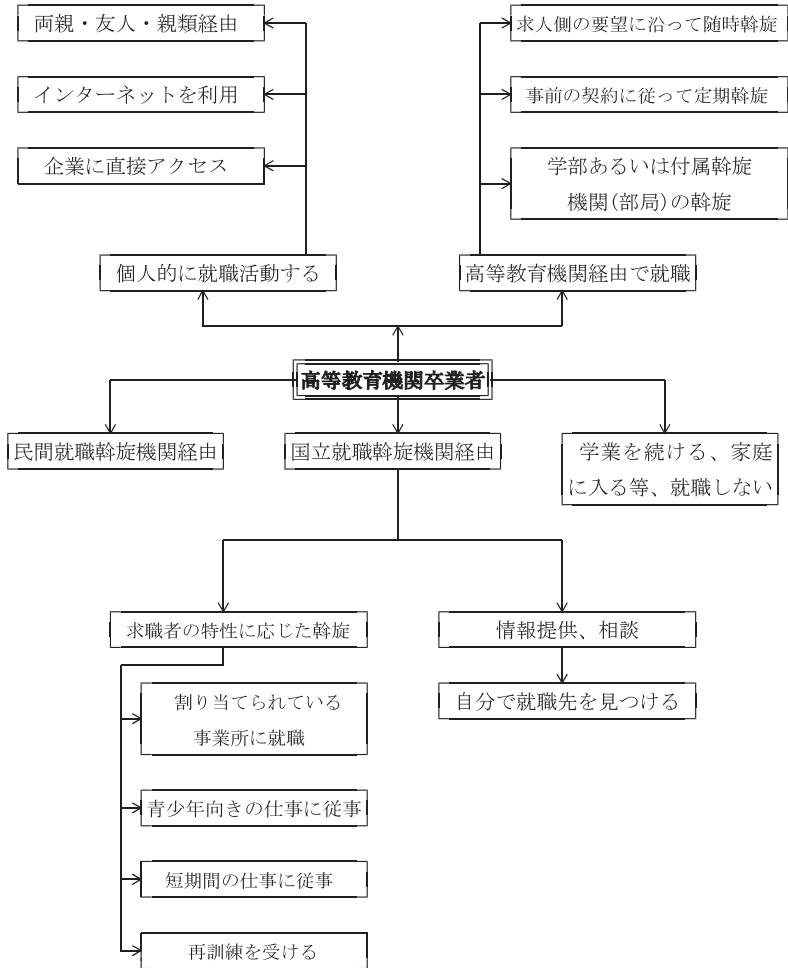
図表8は、ヴィシネフスカヤ（Вишневская, Л. А.）がサンクトペテルブルグの実態を踏まえて2001年に高等教育機関を卒業した若者たちの就職に至る道筋を図解したものである。この図から、2000年以降、学卒者（そして失業者）たちが様々な経路で企業（組織）に就職していることがわかる⁽²⁹⁾。

このような現状は体制転換後のロシアにおいて就職斡旋制度が市場経済システムに合わせて構築されてきたことを示している。但し、職に就くこと（キャリア発達）の実質的内容の点で言えば、高等教育機関を卒業した若者が教育を受けた専門に合致して斡旋され職に就いているとは言いがたいのが当時の現実だったのであり、ヴィシネフスカヤはその原因として下記のことを指摘していた⁽³⁰⁾。

- (1) 相応しい作業域が存在していないこと（言い換えれば、折角専門教育を受けたのにそれに見合う需要がないのである）、
- (2) 公共部門の企業の賃金水準が、予算上、低いこと、
- (3) 偶然的な職業選択。教育のための教育（大学生になってみたいというだけで高等教育機関で学んでいたこと）（学卒者が専門に合った仕事に就きたいという意欲を欠いている）、
- (4) 学卒者の技能が求人側が希望する要求に合致していないこと、
- (5) 教育サービス市場と学卒者の労働市場のインフラ構造が未発達であること。

ヴィシネフスカヤが、行政機関の代表者、教育機関や雇用機関の代表者、学生・企業家・大学の利害を代表する社会的組織の代表者、大学の就職斡旋部局の代表者から構成される、「高等教育機関卒業者を対象にした就職斡旋助成に関する調整会議」をサンクトペテルブルグ市レベルで組織することをいち早く提案していたのはこのためである⁽³¹⁾。但し、

図表 8 高等教育機関卒業生の就職斡旋形態



〔出典〕 Вишнеvская, Л. А., Формирование системы трудоустройства выпускников высших учебных заведений в переходной экономике, Санкт-Петербург, 2001, с.167.

就職斡旋制度が制度設計に組み込まれた期待に沿って機能していないこと（「ミスマッチ」の発生）は（教育機関から見て）「出口」の時期だけではなく、就職後も引き続き企業の現場において「深刻な事案（「ミスマッチ」を利用するというよりはむしろ「ミスマッチ」をいわば積極的につくりだし活用していること）」として現れている。

3-2 エフェンジェフ調査の問題提起

前掲の図表8は新規学卒者がどのような途を経て就職先に辿り着いているのかを示したものであり、現在のロシアの就職斡旋事情を把握するためには有益である。但し、そこには自ずから限界がある。というのは、それはいわば「形式的な」見取り図であり、その内実が見えてこないからであり、彼ら（新規学卒者）を含めてロシアの人々が実際にどのような基準で就職先を決めているのかという点に関しては、いまだ不明である。しかし、その現実の一端を知るために役立つ資料が公開されている。それは、エフェンジェフ、バラバノヴァ、ゴゴレヴァ（Эфендиев, А. Г., Балабанова, Е. С., Гоголева, А. С.）によって、2008年に、就職斡旋メカニズムの視点からロシア企業の社会的構造を解明することを目指して、モスクワやサンクトペテルブルグ等の80企業で働く人々を対象に実施された実態調査の結果である。

その調査報告を読むと、現代ロシア企業の人的資源管理の現状が浮かびあがってくる。例えば、図表9は、「いま就いている（働いている）職務を選択する際に、なにが決定的な役割を果たしたのか」、言い換えると、「いかなる事柄を基準にして就職先を決めたのか、いかなる事柄が契機となって現在の職務に就いているのか」に付いて、アンケート形式で従業員に回答を求め回収された回答を整理したものである。

図表9 質問「あなたがいま就いている仕事を選ぶにあたって、あなたが考えるに、いかなる事が決定的な役割を果たしましたか？」に対する回答：数字は%

回答の内容	一般の従業員	スペシャリスト	マネジメント層
偶然（必要な時期に必要な場所に入り込めなかった）	34	27	11
専門に沿った仕事経験（勤続年数）	28	28	48
近しい人や親類の勧め	20	17	14
資格証明書に記載されている、学歴、技能資格	19	34	33
類似の仕事経験、様々なプロジェクトの成功体験		16	23
推薦状（技能資格・過去の実績に付いての証明書）	7	11	12
分からない	6	2	3
技能資格・現在の職場の仕事振りに付いての証明書	5	8	22
上司と良好な関係の維持に努めているとの評判	4	6	8
提示された条件を満たす人が他にいなかった	4	2	4
推薦状（人付き合いが良く協調性に富む、という証明書）	3	4	4

注記（宮坂補足）

一般労働者：専門教育を受けていない工場及びオフィス労働者（1210人）

スペシャリスト：高等ないしは中等専門教育を受けた、部下を持たない、スペシャリスト（663人）

マネジメント層：ローマネジメント及びミドルマネジメント（509人）

〔出典〕 Эфендиев, А. Г., Балабанова, Е. С., Гоголева А. С., “Социальная организация российского бизнеса сквозь призму социальных механизмов трудоустройства”, *МИР РОССИИ*, 2010, Т.19, № 4, с.79.

これらの資料がどのように解釈されているのかを確認することが本章の目的である。利用した文献は、(『調査報告書』でもある) Эфендиев А. Г., Балабанова Е. С., Гоголева А. С., “Социальная организация российского бизнеса сквозь призму социальных механизмов трудоустройства”, *МИР РОССИИ*, 2010, Т.19, № 4, с.69-105 と (2人までが同一人である) Эфендиев, А. Г., Балабанова, Е.С., Ребров, А. В., *Человеческие ресурсы российских бизнес-организаций. Проблемы формирования и управления*, Издательство

«Инфра-М»,2016（初版2013年）である。

彼らの資料の読み方に付いては後段で検討することになるが、その前に、参考として、この調査で明らかになった従業員の属性（本稿に直接関連してくるものに限定）に付いて紹介しておく。それはまず図表10と図表11である。図表10は学歴であり、図表11は仕事の経験年数である。

エフェンジェフ、バラバノヴァ、ゴゴレヴァたちはこれらの学歴と仕事の経験年数を組み合わせて（図表12）、技能資格が4つのタイプに分類される（図表13）、と論じている。

図表10 回答者の学歴及び学歴と仕事のプロフィールの合致度：数字は%

学歴	一般の従業員	スペシャリスト	マネジメント層
初等職業教育	22		2
中等職業教育	37	35	15
高等教育	21	66	77
新しい職務あるいは第2の職務を修得するために1カ年未満の職業再訓練を受ける	5	4	4
既存の職業教育が現在の仕事のプロフィールに完全に一致していない	36	37	56

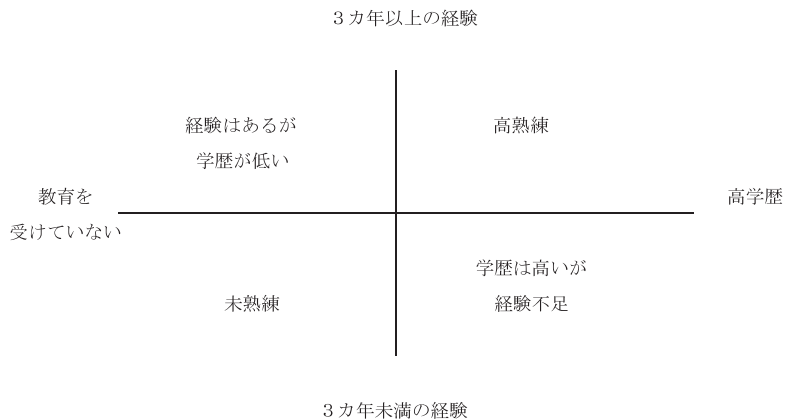
〔出典〕 Эфендиев, Балабанова, Гоголева, Указ. соч., с.84 を一部修正

図表11 専門的な仕事に就いた年数：数字は%

	一般の従業員	スペシャリスト	マネジメント層
3年未満	33	31	32
3年から5年	12	18	24
5年から10年	25	24	24
10年以上	30	27	20
全体	100	100	100

〔出典〕 Эфендиев, Балабанова, Гоголева, Указ. соч., с. 85.

図表 12 技能資格の分類



〔出典〕 Эфендиев, Балабанова, Гоголева, Указ. соч., с. 86.

図表 13 4つのタイプの技能資格：数字は%

	一般の従業員	スペシャリスト	マネジメント層
高熟練	30	41	52
学歴は高いが経験不足	7	11	5
経験はあるが学歴が低い	45	34	35
未熟練	18	14	8
全 体	100	100	100

〔出典〕 Эфендиев, Балабанова, Гоголева, Указ. соч., с. 87.

そして、エフエンジェフ、バラバノヴァ、レプロフ（Эфендиев, А. Г., Балабанова, Е. С., Ребров, А. В.）は、これらの調査に基づいて、2016年の著作で、ロシアの人々の「就職斡旋」の現状を、6つのモデルを構築することによって、提示し説明している（図表14）。

- 1) コネ型就職
- 2) 鼯型就職
- 3) 技能資格優先型就職
- 4) (学歴ではなく) 仕事経験優先型就職
- 5) (仕事経験ではなく) 学歴優先型就職
- 6) 偶然型就職

図表 14 人員範疇毎に見た就職斡旋モデル：数字は%

	一般の従業員	スペシャリスト	マネジメント層
コネ型就職	26	25	21
鼯型就職	3	4	9
技能資格優先型就職	16	18	36
(学歴ではなく) 仕事経験優先型就職	17	25	21
(仕事経験ではなく) 学歴優先型就職	7	9	7
偶然型就職	31	19	6

〔出典〕 Эфендиев, А. Г., Балабанова, Е. С., Ребров, А. В., *Человеческие ресурсы российских бизнес-организаций. Проблемы формирования и управления*, Издательство «Инфра-М», 2016, с. 91.

以下、2010年と2016年の2つの文献を参照して、彼ら（エフエンジェフ、バラバノヴァ、ゴゴレヴァ、レプロフ）が調査結果をどのように読み解いたのかを確認し、現在のロシア企業が抱えている問題の一端を抽出する。

彼らはまずロシアの労働市場の場で展開されている「ビジネス組織への就職」が（たまたまその企業に勤めることになったという）「偶然性」

に左右されていることに注目している。これは、彼らによれば、ロシア企業に熟練労働者が不足している現状と連動している事象である。次に彼らが注目しているのは、教育内容・技能資格とコネ・縁故という2つの「相対立する」属性に基づいて就職活動が展開されているロシア社会の現実である。

彼らの論文では、以下の行論で分かるように、「能力主義」(meritocracy)「非能力主義」というコトバがよく使われているが、教育内容・技能資格は能力主義に対応し、コネ・縁故は非能力主義に対応していると解される。

また、学歴優先型就職が少数派になっていることは教育機関で施されている教育内容と現場の要求が「乖離」していることを示しているが、本稿では、第3の問題に付いてはこれ以上の言及を避け、第1と第2の視点を取り上げる。

エフエンジェフたちはロシア企業の社会的組織が合目的に機能しない原因の1つを「縁故主義(протекцинизм)」(血・友情・仕事の縁で、就職を世話したり異動させること)に見いだしている。彼らによれば、縁故主義にはそれなりの歴史がありしかもインターナショナル的な性格を有する多様な現象の総体であるが、基本的には、2つの形態に分けられる。情報提供型(«Информационный»)縁故主義と天下り型(«Назначенческий»)縁故主義である。

情報提供型縁故主義について、エフエンジェフたちは欧米の研究⁽³²⁾を引用して次のように説明している。欠員状況についての情報が主として社会的な「つて」によってもたらされ、それが職務に就くために試験・面接を受け競争する切っ掛けとなっている、と。その事例として挙げられているのが、調査対象となった応募者の51%迄が友人から欠員情報を入手し、彼らの

60%が採用された、アメリカのIT関連会社の就職状況である。能力主義原理が発達している社会では、「つて」が欠員状況を把握する上で意義を持っているが、情報を提供された応募者がすべての選考過程をそのまま自動的に通過していくわけではないことが強調されている。

情報提供型縁故主義は、現実から推察すれば、一方で、応募者について補足的なしかも信頼できる情報を得る可能性を与えているし、他方で、求職者の仕事探しの範囲を拡大し、空席情報の公式的なチャネルが非公式的なチャネルで補充されている。要するに、「つて」が仕事探し及び選考のリスクを低減させる方向に作用している。

エフェンジェフたちは、能力主義社会における情報提供型縁故主義の重要な特徴として、次の2つの事柄を指摘している。

第1に、「つて」や推薦を利用して採用された従業員は、そのことから、いかなる「特権」も得ていないこと。

第2に、このような就職斡旋をおこなうと、能力主義的原理の役割が高まりそれが競争の進展や没個性的な形式的合理的管理原則の確立と結びつき、人事管理部署の役割が向上し、その結果として、人員の選抜・評価に際して合理的な技術を適用したことが広く認められる。社会的組織における能力主義的原理の発達と人事担当専門部署の権威は連動しているのである。

これに対して、天下り型（情実型）縁故主義は、非能力主義的な社会的組織にしばしば見られる事象であり、職務への任命、人員の選考と密接に結びついている。このメカニズムの根底には（例えば、情実、縁者びいき、なじみ優先、ファミリー主義、コネ、閥、等々）としばしば表現されることがある）社会的組織の幾つかの現象が横たわっている。それらが、原則として、社会的に権威あるステイタス、職務、「収入の多い」職場を、近い人々、親類、縁者、両親、自分に「忠実な」（テスト済みの）友人・同胞の中で配分する、という機能を果たしている。

エフェンジェフたちに拠れば、天下り型縁故主義の目的は以下の3点である。

第1に、家族、閥、(プロフェッショナルリズムではなく、同胞、同級生の個人的な信頼関係原則で結びついた)「仲間」の立場を強化すること。

第2に、指導層の個人的な権力、権威を強化し、自己の立場の安定性を確保し権限が替えがたいものであることを保証すること。これは、原則として、信頼できる「テスト済みの」、すなわち、指導者に反抗せず、あらゆる面で(自分に能力が欠けているという理由からではなく)指導者を支持しようとする、人々を配置することによって、可能である(この場合、天下り型縁故主義は権威主義と結び付いている)。

第3に、天下り型縁故主義は、自分の子供、親類縁者を家族ビジネスに引き込むことによって、彼らの中から、ビジネスに対する当事者意識、イニシアティブ溢れた積極的な態度及び自発性やその他の能力主義的な資質を引き出したい、という希望とも結び付いているのであり、天下り型縁故主義がファミリービジネスのパフォーマンスを高めることを期待されている。換言すれば、天下り型縁故主義は、本来的には、能力主義でもあるのだが、それが活かされるのは、現実には、個人企業のみに限られるであろう、というのがエフェンジェフたちの理解である。

かくして、天下り型縁故主義には次のような特徴が見られる。

(1) コネで採用された従業員は、それによって、一定の「特典」を享受していること。なぜならば、高い地位に任命されるときに、コネが大きく作用しその役割が高まっているからである。

(2) 人事部は人員の選考に際して合理的な方式を取るはずであるが、その役割が低下していること。人事部がその本来の役割を果たしていると認められているのは、基本的には、低い地位へ候補者を選考して就かせる人事のケースに限定されている。

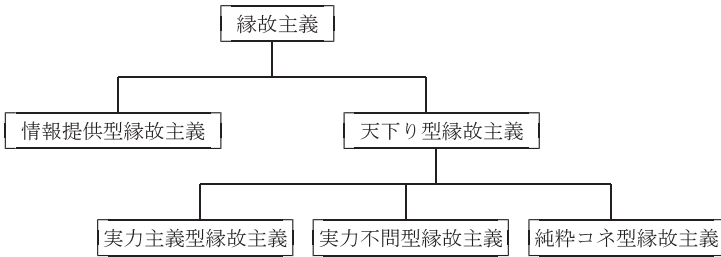
エフェンジェフたちがその調査を通して確認したことはロシアで職に就く場合に天下り型縁故主義が大きな役割を果たしているという事実で

あった。彼らは、学歴と専門職としての仕事経験、当該企業に入社する前に幹部と顔なじみだったあるいは顔なじみではなかったという事実に対する従業員の回答を分析して、ロシアのビジネス組織に見られる縁故主義を 3 タイプに分類している。

- 1) 実力主義型縁故主義 «обоснованный протекционизм»
- 2) 実力不問型縁故主義 «необоснованная протекция»
- 3) 純粋コネ型縁故主義 «чистый блат»

以上を図解すると図表 15 のようになろう。

図表 15 ロシアの縁故主義



〔出典〕 筆者作成

3つのタイプの縁故主義は、エフェンジェフたちの中では、図表 16 のように識別されている。従業員の実務経験と技能に注目すると、実力主義型縁故主義とコネ型縁故主義が対極に位置する。実務経験と技能という特徴を有している従業員が実力主義型縁故主義で入社したグループであり、それらの特徴を欠いている人々がコネ型縁故主義入社組であり、仕事上の関係ではなく、個人的な繋がりで見つけたグループである。その中間に位置しているのが実力不問型縁故主義入社グループであり、現

実には3カ年未満の経験や勤続年数であるにも拘わらず（あるいは現実には専門職としての教育を受けていないにも拘わらず）、経験や勤続年数が考慮されて（学歴を見込まれて）採用されたと回答した従業員である。ロシア企業に就職する際に縁故主義がどのように作用していたのかとの問題意識で、アンケート調査で得られた回答をベースに、その実態を、地域別、組織の発達経緯、組織が置かれている競争の状況、会社設立の歴史という基準で、数字化したのが図表17である。

図表16 ロシアのビジネス組織に見られる縁故主義の識別基準

縁故主義のタイプ	指 標
実力主義型縁故主義	<ul style="list-style-type: none"> ・入社以前に直接の上司と縁があった（母校が同じである。旧い友人である、親類である）、あるいは、知人、親類、親の推薦が入社の決め手となった ・3カ年以上の専門職としての実務経験があり専門職としての経験が入社の決め手となった、あるいは、専門教育を受けたという実績のもとで学歴が入社の決め手となった
実力不問型縁故主義	<ul style="list-style-type: none"> ・入社以前に直接の上司と縁があった（母校が同じである。旧い友人である、親類である）、あるいは、知人、親類、親の推薦が入社の決め手となった ・3カ年以上の専門職としての実務経験はないものも専門職としての経験が入社の決め手となった、あるいは、専門教育を受けてはいないものも学歴が入社の決め手となった
純粹コネ型縁故主義	<ul style="list-style-type: none"> ・入社以前に直接の上司と縁があった（母校が同じである。旧い友人である、親類である）、あるいは、知人、親類、親の推薦が入社の決め手となった ・就職に際して経験や学歴が問われることなく、それらが入社を決め手となっていない

図表 17 組織のなかの縁故主義のタイプ

縁故主義のタイプ	平均	地 域							発達タイプ		競争レベル		歴 史		
		モスクワ	サンクトペテルブルグ	ウラル	ニジニノヴゴルド	南ロシア	シベリア	中央ロシア	極東	急速に発展	漸次的発展	厳しい	緩い	ポストソビエト	新興私企業
一般従業員															
純粋コネ型縁故主義	18	27	18	17	17	32	5	16	6	20	17	23	13	15	20
実力不問型縁故主義	6	10	11	11	11	1	2	7	4	9	5	7	6	4	7
実力主義型縁故主義	3	1	3	1	5	1	1	8	6	2	3	3	2	3	2
スペシャリスト															
純粋コネ型縁故主義	13	18	14	5	14	22	2	17	5	17	11	16	8	8	15
実力不問型縁故主義	10	8	14	24	10	2	2	9	13	9	10	8	9	10	10
実力主義型縁故主義	6	6	4	8	7	4	2	10	5	5	6	5	6	5	6
マネジメント層															
純粋コネ型縁故主義	12	12	3	5	9	40	2	0	0	25	8	16	8	13	12
実力不問型縁故主義	9	13	15	14	4	5	0	14	7	11	8	7	14	5	10
実力主義型縁故主義	9	9	10	8	12	9	2	14	0	8	8	10	8	14	7

〔出典〕 Эфендиев, Балабанова, Гоголева, Указ. соч., с. 96.

エフェンジェフたちは図表 17 を次のように読み解いている。

- 1) 圧倒的な比率で見られた斡旋形態は「純粋コネ型」のそれ（友人か親の推薦だけが就職の決め手になっている）であり、特に、一般従業員に顕著に表れている。次いで多かったのが、実力不問型縁故主義採用であり、縁故就職斡旋ではあるが実力を評価されて採用された実力主義型縁故主義就職は少数（マネジメント層で 9 %、一般労働者では 3 %）であった。
- 2) 企業規模（従業員数）（この指標は図表 17 では示されていない－宮坂）と縁故主義採用の関連を統計的に有意に説明することはできな

かった。但し、このことは、エフェンジェフたちによれば、逆に、縁故主義採用の形態として「純粋コネ型」がロシア全体としてビジネス組織で一般的な現象になっていることを示している。

- 3) 縁故主義の実態には地域の特性が明白に表れている。特に、それは「純粋コネ型」に顕著であり、南ロシアとモスクワではそのタイプの就職斡旋が高い数字を示している。南ロシアではマネジメント層の40%がコネで入社している。
- 4) 部門別（部門別の数字は図表17では公開されていない—宮坂）に見ると、金融分野でコネ採用が多く見られる。例えば、一般従業員のコネ採用組は48%であり、スペシャリストでは46%、マネジメント層では36%である。技術的に複雑な部門では、実力主義型縁故主義入社が、特に、マネジメント層において、拡がっている。建設業では17%、石油採掘産業では21%、機械建設業では13%、化学産業では12%であり、逆に、軽工業ではその数字が低くなっている。
- 5) コネで採用される従業員の比率が「急速に大きくなった」組織で高くなっている。これは「非能力主義」社会で生じる現象である。そのような社会では、企業が、就職斡旋様式を含めて社会的組織が未成熟なままで、一躍成功を収め大きくなることがある。
- 6) 社会において社会的組織が未成熟であることとビジネス組織の競争行動も関連している。調査は、厳しい競争環境が企業をしてプロフェッショナルを経営幹部に採用する方向に作用せず、反対に、採用において「コネ」の重要性が高まっていることを示している。従業員に対する「信頼」「信用」が、プロフェッショナルとしての資質よりも遙かに重要な要因となっている。
- 7) 原則として、ソ連邦崩壊後も生き残っている企業（「ポストソビエト」企業）よりも、新たに設立された私企業において、コネ採用が幅広く普及している。例えば、マネジメント層に関して言えば、「ポスト

ソビエト」企業では、新たに設立された私企業と比べると、明らかに実力主義型縁故主義で採用された人々が多いし、「コネ」で採用された一般従業員やスペシャリストを見ると、「ポストソビエト」企業よりも新たに設立された私企業において数が多くなっている。

コネという就職斡旋は、エフェンジェフたちの解釈では、最も原始的で異常な斡旋形態であるが、それは決して過去の時代から引き継いだ「生得的な（遺伝子レベルの）汚点」ではないし歴史的に形成された伝統的な社会制度の遺産でもなく、むしろ、そのような存在は、ロシアの社会制度が、社会及びビジネスの社会的組織の面で、伝統的な、闊に支配され、非能力主義的な方向に後退していることを示している証拠である。彼らの表現を借りれば、ソ連邦崩壊後も生き延びてきた企業（「ポストソビエト」企業）よりも新しい「市場経済」ロシアで生まれ発達した企業が遙かに数多くその（コネという）「悪性腫瘍」に罹患している。

また、調査から、2008年金融危機の前に新たに設立され、急速に発達した、厳しい競争に晒されている企業で、コネ採用戦略が幅広く採られている現実が明らかになった。それは何故なのであろうか？ エフェンジェフたちの解釈に拠れば、その「理由」として次のような事柄が挙げられる。

- (1) 企業が置かれている環境が極めて不透明で不確実なこと、
- (2) ロシアの労働市場に全般的な特徴として熟練要員が不足していること、
- (3) 社会制度が崩壊し、社会の価値道徳的基盤の危機が続き、その影響が、従業員の道徳的及び仕事上の資質、従業員の法的及び仕事上の責任等、組織が補充しなければならない人材のレベルにも及んでいること。

エフェンジェフたちは自分たちの調査研究の成果を上記のように読み解き、「経験主義的事実は、縁故主義がやむを得ず発達したのではなく、

選好された戦略であり、組織の指導者たちの明確な目的・志向の所産であることを証明している」と述べ、下記のように解説している。

第1に、縁故採用は合目的性格を有する斡旋方式であり、そのことは、最も数多くおこなわれているコネ採用に良く表れているように、非熟練者をはじめから念頭に置いて実施されていることに示されている。

第2に、「コネ採用者」により多額の賃金が支払われ、彼らはより高い生活水準を享受している。具体的な数字を挙げると、推薦で採用された一般従業員は、他の斡旋形態で採用された従業員と比べると、賃金に満足している人々の割合が高い（62%対53%）し、スペシャリストの中でも、物質的保障に満足している割合が高くなっている（15%対6%）。換言すると、コネはより高い生活水準と結びついているのである。そして、このことに、「コネ採用」がモスクワや南ロシアの銀行業界で他にも増して見られるという事実を付け加えるならば、「縁故主義の比重の高まり」と「社会的に高い名声を得られるステイタスが1つの圏内で配分され社会的不平等が危機的な水準に達していること」がリンクしていることは明白である。社会的モビリティの可能性を狭め、社会の幅広い層がより高いステイタスに異動できる可能性を奪ってしまうこと — これが、彼らによれば、縁故主義がもたらす最も重大な結果である。縁故主義、明確に言えば、コネが、社会の極めて制約されたセグメントの中からエリートが形成されるという状況を促進しているのだ。エリートは、情実、土地、血などの多様な縁の壁で社会から切り離され、自らを再生産している。

第3に、他方で、縁故主義が「約束する」ブツ的可能性は決してそれ自体として生じるのではない。コネは、調査によれば、キャリア昇進という局面でより「眼に見える」形で現象している。例えば、「コネ採用」マネジメント層において、この2カ年に、55%（他の斡旋採用者は42%）がキャリア昇進を果たしている。これは偶然的な事態ではなく、「コ

「コネ採用組」は、各自、当初から、マネジメント層に望まれる資質を備えていたのである。

第4に、コネ型就職斡旋は権威主義的組織文化と密接に結びついている。「コネ採用」マネジメント層は、部下に、他の採用組と比べると、次のような事柄を、高い比率で期待していることが明らかになった。「上司の指示に従い、服従し、異議を唱えないこと」(68%：他の斡旋採用者は51%)。「上司を尊敬し、好感を得るように努めること」(52%：他の斡旋採用者は37%)、「規定時間外、例えば、休日にも、働く覚悟があること」(45%：他の斡旋採用者は29%)。

と同時に、マネジメント層の部下への権威主義的な期待が上位のマネジメント層に対する高い忠誠心に転じている現実も見えてきた。「コネ採用」マネジメント層は、良きリーダーは、上役に対して、「反抗することなく忠誠でなければならない」、と考えている(52%：他の斡旋採用者は31%)のであり、また、他の斡旋採用者と比べて、「上役に反対したり、自分の意見を主張する」必要があると考えている「コネ採用」マネジメント層は多少少ない(58%：他の斡旋採用者は64%)し、「率先して革新的な行動や合理化活動を取る」必要があると考えている人々もそれほど多いわけではないのだ(50%：他の斡旋採用者は47%)。エフエンジェフたちは、調査結果から、彼らの中に上位者に対する甚だしい盲目的とも言える忠誠心という精神が存在していると仮定してもあながち間違いではないだろう、と読み取っている。更に言えば、「上位者に対して、自分の部下の利益を擁護したり(46%：他の斡旋採用者は61%)、「独自性を発揮したり自分で責任を取る覚悟を持っている」(50%：他の斡旋採用者は64%)「コネ採用」マネジメント層は少ないのである。言い換えれば、「コネ採用」マネジメント層に関連した調査結果を踏まえると、縁故主義(特に、純粋コネ型縁故主義)が権威主義タイプのリーダーに対する高い忠誠心と結びついている、との仮定が可能なのである。

かくして、調査は、縁故主義が、一面で、権威主義に都合良く機能し、部下（なによりもまず直属の部下）が上司に対して予測可能な方向へ忠実に行動することを余儀なくしていることを示している。他面で、縁故主義は個々人の資質が開花する壁となり、積極性をブロックし、技能が高まりプロフェッショナルリズムや創造性が発現することを妨げ、結果的には、経済、全体としての社会が効率的に発達する障害になっていることが明らかになった。

エフェンジェフたちは調査結果から1つの仮説を導き出した。現代のロシア企業の社会的な組織は、従業員と組織の相互作用の基本的な要因としての従業員の就職斡旋（どのような経緯で採用されたのか、という）視点から見ると、基本的な流れとして、2つの行動原理（すなわち、能力主義原理と伝統的な《閥本位》原理）の相互作用のもとで、通常は、それらに対立しあうなかで、機能している、と。外在的に「熟練要員が不足」し「没価値状況のもとで道徳的に無責任な従業員を採用せざるを得ないという採用の危機」があるために、個々の現場には縁故主義に頼らざるを得ない状況が生まれている、との「診断」である。非能力主義的な《閥本位》原理が安定した流れへと転化している現状では、縁故主義（鼯鼠）が「合法的な」「合目的な」性格を帯びているのであり、そのような事象の背後には「根深い」原因が存在している、との解釈である。

同時に、エフェンジェフたちは次のような認識を示している。「ロシアビジネスに能力主義原理と伝統的な《閥本位》原理が存在しそれらが相互作用し対立していることはビジネスの社会的組織が過渡的な性格のものであり未成熟であることを明らかに証明している」。

エフェンジェフ調査はロシアビジネスの社会的組織の発達段階とその動きの方向を見極める「基礎」資料を提供している。これが彼らの立場である。何故に、2010年代の末ごろロシアでは上述のような流れが支

配的になったのであろうか？ それは、調査結果に依拠する限り、一部の従業員がより高い所得を得ていたこと、特定の産業部門の威信が高いこと、一部の企業が急速に発展したことに縁故・コネが結びついていたことと関連していた事柄であり、そのような事実が、「現代のロシアビジネスの社会的組織において非能力主義的な《閥本位》傾向が支配的な役割を果たしている」、との結論を可能にしているのである。

彼らが注目しているのは、現代のロシアのビジネス環境が非能力主義的な社会的組織を備えた企業を成功に導いているという現実である。言い換えると、ロシア社会のなかで非能力主義的な原理が支配的であるために、ロシアのビジネスに非能力主義的な論理が確立されたのである。能力主義的原理を志向するものではなく、《閥本位》原理を実現するのが成功を勝ち取る、という現実が明らかに存在している。エフェンジェフたちに従えば、ロシアの社会生活に伝統主義的な原理が存在していることを認めることがロシアビジネスの成功の論理を理解する鍵なのである。このことは、ロシアのビジネスが、その性格上、未だに「閥本位」であることを物語っている⁽³³⁾。

同時に、若干矛盾する現象ではあるが、ソビエト時代から生き延びてきた企業と体制転換後の市場経済のもとで新たに設立された企業を比較すると、後者の企業の方がより強く伝統的な《閥本位》原理に支配されていることも、調査によって、判明した。そのためにエフェンジェフは次のように述べている。「我々は、ソビエト的生産関係様式を理想化し、それを近代的なものとして見做す立場に立つものではない。だが調査結果は1つの問題を提起しているのだ。新しいロシア企業における労働活動の社会的組織が、ソビエト的な様式と比べて、近代化への途をどれほど進んでいるのかと言えば、それは疑問であり、あるいは、逆に、市場経済原理のもとでそれに隠れる形で、後退しているのではないだろうか、と」。

エフェンジェフたちの研究のコア概念は「企業の社会的組織」である。彼らは、その研究において、一方では、イギリスの「タビストック学派」（タビストック人間関係研究所（Tavistock Institute of Human Relations））に属する研究者の業績⁽³⁴⁾に学び、他方では、ロシアの（ソ連邦の時代から続く Пригожин, А.И., Подмарков, В.Г., Лапин, Н.И., Шкаратан, О.И. たちの）先行研究の成果を踏まえている。それらの先行研究に共通する視点は「公平」「公正」（不平等ではないこと）である。エフェンジェフたちの調査及びその読み方は、現代の時点で、「企業における公平性の確保」（「公正」がビルトインされた社会的組織によって動かされる企業のあり方を展望する）という問題を突きつけたのであり、それはシカラターン（Шкаратан, О. И.）の問題意識と大きく重なっている⁽³⁵⁾。

エフェンジェフたちの2016年の著作は、組織内の（「入口」から「出口」までの）ヒトの流れが、自分たちの調査の結果を踏まえ、HRM部署との関連を強く意識して、論じられている仕事である。

市場経済に移行したロシアにおいて、人事管理（управления персоналом）が管理の自立的な方向として形成されたのは、キバノフ（Кибанов, А.Я.）の認識に従えば⁽³⁶⁾、1990代の初めであった。この方向が制度的な流れとして具体化されるようになったことを示しているのが、国立管理大学（1885年創立）のなかで、新しい要請に応じて、ロシアで初めて「人事管理領域の専門家養成」という発想が生まれ、2000年に「人事管理専門家」の養成が開始されたことであり、企業レベルでは、人事を所轄事項とする専門部署の重要性が深く認識されるに至り、人事部の設置・整備という形で、ヒトの管理の制度化が進められている。

そこには、上の行論で触れたように、「公平性の確保」という視点がある。このような問題意識が広がっていることを考慮して、ロシアの研

究者たちの眼から見た「ロシア企業のHRM事情」を体系的に論述しそこに潜んでいる諸問題を抽出することが今後の筆者の課題である。

4 小活

ロシアでは、企業の立場からすると、必要な人材を確保できない状況が続き、人材を育てる制度（教育訓練の場としての企業）の構築が「喫緊の」課題の1つとなっている。例えば、ロシアでは、1999年から、企業内大学⁽³⁷⁾が現れ始めたが、それもこのような事態の反映であると解される。企業内大学をはじめとする教育訓練は他の制度（例えば、組織への適応、モチベーションなど）と密接に関連して展開されるものであり、今後の論攷においてはその全体像をあきらかにすることが課題となるが、そこには筆者なりの2つの問題意識がある。

第1に、本稿の認識では、人的資源管理も含めてロシア企業の行動は、ロシア企業が、一方で、欧米先進国に学び市場経済に相応しいスキルを撰取し、他方で、ソ連邦時代の「遺産」を引き継ぎそれを現代の条件下で活かす途を模索ししている試行錯誤の産物である。

第2に、そのような企業の試みのなかに「公正」が組み込まれているのか、「公正」が見られるとすれば、それは「普遍的な公正」なのか、それとも「ロシア的な公正」なのであろうか。

いずれも経営現象の「普遍性」と「特殊性」の解明であるが、前者は筆者が以前から抱えている視点であり、後者は、本稿を準備する中で「エフェンジェフ調査」に接し明確になっていった問題意識である。今後の作業では、2つの視点を軸にロシアの文献を読み解き、ロシア企業でこなわれている人的資源管理の最新「事情」を紹介する予定である。

注記

- (1) ロシアにおけるHRM解釈の一例として、宮坂純一稿「ロシアではHRMがどのように教えられているのか」『奈良産業大学紀要 30 集』2013 年参照。
- (2) Кибанов, А., *Управление персоналом*, КноРус, 2010, с.97-98 : Макарова, И., *Управление человеческими ресурсами : Пять уроки эффективного HR-менеджмента. Учебное пособие*, Издательский дом "Дело" РАНХиГС, 2007, с.208-209.
- (3) 谷地篤博『働く意味とキャリア形成』勁草書房、2007 年、153-157 ページ。
- (4) Кибанов, *Указ. соч.*, с.95.
- (5) Кибанов, *Указ. соч.*, с.96.
- (6) Кибанов, *Указ. соч.*, с.109-111.
- (7) Аширов, Д.А., Егоров А.С. , *Управление карьерой в организации*, Московский международный институт эконометрики, информатики, финансов и права, 2002, с.12-15. キャリアに関しては、Кузнецов, В.В., *Корпоративное образование: учеб. пособие для студ. высш. учеб. заведений*, Изд-во Рос. гос. проф.-пед. Ун-та, 2010 : Зайцев, Г.Г., Черкасская, Г.В., *Управление деловой карьерой*, Изд. центр «Академия, 2007 (<http://www.twirpx.com/file/184320/2016/05/08> アクセス) : Под ред. Максимцев, И., *Управление человеческими ресурсами*, Юрайт, 2012 を参照。
- (8) Кибанов, А., Дмитриева, Ю., *Управление трудоустройством выпускников вузов на рынке труда*, Инфра-М., 2016, с.3.
- (9) 例えば、Конохова, А.С., "И нам в ответ раздаются назначения по городам областного значения»: система распределения выпускников вузов в СССР в годы хрущевской «Оттепели», *Новейшая история России*, №3 (5) , 2012 参照。

- (10) Кибанов & Дмитриева, *Указ. соч.*, с.10.
- (11) Задорожная, И.И., Трудоустройство выпускников вузов: социологический анализ, Москва, 2004, с.65.
- (12) 宮坂純一『現代ソ連邦労務管理事情』千倉書房、1987年、38ページ。
- (13) 宮坂『現代ソ連邦労務管理事情』、41-42ページ。
- (14) Кибанов & Дмитриева, *Указ. соч.*, с.6.
- (15) Задорожная, *Указ. соч.*, с.65.
- (16) Задорожная, *Указ. соч.*, с.65.
- (17) Кибанов & Дмитриева, *Указ. соч.*, с.8.
- (18) Задорожная, *Указ. соч.*, с.69-70.
- (19) Задорожная, *Указ. соч.*, с.72.
- (20) Задорожная, *Указ. соч.*, с.73.
- (21) Задорожная, *Указ. соч.*, с.74.
- (22) Задорожная, *Указ. соч.*, с.76.
- (23) 宮坂『現代ソ連邦労務管理事情』、12ページ。
- (24) Котляр, А., “Система трудоустройства в СССР”, *Экономические науки*, 1984, No.3, с.53.
- (25) Котляр, *Указ. соч.*, с.51.
- (26) Котляр, *Указ. соч.*, с.56.
- (27) Задорожная, *Указ. соч.*, с.156.
- (28) Кибанов & Дмитриева, *Указ. соч.*, с.93.
- (29) 高等教育機関の就職斡旋の1つの事例としてウファ国立電子通信工学カレッジ (Уфимский государственный колледж радиоэлектроники) のそれがある。<http://www.ugkr.ru/student/trudoustroystvo/vakansii.php> (アクセス 2016/05/25) 就職斡旋に関しては、Позднякова, А. Б., Совершенствование системы управления органами трудоустройства, Москва, 2001 や Карпец, В. А., Трудоустройство выпускников вузов как

- социальный процесс, Саратов, 2005 も有益である。
- (30) Вишневская, Л. А., Формирование системы трудоустройства выпускников высших учебных заведений в переходной экономике, Санкт-Петербург, 2001, с.188.
- (31) Вишневская, *Указ. соч.*, с.175 及び с.181-182.
- (32) Peterson T., Sapora I., Seidel M.-D.L., “Offering a Job: Meritocracy and Social Networks” , *American Journal of Sociology*, 2000, Vol. 6, No. 3 ; Stovel K., Savage M., Bearman P., “Ascription into Achievement: Models of Career Systems at Lloyds Bank, 1890–1970” , *American Journal of Sociology*, 1996, Vol.102, No. 2 ; Simon,C.J.,Warner,J.T., “ Matchmaker, Matchmaker: the Effect of Old Boy Networks on Job Match Quality, Earnings, and Tenure” , *Journal of Labor Economics*, 1992,Vol. 10. No. 3.
- (33) 社会レベルの「コネ」に関しては、例えば、Ledeneva,A., “ Blat and Guanxi: Informal Practices in Russia and China” , *Comparative Studies in Society and History*, 2008, Vol. 50, No. 1.; Huseyn,A., *Post-Communist Civil Society and the Soviet Legacy: Challenges of Democratisation and Reform in the Caucasus*iyev, Palgrave Macmillan, 2015 参照。
- (34) 注には、Dubin,R., “Stability of Human Organizations” , in *Modern Organization Theory* (Ed. M. Hair) , John Wiley & Sons, 1959 ; Rice, A., *Productivity and Social Organization*, 1958 ; Trist, E.L., *Socio-Technical Systems*, 1960 があげられている。
- (35) この意味で、シカラターンの仕事は再評価されるべきである。彼のソ連邦時代の代表的著作の1つは *Промышленное предприятие, Социологические очерки*, Мысль, 1978. (宮坂純一訳『社会主義生産集団の科学』杉山書店、1983年) であり、近年では、Шкаратан,О.И.,

- Социально-экономическое положение и поведение профессионалов и менеджеров в сфере занятости : Институциональные проблемы российской экономики, WP1, НИУ ВШЭ, 2006. №3 ; Шкаратан, О.И., “Воспроизводство социально-экономического неравенства в постсоветской России: динамика уровня жизни и положение социальных низов” , *Мир России*, 2008, №4 ; Шкаратан, О.И., *Социально-экономическое неравенство и его воспроизводство в современной России*, ОЛМА Медиа Групп, 2009 ; Шкаратан, О.И., *Социология неравенства. Теория и реальность*, Издательский дом НИУ ВШЭ, 2012 が刊行されている。彼の業績等については、<https://www.hse.ru/staff/shkaratan/> (2016/08/21 アクセス) に詳しく紹介されている。
- (36) Кибанов, А. Я. , *Основы управления персоналом*, Инфра-М, 2012, с.3. これに関しては次の文献も参照。Одегов, Ю. Г. , Котова, Л. Р., *Организация службы управления персоналом. Современный подход*, Альфа-Пресс, 2009; Кибанов, А. Я., Коновалов, В. Г., Ушакова, М. В., *Служба управления персоналом*, КноРус, 2010.
- (37) 事例として、例えば、以下のサイトを参照のこと。「Корпоративный университет «Норильский никель» (<http://university.nornik.ru/>) ; http://www.wikipro.ru/index.php/Корпоративные_университеты (アクセス日 2016/08/25)

《論 文》

大学設置基準と公私立専門学校規程

—— 高等教育機関の条件 ——

渡 辺 邦 博

1. はじめに
2. 大学の諸類型 - 西欧と日本 -
3. わが国「大学」の略史
4. 公私立専門学校規程
5. 戦後への展望

キーワード：大学の歴史、大学設置基準、帝国大学、旧制専門学校、
大学令

1. はじめに

本稿に言う専門学校とは、第2次世界大戦終結までのそれを指し、その後名称は同じでも中等教育の一環として創設された現在の専門学校のことではない。またここでは、何度目かの転換点に遭遇していると言われるわが国の大学制度¹における、大学の設置に関わる問題の一端を考察

1 2014年の報告書「イノベーションの観点からの大学改革の基本的な考え方」では、国立大学についてはあるが、平成28年度からの第3期中期目標期間において、「①地域活性化・特定分野重点支援拠点(大学)」「②特定分野重点支援(大学)」、③世界最高水準の教育研究重点支援(大学)の3類型を踏まえた新たな枠組みを設けた上で、予算措置や評価を、それぞれの固有の機能や役割を最大化する観点からきめ細かく行い、大学としての機能強化を図る、ことが提起され、国立大学86校のうち55校が類型①を、15校が類型②を、16校が類型③を選択した、と言われる。佐和隆光 [2016]、13ページ。

しようとするものである。大学の設置基準とは、大学である条件を示すものであるから。わが国において、それはどのような時点で、どのように登場したのか？その点を確認したい。

明治以来の近代化の波に乗って、わが国は、帝国大学を中心とする大学構想から、大正時代までの日本社会の成熟に対応して公立私立大学の認可、そして敗戦後の「民主化」に沿った大学拡張へと歩を進めてきた。明治の構想を踏襲すれば、たかだか7つの帝国大学しか存在しないところが、779校の大学を擁する国へと発展を遂げたと言える²。

2. 大学の諸類型 — 西欧と日本 —

わが国の大学は、欧米、とりわけヨーロッパの大学をモデルに、明治以降急速に制度を整えたが、形成の時期が同時に、中世に端を発するヨーロッパの大学の転換期でもあった。この変化の特徴は、以下の4点であったと言われる。第一、研究機能の高まり、すなわち、古典中心の知識伝達の間から知識の創造の間への変化。第二、ドイツを中心に産業化の進展に対応した新分野＝工学・農学・商学などの学問が大学から締め出され大学の外の、多様な「専門学校」を生み出したこと。ドイツの「ホッホシューレ」、フランスの「グランゼコール」、ここに大学と専門学校の二元的構造からなる「高等教育システム」が発生した。第三、中世の大学が国境を越えたコスモポリタンな側面を有したのに対して、国民国家の形成の進展を背景に、大学が国家との結びつきを深めナショナルな側面を強化した。教授言語が古典語から民族の言語となり、国家が大学の後援者となるに従い、官僚を主体とする人材育成機関の間となった。第四、大学の特権が学位授与権にあり、それは教会や国家権力によって付与されていたが、中世の伝統を持たない新大陸では、大学の設立も伝統から

2 文部科学統計要覧（平成28年度）によれば、現在779の大学が存在するが、それは人口規模に対しては国際的に見ると多いとは言えないとの見解もある。

自由となり、多様な「私立」大学が自由な大学として発展の方向を示した。日本が欧米の植民地化を逃れ、独立国家として出立するにあたり、各国の諸学問・諸制度の最良のものを選択することとなったのだが、それは想像以上の難事業となったのである。³ 中世以来の大学は、ユニヴァーシティという英語で説明されることが少なくないが、語源のラテン語ウニヴェルシタスが「組合」を意味することから、学問するもの<教師と学生>の自律的共同体という性格を持っており、ギルドになぞらえれば、学生は徒弟、学者（教師）は親方、学位（博士号）は独立した職人の資格証明で、教育と研究の自由は、この共同体の特権として認められた自立性（大学の自治）を基礎とするものであった。⁴

だが、昨今の大学をめぐる状況を重ねてみると、歴史の相違が、大学のありようにも影を落とし、双方の相違点も浮き上がってきているようにも見える。

3. わが国の「大学」略史

わが国の大学は、明治19年の帝国大学令を起点として、終戦までのおよそ70年の間に、「厳密な」基準に従って建設が進められ、昭和16年設置の名古屋帝国大学まで7つの大学を作り出す方針が貫かれ（るはずだった）。しかしながら、明治初年の人口およそ3200万人は、急速な産業化・近代化の進展によって、大正半ばに5000万人を超える勢いを示し、「富国強兵」に対応する高度な専門的人材の養成には、帝国大学以外の高高等教育機関に依存せざるをえない状況を認識した政府は、「国家の須要に応ずる学術技芸を教授し、その蘊奥を攻究する」帝国大学では対処できず、その建設に必要な財力を有するものでもないとの自覚からか、明治36年「専門学校令」を公布⁵して、高等教育機関の二重構造を認め、大正期に

3 天野 [2009] 上巻、18ページ。

4 天野 [2009] 上巻、12ページ。

なると帝国大学以外の大学設置を容認する「大学令」を大正7年に公布して、その教育政策を大きく転換した。設置者として国家以外の道府県

- 5 専門学校令は、帝国大学以外の高等教育機関について、明治政府が定めた法令であって、急速な近代化に必要とされた人材を供給してきた教育機関に対して明治36年段階で一定の基準を提示して、いわば専門学校の淘汰を意図したのと言える。他面でこの法令は、大正の大学令による「大学の誕生」への基盤づくりに大きな役割を果たし、専門学校から大学が生まれる15年に及ぶ「助走期間」の第一歩を形成した。天野[2009]下、143ページ。この種の法令は、国立公文書館のデジタルライブラリー、中野文庫、文部科学省のページなどから比較的容易にダウンロードして利用が可能である。参考までに以下に引用する。引用者が重要とみなす箇所にはアンダーラインを施した。

専門学校令（明治36年勅令第61号）

- 第一条 高等ノ學術技芸ヲ教授スル学校ハ専門学校トス
2 専門学校ハ特別ノ規程アル場合ヲ除クノ外本令ノ規程ニ依ルヘシ
第二条 北海道府県又ハ市ハ土地ノ情況ニ依リ必要アル場合ニ限り専門学校ヲ設置スルコトヲ得但シ沖繩県ハ此ノ限ニ在ラス
第三条 私人ハ専門学校ヲ設置スルコトヲ得
第四条 公立又ハ私立ノ専門学校ノ設置廃止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
第五条 専門学校ノ入学資格ハ中学校若ハ修業年限四箇年以上ノ高等女学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等ノ学力ヲ有スルモノト検定セラレタル者以上ノ程度ニ於テ之ヲ定ムヘシ但シ美術、音楽ニ関スル學術技芸ヲ教授スル専門学校ニ就テハ文部大臣ハ別ニ其ノ入学資格ヲ定ムルコトヲ得
2 前項検定ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム
第六条 専門学校ノ修業年限ハ三箇年以上トス
第七条 専門学科ニ於テハ予科、研究科及別科ヲ置クコトヲ得
第八条 官立専門学校ノ修業年限、学科、学科目及其ノ程度並予科、研究科及別科ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム
2 公立又ハ私立ノ専門学校ノ修業年限、学科、学科目及其ノ程度並予科、研究科及別科ニ関スル規程ハ公立学校ニ在リテハ管理者、私立学校ニ在リテハ設立者文部大臣ノ認可ヲ経テ之ヲ定ム
第九条 公立又ハ私立ノ専門学校ノ教員ノ資格ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム
第十条 公立専門学校ノ職員ノ旅費及給与ニ関スル規程ハ文部大臣ノ認可ヲ経テ地方長官之ヲ定ム
第十一条 公立ノ専門学校ニ於テハ授業料ヲ徴収スヘシ但シ特別ノ場合ニハ之ヲ減免シ又ハ徴収セサルコトヲ得
第十二条 第一条ニ該当セサル学校ハ専門学校ト称スルコトヲ得ス
附 則
第十三条 本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
第十四条 明治二十年勅令第四十八号ハ之ヲ廃止ス
第十五条 既設ノ公立又ハ私立ノ学校ニシテ本令ニ依ルヘキモノハ本令施行ノ日ヨリ一箇年以内ニ第四条ニ準シ認可ヲ申請スヘシ
2 前項ノ手續ヲ為ササルモノハ前項ノ期間ノ満了ト共ニ廃校シタルモノト看做ス
3 第一項ノ手續ヲ為サスモノ不認可ノ命令ヲ受ケタルモノハ其ノ命令ヲ受ケタル日ニ於テ廃校シタルモノト看做ス
第十六条 千葉医学専門学校、仙台医学専門学校、岡山医学専門学校、金沢医学専門学校、長崎医学専門学校、東京外国語学校、東京美術学校及東京音楽学校ハ本令施行ノ日ヨリ専門学校トス

と私学が、また総合的な学部を退けて単科の大学も容認されることになり、それは一面で、大学なるものを一部エリートの占有物ではないと言われる事態をもたらした⁶が、その後の日本社会の発展に対応した、弾力的な政策となったと思われる。

この時代には、大学とは言っても、明治 19 年設置の「帝国大学」以降、明治 30 年に第 2 番目の帝国大学が京都に設置され⁷、大正 7 年 12 月公布になる大学令まで、東北（明治 40）、九州（明治 43）、北海道（大正 7）

6 八木 [1999] 15 ページ。

7 京都帝国大学官制もダウンロード可能である。

京都帝国大学官制（明治 30 年勅令第 211 号）

第一条 京都帝国大学ニ職員ヲ置ク左ノ如シ

総長
書記官
舎監
書記

第二条 総長ハ一人勅任トス文部大臣ノ監督ヲ承ケ帝国大学令ノ規定ニ依リ京都帝国大学一般ノ事ヲ掌リ所属職員ヲ統督ス

2 総長ハ高等官ノ進退ニ関シテハ文部大臣ニ具状シ判任官ニ関シテハ之ヲ専行ス

第三条 書記官ハ専任一人奏任トス総長ノ命ヲ承ケ庶務会計ヲ掌理ス

第四条 舎監ハ専任一人奏任トス総長ノ命ヲ承ケ学生ノ取締ニ関スル事ヲ掌ル

第五条 書記ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務会計ニ従事ス

2 京都帝国大学及分科大学書記ハ通計専任二十七人ヲ以テ定員トス

第六条 分科大学ニ職員ヲ置ク左ノ如シ

教授
助教授
助手
書記

第七条 教授ハ専任五十七人奏任又ハ勅任トス各分科大学ニ置ク所ノ講座ヲ担任シ学生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導ス

2 教授ニシテ分科大学長及医科大学附属医院長ニ補セラレタル者ハ講座ヲ担任セサルコトアルヘシ

第八条 助教授ハ専任十六人奏任トス教授ヲ助ケテ授業及実験ニ従事ス

第九条 助手ハ専任二十八人判任トス教授助教授ノ指揮ヲ承ケ學術技芸ニ関スル職務ニ服ス

第十条 第六条定員ノ外各分科大学ニ学長一人ヲ置キ其ノ分科大学教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

2 分科大学長ハ帝国大学令ノ規定ニ依リ総長監督ノ下ニ於テ各其ノ分科大学ノ事ヲ掌ル

第十一条 医科大学附属医院ニ医院長ヲ置キ医科大学教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

2 医院長ハ総長監督ノ下ニ於テ医院ノ事務ヲ掌理シ所属職員ヲ監督ス

第十二条 京都帝国大学附属図書館ニ館長ヲ置キ教授助教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

2 館長ハ総長監督ノ下ニ於テ図書館ノ事ヲ掌理ス

にそれぞれ帝国大学を発足させたに過ぎなかった。それぞれの帝国大学設置に際しては、勅令主義に則り、各帝国大学についてそれぞれに官制が出されるという形式をとっている。官制とは何か？

大学令以降の最初の官立大学となった東京商科大学の場合も、この「官制」によるもの、であった。⁸

官制とは、帝国大学の職員人事を規定した勅令で、明治19年の帝国大

8 若干長くなるが、以下資料としてweb上に存在する中野文庫から掲載する。同様のものは、国立国会図書館のデジタルコレクションからもダウンロード可能である。行論の関係で、引用者が重要とみなした箇所は、アンダーラインが施してある。

東京商科大学官制（大正9年勅令第71号）

第一条 東京商科大学ニ左ノ職員ヲ置ク

大学長
教授
助教授
事務官
学生監
助手
書記

第二条 大学長ハ勅任トス文部大臣ノ監督ヲ承ケ東京商科大学一般ノ事ヲ掌リ所属職員ヲ統督ス

2 大学長ハ高等官ノ進退ニ関シテハ文部大臣ニ具状シ判任官ニ関シテハ之ヲ専行ス

第三条 教授ハ専任十五人奏任又ハ勅任トス学生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導ス

第四条 助教授ハ専任五人奏任トス教授ヲ助ケテ授業及実験ニ従事ス

第五条 事務官ハ専任一人奏任トス大学長ノ命ヲ承ケ庶務会計ニ従事ス

第六条 学生監ハ一人トス教授又ハ助教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

2 学生監ハ大学長ノ命ヲ承ケ学生ノ監督ニ関スル事ヲ掌ル

第七条 助手ハ専任一人判任トス教授又ハ助教授ノ指揮ヲ承ケ學術ニ関スル職務ニ服ス

第八条 書記ハ専任九人判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務会計ニ従事ス

第九条 大学長ハ必要アル場合ニ於テハ講師ヲ囑託スルコトヲ得

第十条 東京商科大学ニ教授会ヲ置キ教授ヲ以テ之ヲ組織ス

2 大学長ハ教授会ヲ召集シ其ノ議長ト為ル

第十一条 教授会ハ左ノ事項ヲ審議ス

一 学科課程ニ関スル事項

二 学生ノ試験ニ関スル事項

三 文部大臣又ハ大学長ノ諮詢シタル事項

第十二条 大学長ハ必要アリト認ムルトキハ助教授又ハ講師ヲ教授会ニ列席セシムルコトヲ得

第十三条 東京商科大学ニ功勞アル者ニハ勅旨ニ依リ東京商科大学名誉教授ノ名称ヲ与フルコトアルヘシ

第十四条 東京商科大学ニ予科ヲ置ク

学以降、明治 30 年の京都帝国大学から、第 5 番目の北海道帝国大学の設置まで採用されてきたものであるが、大正 7 年の大学令以後最初の官立大学であった東京商科大学の場合にも、基本的にはこの官制が敷かれたのである。

帝国大学に準じ、東京商科大学の場合にも大学長以下教授、助教授、事務官、学生監、助手、書記が配置され、官吏としての職階が決められ

-
- 2 予科ニ教授専任十人、助教授専任四人ヲ置ク
 - 3 教授ハ奏任、助教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル
 - 4 予科ニ主事一人ヲ置キ予科教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス
 - 5 主事ハ大学長ノ命ヲ承ケ予科ノ事務ヲ掌理シ職員ヲ監督シ生徒ノ訓育ヲ掌ル
- 第十五条 東京商科大学ニ附属商学専門部ヲ置ク
- 2 商学専門部ニ教授専任十五人助教授専任七人ヲ置ク教授ハ奏任、助教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル
 - 3 商学専門部ニ主事一人ヲ置キ商学専門部教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス
 - 5 主事ハ大学長ノ命ヲ承ケ商学専門部ノ事務ヲ掌理シ職員ヲ監督シ生徒ノ訓育ヲ掌ル
- 第十六条 東京商科大学ニ附属商業教員養成所ヲ置ク
- 2 商業教員養成所ニ主事一人ヲ置キ商学専門部教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス
 - 3 主事ハ大学長ノ監督ノ下ニ於テ商業教員養成所ノ事務ヲ掌理ス
- 附 則
- 1 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 - 2 本令施行ノ際現ニ東京高等商業学校名誉教授タル者ニハ本令施行ノ際ニ限り勅旨ニ依リ東京商科大学名誉教授ノ名称ヲ与フルコトアルヘシ

条文に言われる奏任官、勅任官、判任官については、明治国家の官吏における職員は、官吏とそれ以外の身分的に区別されたが、前者の官吏は、忠勤の勤務に対して、身分保障と特権が伴った。官吏は、天皇が直接間接の任命大権に寄って任命され、任命のあり様により、親任官、勅任官、奏任官、判任官の身分上の区別があった。親任官、勅任官、奏任官は、高等官とされた。官吏の最高位の親任官は天皇が直接任命する形式を採った。例えば、親任官にあたる職には、内閣総理大臣、国務大臣、特命全権大使、行政裁判所長官、朝鮮総督、朝鮮政務総監、台湾総督、東京都長官、枢密院議長、枢密院副議長、枢密顧問官、検事総長、会計検査院長、陸軍大将、海軍大将などであった。

親任官に次ぐ高等官は、勅任官である。親任官以外的高等官は、一等から八等まで分かれ、一等と二等を勅任官と称した。勅任官は内閣総理大臣が記名した官記を交付し、併せて御璽も押印した。

勅任官にあたる職は、文官の内閣書記官長、法制局長官、企画院次長、情報局次長、特許庁長官、各省次官、防空総本部次長、専売局長官、帝国大学総長、官立大学長、食糧管理局長官、通信院総裁、気象技監、特命全権公使、大使館参事官、東京都次長、警視総監、各府県知事、貴族院書記官長、衆議院書記官長、南洋庁長官、北海道庁長官、樺太庁長官、武官の中将と少将などがあった。以上、吉村 [1977] を参照した。

ていた。大学長は勅任官、教授・助教授・学生監は奏任官、助手は判任官とされ、学科課程と学生試験ならびに文部大臣もしくは学長の諮詢したことを審議する教授会の議長は学長が務める、などが規定されていた。〈現在なら、大学設置基準に規定されている事項であると言えるかもしれない。〉

大正の大学令によって、帝国大学以外の大学認可が緒についたが、官立以外の大学の場合には、文部大臣の認可が必要であったから、このような「官制」も一種の基準として参照・参考とされたのかもしれない。

本格的な基準の出現は、昭和 22 年の学校教育法の施行に基づく⁹ 現行「大学設置基準」を待たなければならないが、高等教育機関設置の基準は、事実上すでに明治末期に準備されていたのである。

国家による「大学」設置には、政府・文部省内部では存在したであろうが、設置者と認可者が同一であるから、基準を提示する必要もなかったであろう。それ以外の高等教育機関の場合には、暗黙のうちに帝国による大学設置の基準を参照するとしても、認可に必要な基準が求められることになるのは必定である。以下に検討するのが、明治 36 年公布の「専門学校令」と同時に示された、「公私立専門学校規程」である。¹⁰

4. 公私立専門学校規程

現行大学設置基準は、総則をはじめとして、教育研究組織、教員組織、教員資格、収容定員、教育課程、卒業の要件、校地ならびに施設設備、事務組織などがもりこまれているが、前述した明治 36 年の専門学校令公

9 学校教育法第 9 章、第 83 条から、第 114 条までに、大学に関する基本的な定義・条件が謳われている。

10 天野 [2009] 下巻、144 ページ。

布と同時に、「公私立専門学校規程」が出された。

それを、「大学設置基準」と比較してみたい。

別記の表は、現行大学設置基準と、「公私立専門学校規程」を比較表にしたものである。前者は現行高等教育機関の基準、後者については、大正 7 年に大学令が公布されて、専門学校の一部は大学に昇格することになったが、少なくとも明治 36 年まではこうした法令の規制は存在していない。大正 7 年の大学令で、あえて公私立大学教員は専任でなくてはならないと規定されるなど、専門学校の教員について厳格な基準があったとは言えない。比較はそうした限界もあるのだが、専門学校について明示的な基準を示そうとしたものとしては評価される。

	大学設置基準	専門学校規程
総則	第 1 条から第 2 条の 3	
教育研究組織	第 3 条から第 6 条	授業科目の担当第 6 条、入学者の選抜第 6 条
教員組織	第 7 条から第 13 条	教員資格第 7 条
教員資格	第 13 条の 2 から第 17 条	学則第 7 条、第 12 条
収容人員	第 18 条	収容人員第 1 条、第 18 条
教育課程	第 19 条から第 26 条	教育課程第 6 条
卒業要件	第 27 条から第 33 条	
校地、校舎などの施設設備	第 34 条から第 40 条 の 3	校地・校舎などの施設設備第 4 条
事務組織	第 41 条・第 42 条	第 4 条、第 6 条
雑則	第 43 条から第 45 条	

そこには、入学資格、教員資格、施設設備の3要件がもられている。¹¹
すでにこの規程では、帝国大学と並ぶ高等教育機関としての要件が盛
られ、現在の「設置基準」を先取りした面を有する。¹²

11 文部省令第十三号

公立私立専門学校規程ヲ定ムルコト左ノ如シ
明治三十六年三月三十一日

文部大臣 理学博士男爵菊池大麓

公立私立専門学校規程

第一条 専門学校令第四条ニ依リ専門学校ノ設置ノ認可ヲ受ケントスルモノハ公
立学校ニ在リテハ管理者、私立学校ニ在リテハ設立者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ文
部大臣ニ申請スヘシ

- 一 目的
- 二 名称
- 三 位置
- 四 学則
- 五 生徒定員
- 六 敷地建物ノ図面及其ノ所有ノ区別
- 七 開校年月
- 八 経費及維持ノ方法
- 九 設立者ノ履歴

医学専門学校ニ就キテハ臨床実習用病院ノ位置、敷地建物ノ図面、臨床実習用
患者ノ定員及解剖用屍体ノ予定数ヲ具スヘシ

第一項第二項ノ敷地ニ関スル図面ニハ面積、地質及附近ノ状況ヲ記シ且飲料水
質ノ調査書ヲ添付スヘシ

第一項第一号乃至第七号及第二項ニ掲ケタル事項ノ変更ハ文部大臣ノ認可ヲ受
クヘシ

第一項第八号ニ掲ケタル事項ノ変更ハ遅滞ナク文部大臣ニ届出ヘシ

第二条 専門学校ハ校地、校舎、校具其ノ他必要ノ設備ヲ為スヘシ

第三条 校地ハ学校ノ規模ニ適応セル面積ヲ有シ且道德上及衛生上害ナキ所タル
ヘシ

第四条 校舎ニハ左ノ諸室ヲ備フヘシ

- 一 教室
- 二 事務室
- 三 其ノ他必要ナル実験室、実習室、研究室、図書室、器械室、標本室、薬品室、
製煉室等ノ諸室

校舎ハ教授上管理上並衛生上適当ニシテ堅牢ナルコトヲ要ス

第五条 校具ハ教授上必要ナル図書、器械、器具、標本、模型等トス

第六条 専門学校ニ於テハ左ノ表簿ヲ備フヘシ

- 一 学則、日課、教科用図書配当表
- 二 職員ノ名簿及履歴書、出勤簿、担任学科目及時間表
- 三 生徒学籍簿、出席簿、徴兵猶予ニ関スル書類
- 四 試験ノ問題、答案及成績表
- 五 資産原簿、出納簿、経費ノ予算決算ニ関スル帳簿

生徒学籍簿ニハ生徒ノ氏名、族籍、居所、生年月日入学前ノ学歴、入学転学退
学ノ年月日及学年、卒業ノ年月日、入学試験ノ有無、転学退学ノ事由、徴兵事故、
保証人ノ氏名及居所等ヲ記載スヘシ

別科ノ生徒ニ関シテハ出席簿、徴兵猶予ニ関スル書類ヲ省略シ及学籍簿ノ記入

例えば教員組織に関する条項はない、それは当然かもしれない。また、教員資格として「学位を有する者」とされているが、戦前の場合「学位」

- 事項ヲ便宜省略スルコトヲ得
- 第七条 専門学校ノ教員タルコトヲ得ヘキ者左ノ如シ
- 一 学位ヲ有スル者
 - 二 帝国大学分科大学卒業者又ハ官立学校ノ卒業者ニシテ学士ト称スルコトヲ得ル者
 - 三 文部大臣ノ指定シタル者
 - 四 文部大臣ノ認可シタル者
- 前項第一号乃至第四号ニ該当スル者ヲ得難キ場合ニ於テハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ一他ノ者ヲ以テ教員ニ代用スルコトヲ得
- 前二項ニ依リ認可ヲ受ケントスル場合ニハ公立学校ニ在リテハ管理者私立学校ニ在リテハ設立者ニ於テ本人ノ履歴書ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ但シ奏薦ニ依リ任命セラル、者ニ就テハ別ニ認可ノ手續ヲ経ルコトヲ要セス
- 文部大臣ハ必要ト認ムルトキハ前項ノ場合ニ於テ学術ノ検定ヲ行フコトアルヘシ
- 本条ニ依ル文部大臣ノ認可ハ当該学校在職中ニ限り有効トス
- 第八条 専門学校ノ本科第二学年以上ニ入学ヲ許スヘキ者ハ本科第一学年ニ入学スルコトヲ得ル資格ヲ有シ且前各学科ノ課程ヲ卒リタル者ト同等ノ学力ヲ有スル者タルヘシ
- 前項入学者ノ学力ハ総テ試験ニ依リ之ヲ検定スヘシ
- 第九条 美術学校音楽学校ノ入学資格ハ中学校若ハ高等女学校第三学年修了ノ程度以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ
- 第十条 学校長ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニハ退学ヲ命スヘシ
- 一 性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者
 - 二 学力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者
 - 三 引続キ一箇年以上欠席シタル者
 - 四 正当ノ事由ナクシテ引続キ一箇月以上欠席シタル者
- 第十一条 学校長ハ教育上必要ト認メタルトキハ生徒ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得
- 第十二条 専門学校ノ学則中ニ規定スヘキ事項凡ソ左ノ如シ
- 一 入学資格、修業年限、学科、学科目、学科程度ニ関スル事項
 - 二 学年、学期、休業日ニ関スル事項
 - 三 入学、退学、進級、卒業等ニ関スル事項
 - 四 懲戒ニ関スル事項
 - 五 入学料、授業料等ニ関スル事項
 - 六 予科、研究科、別科ニ関スル事項
 - 七 寄宿舎ニ関スル事項
- 第十三条 専門学校令第四条ニ依リ専門学校ノ廃止ノ認可ヲ受ケントスルモノハ其ノ理由及生徒ノ処分方法ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ
- 第十四条 専門学校令第十五条ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ受ケントスルモノニ付テハ本令第一条ヲ準用ス
- 第十五条 実業専門学校ニ関シテハ特別ノ規定アル場合ニハ本令ヲ適用セス
- 附則
- 本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ施行ス
- 明治十五年文部省達第四号、同第五号、及同第六号中甲種薬学校ニ関スル規定ハ之ヲ廃止ス 下線は引用者。

12 文部科学省のページには、その背景が説明されている。

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317634.htm

とは博士を意味する。学士は称号であって、学位ではない。博士の取得は、大学でない場合授与権がないのだから、事実上帝国大学卒しか所持不可能であった。また学長資格は、官制上は勅任官と規定されていたが、専門学校には学長がないのだから規定もない。授業時間数に関する規定もない。ただし、時間割、出席簿、試験問題、成績表、などの整備が謳われている。

もちろんその後の世界全体での大学の変化、さらに現行憲法への転換による制度上の変化も散見されるが、設置基準の原型であるとみなせる。

5. 戦後への展望

昭和22年、現在の大学設置基準が登場する。これによって、本稿冒頭に提示した問題「大学とは何か？」に対する統一的・一元的な基準が提示されることとなる。すなわち、教育基本法、学校教育法による教育行政の転換である。この時期大学は、終戦前の46から201に増加したと言われる。新制大学の出立である。この転換がいかなる意味を持つのか？それらについては、本稿の射程外の問題となる。

参考文献

- 佐和隆光 [2016] 『経済学のすすめ』 岩波書店。
天野郁夫 [2009] 『大学の誕生』 上・下、中央公論社。
八木紀一郎 [1999] 『近代日本の社会経済学』 筑摩書房。
吉村 励 [1977] 「公務員の賃金と賃金決定機構」、『講座現代の賃金2 — 企業別賃金の実態』 社会思想社。

《論 文》

イギリスの EU 離脱と経常収支

—— 基礎データの分析 ——

岩 見 昭 三

I. はじめに

2016年6月23日に実施された国民投票で、僅差ながらイギリス国民はEUからの離脱（Brexit）を選択した。離脱によるイギリス、EUひいては世界経済への影響は、今後の離脱交渉の帰趨によるところが大きく、現段階では予測の域にとどまらざるをえない。すでに多くのすぐれた予測が発表されているが、それらに共通するのは、「ヒト・モノ・カネ」の面で、イギリスとEU間で従来と比べて何らかの制約が生じるということである。その制約がどの程度になるかの判断によって影響が異なってくるため、さまざまな予測が乱立しているのが現状である。

しかし、今後の予測にとって、離脱交渉の行方とともに、現在までのイギリス経済の動向がどのように推移してきたかの分析が不可欠である。イギリスのEC（EU）加盟以降イギリス経済がどのように推移してきたか、EC（EU）加盟がイギリス経済にどのような影響を及ぼしてきたのか、つまり、今回のEU離脱の選択にはどのような経済的根拠があったのか、を検証することが重要な課題となってくる。

本稿では、この検証の準備作業として、イギリスの経常収支の基礎データを整理する作業をとおして、とくにイギリスとEUの間の貿易と所得

移転がどのように推移してきたかを確認すること課題とする。データの制約上、対象は 1995 年以降とする。

Ⅱ．経常収支動向（概観）

第 1 表は 1995 年以降のイギリスの経常収支と国際収支の主要項目を示している。表の「第一所得 (Primary income)」は民間部門での所得移転であり、投資所得、雇用者報酬、その他所得から成っている。「第二所得 (Secondary income)」は、EU 機関等との所得移転であり、EU 機関への支払と受取、その他の国際機関との支払と受取等から成っている。

第一に注目されるのは、この表の始点の 1995 年以降経常収支は一貫して赤字が続き、その赤字がとくに 1999 年以降急増していることである。実は、1973 年の EC (欧州共同体：EU の前身) 加盟以降一部の年 (1971 年、1972 年、1978 年、1980～1983 年) を除いてすべて赤字であり、最近その赤字額が増大しているのが特徴である。

第二に、経常収支の内訳で、2011 年までは、貿易収支が赤字、第一所得収支がほぼ黒字、第二所得収支が赤字、と対照的な展開がみられることである。貿易収支の赤字分が第一所得収支の黒字分より大きく、結果として経常収支の赤字が続くことになった。

第三に、その黒字を続けてきた第一所得収支が 2012 年以降赤字に転じ、貿易収支、所得収支のいずれも赤字となり、これが直近の経常収支赤字拡大傾向に拍車をかけていることである。

第四に、貿易収支の内訳で、商品貿易が一貫して赤字を続けてきた一方で、サービス貿易は逆に一貫して黒字と対照的な展開をみせている。このうち、商品貿易の赤字額とその増大の程度のほうがサービス貿易の黒字額よりも大きいため、貿易赤字全体としては赤字となり、2002 年以降の貿易赤字の急増をもたらしている。

第五に、第一所得収支の内訳で、投資所得が圧倒的比重を占め、投資

所得の動向が第一所得収支の動向を規定していることである。実際、雇
用者報酬は、すでに2004年に赤字に転じていたが、その時点ではまだ投
資所得の黒字額のほうが圧倒的に大きく、その赤字額を相殺して、第一
所得収支全体としては黒字を保っていた。「その他」も僅かな黒字を示し
ていたため、この黒字に寄与していた。ところが、2012年に投資所得が
前年の195億8,900万ポンドの黒字から17億6,500万ポンドの赤字に転
じるとともに、第一所得収支全体も196億4,500万ポンドの黒字から21
億8,600万ポンドの赤字に陥ることになった。2012年に同時に「その他」
も赤字に転じたため、第一所得収支の赤字額は投資所得の赤字額よりも
大きくなり、2012年以降雇員報酬、投資所得、「その他」いずれも赤
字となっている。とくに投資所得の赤字の進行が速く、直近の2015年
には過去最大の357億5,600万ポンドの赤字を計上し、それとともに第一所
得収支も過去最大の370億1,600万ポンドの赤字に達している。

第六に、第二所得収支は1960年から一貫して赤字を続けており、赤字
額は2010年以降200億ポンドを超えている。後述するが、EU機関への
拠出による赤字がどのように進展したかが注目されている。

第七に、さらに商品貿易の赤字と所得収支の赤字の内訳を第2表でみ
ると、商品貿易では、輸出入ともに増大しているものの輸入の増加額の
ほうが大きく、輸入増大が商品貿易収支赤字の主因である。所得収支では、
支払に顕著な増加傾向が認められない一方で、受取額が直近の2015年
にはピーク時の2007年と比較して半分以下に減少していることから、受取
額の減少が所得収支赤字の主因である。

以上のように、直近の2015年には貿易収支、第一所得収支、第二所得
収支のいずれも赤字であり、それが1,002億6,100万ポンドに達する過去
最大の経常収支赤字をもたらしている。小項目では、貿易収支のなかの
サービス貿易のみが黒字であり、その他のいずれの小項目とも赤字であ
り、経常収支の赤字が急速に進展している。

II . 所得収支

(1) 第一所得収支

① 項目別推移

第3表は2005年以降の第一所得収支の各項目の推移を示している。前述したように、最大の項目は投資収支であるが、その投資収支は、直接投資による所得、証券投資による所得、「その他の投資による所得」、準備資産からの所得から成り、原表にはそれぞれ所得の受取と支払が示されている。このうち、証券投資による所得は、さらに、株式投資・投資ファンド投資による所得と債券投資による所得を区別して示している。この表から以下のことが確認できる。

第一に、直接投資による所得が直近の2015年にはじめて赤字に転じたものの、それ以前は一貫して黒字で受取超であったのに対し、証券投資による所得が一貫して赤字で支払超と対照的な展開を示している。

第二に、しかし、直接投資による所得の黒字額は、第3表の始点である2005年と比較すると激減しており、他方、証券投資による赤字額は2011年以降微増傾向を示しているにすぎない。したがって、2012年以降の投資所得収支の赤字、ひいては第一所得収支全体の赤字への転化の主因は直接投資による所得の激減である。

第三に、直接投資による所得を受取額と支払額に分けてみると、受取額がピーク時の2007年の1,010億7,300万ポンドから直近の2015年の664億9,900万ポンドと345億7,400万ポンド減少しているのに対し、支払額は同期間に616億5,000万ポンドから694億2,700万ポンドへ77億7,700万ポンド増大しているにすぎない。したがって、直接投資による所得の激減の主因は、イギリスから外国への直接投資による所得受取の急減にある。

第四に、証券投資による所得の内訳をみると、赤字額の増大が大きい

のは債券投資による所得であり、2005 年以降の推移でも赤字の増大速度が大きい。これに対して、株式投資・投資ファンドによる所得の赤字は増減を繰り返し、債券投資よりも赤字額の変動幅は小さい。

第六に、第一所得収支のなかの他の項目である雇用者報酬は、投資所得と比較して僅かな額とはいえ一貫して赤字であるが、赤字額を 2006 年のピークの 9 億 5,800 万ポンドから直近の 2015 年には 2 億 300 万ポンドに減少させており、第一所得収支の大勢に影響していない。

②地域別推移

第 4 表は、第一所得収支の推移を相手地域別に示している。この表から以下のことが確認できる。

第一に、直近の 2015 年ではヨーロッパとアメリカ大陸に対して赤字であるのに対し、アジア、オーストラリア&オセアニア、アフリカに対して黒字であるが、ヨーロッパとアメリカ大陸に対する赤字額がその他の地域に対する黒字額を大幅に上回っているため、全体として 2012 年以降赤字を示している。

第二に、ヨーロッパを EU、EFTA、「その他」に分けると、EU に対しては 2008 年には黒字を示していたのに対し、同年には EFTA と「その他」に対しては赤字であり、この時点では EU 以外のヨーロッパに対する赤字がヨーロッパ全体への赤字の原因となっていた。

第三に、しかし、2009 年に EU に対して赤字に転じて以降同地域に対する赤字が急増し、直近の 2015 年には EU に対する赤字がヨーロッパ全体に対する赤字の 80% 弱に達し、EU に対する赤字がヨーロッパに対する赤字の主因となっている。

第四に、アメリカ大陸に対しては、アメリカ・カナダとブラジルをはじめとする中南米諸国とは傾向が異なり、アメリカとカナダに対してはすでに 2010 年に赤字に転じていたが、同年には中南米諸国に対する黒字がそれを上回り、アメリカ大陸全体に対しては黒字を維持していた。と

ころが、2012 年以降アメリカとカナダに対する赤字が急増し、2013 年には中南米諸国に対する黒字額を上回るようになったため、同年以降アメリカ大陸全体に対して赤字を示すようになった。

第五に、アジア全体に対しては 2009 年を除き一貫して黒字であるが、日本とサウジ・アラビアに対しては赤字を続けており、その他諸国に対する黒字額がその赤字分を上回っており、アジア地域全体に対する黒字に寄与している。黒字を計上しているなかで額が最も大きいのが香港であり、それに次ぐのが中国とインドである。

したがって、2009 年以降の対 EU の赤字増大が第一所得収支の赤字増大の主因となるが、その対 EU の赤字をさらに EU 主要国別に示したのが第 5 表である。これによれば、直近の 2015 年の対 EU の赤字 295 億 4,900 万ポンドのうち、68 億 700 万ポンドと最大シェアの 23% を占めるのがドイツであり、これに続くのが 18% のアイルランドとルクセンブルクである。このうち、ドイツに対しては第 5 表の始点である 2005 年にすでに 47 億 8,300 万ポンドの赤字を計上しており、対 EU 赤字のベースを形成している。アイルランドに対しては 2008 年に赤字に転じて以降 2015 年まで赤字を継続させているが、ルクセンブルクに対しては赤字に転じたのは 2012 年と 3 国のなかでは一番遅い。しかし、急速に赤字を増大させ、2015 年には対アイルランドと同水準の赤字に達している。

これら 3 国のうち、ドイツに対しては、2005～2015 年の期間に受取額が減少しているが同時に支払額も減少しているため、受取額の減少が赤字拡大の原因である。しかし、ルクセンブルクに対しては、とくに 2012 年以降受取額が激減する一方で支払額が増大しているため、この両要因が一体となって 2012 年以降の赤字急増を帰結させている。アイルランドも同様である。

①の「項目別推移」でみたように、第一所得収支の赤字の激減の主因は直接投資による所得受取の急減であった。この事実にも照らし合わせる

と、ドイツ・アイルランド・ルクセンブルクに対する直接投資による所得受取の減少、ならびにルクセンブルク・アイルランドからイギリスに対する直接投資による所得支払の増大が第一所得収支の2012年以降の赤字の急増の主因であると確認できる。

(2)第二所得収支

第二所得収支の受取は、一般政府による受取と「その他部門」による受取に大別できる。一般政府による受取と「その他部門」による受取の割合は、2015年で前者が28%後者が72%であり、2005年以降後者が前者の2～3倍で推移している。一般政府による受取の大半はEU機関からの受取であり、2015年ではそれが一般政府からの受取の89%を占めている。「その他部門」による受取の大半は、イギリスの非生命保険会社に対して支払われるプレミアムであり、2015年ではそれが「その他部門」による受取の62%を占めている。その結果、第二所得の受取全体に対しては、2015年では、一般政府によるEU機関からの受取が25%に対して、イギリスの非生命保険会社に対して支払われるプレミアムが44%と最大のシェアを占め、2005年も前者が29%に対して後者が47%と最近10年間ほぼ同様の割合で推移している。第二所得収支の受取総額も2005年の150億5,000万ポンドから2015年の190億1,200万ポンドへ増加しているものの、第二所得収支の支払総額は同期間に279億1,500万ポンドから436億8,900万ポンドへ急増している。したがって、第二所得収支の赤字拡大の主因は支払の急増にある。

第6表は第二所得収支の支払の項目を示している。これも、受取の場合と同様に、一般政府による支払と「その他部門」による支払に大別できるが、小項目は異なる。一般政府による支払は、社会保障給付金、国際機関に対する拠出金、二国間援助、軍事供与に分けられ、国際機関に対する拠出金はさらにEU機関に対する拠出金と「その他機関」に対する拠出金に細分される。「その他部門」による支払は、所得税・富裕税、

外国の非生命保険会社に支払われるプレミア、イギリスの非生命保険会社から非居住者への支払、家計によるその他の支払に分けられる。

一般政府による支払と「その他部門」による支払の割合は、2015 年で前者が 59% 後者が 41% であり、2005 年には前者が 55% 後者が 45% とほぼ同じ割合で推移している。一般政府による支払の首位は EU 機関への拠出であり、2015 年ではそれが一般政府からの支払の 63% を占め、それに次ぐのが二国間援助の 19% である。2005 年にはそれぞれが 69%、11% であり、これもほぼ同じ割合で推移してきているが、一般政府による支払総額が同期間に 155 億 9,600 万ポンドから 259 億 8,100 万ポンドへ増加しているため、支払額自体は EU 機関への拠出も二国間援助も増加している。「その他部門」による支払で最も多いのは、イギリスの非生命保険会社から非居住者への支払であり、それに次ぐのが家計によるその他の支払である。2015 年では前者が「その他部門」による支払の 47%、後者が 36% を占めている。2005 年にはそれぞれ 57%、37% であったが、「その他部門」による支払総額が同期間に 123 億 1,900 万ポンドから 177 億 800 万ポンドに増加しているため、イギリスの非生命保険会社から非居住者への支払額、家計によるその他支払額とも増加している。

したがって、一般政府による支払と「その他部門」による支払の割合も、またそれぞれのなかの主要小項目間の割合もほぼ同様の割合で推移してきているが、第二所得収支総額自体が 2005 年の 279 億 1,500 万ポンドから 2015 年には 436 億 8,900 万ポンドに急増しているため、各小項目の支払額も増加する結果になった。EU 機関への拠出金が突出して増加したわけでないことは、EU 機関への拠出金の増大がイギリスの EU 離脱の一つの根拠となった、という一部の主張に対して反証の事実を示している。

Ⅲ．貿易収支

(1)商品貿易収支とサービス貿易収支

①商品貿易収支

第 7 表はイギリスの地域別商品貿易収支を示している。この表から以下のことが読み取れる。

第一に、直近の 2015 年においてヨーロッパ・アジア・アフリカに対して赤字である一方、アメリカ大陸（ならびにアメリカ）・オーストラリア & オセアニアに対して黒字である。赤字総額が黒字総額を上回っているため、商品貿易全体では赤字となり、2015 年には赤字額は過去最大の 1,263 億 3,100 万ポンドに達している。

第二に、ヨーロッパ・アジア・アフリカの赤字の 3 地域のなか 2015 年に赤字額が最も多いのが 1,040 億 6,500 万ポンドのヨーロッパであり、アジアに対しては 324 億 1,900 万ポンド、アフリカに対しては 12 億 5,900 万ポンドにすぎず、ヨーロッパに対する赤字がイギリスの商品貿易の赤字の大半を占めている。この 3 地域の赤字総計のうち、ヨーロッパに対する赤字が 75% に達している。

第三に、ヨーロッパに対する赤字は、EU のほかに、EFTA（European Free Trade Association：アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス）、その他（ロシア、ウクライナ、トルコも含む）に分けられるが、赤字が最も大きいのは EU に対してである。とはいえ、2011 年時点では対 EU の赤字が 394 億 7,000 万ポンドに対して、対 EFTA の赤字が 246 億 9,300 万ポンドと接近していた。しかし、2012 年以降対 EU の赤字が急増する一方で対 EFTA の赤字が急減し、2015 年では対 EU の赤字が 894 億 6,800 万ポンドに対して対 EFTA の赤字が 105 億 4,300 万ポンドと前者が後者の 8 倍以上に達している。したがって、2012 年以降のイギリスの商品貿易の赤字（ひいては貿易赤字全体）の主因は、対

EU の赤字増大である。

第四に、アメリカ大陸に対しては、アメリカ、カナダ、中南米諸国では傾向が異なる。原表によれば、アメリカに対しては一貫して黒字を続けている一方で、カナダに対しては逆に一貫して赤字を続けている。他方、中南米諸国に対しては、各国によって異なり、アルゼンチン、コロンビアに対しては赤字であり、ブラジル、メキシコ等に対しては傾向が定まらない。

第五に、アジアに対しては、最も赤字額が大きいのは対中国であり、次いでインド、日本、韓国である。このうち、中国に対しては赤字額が増大を続け 2015 年には過去最高に達しているのに対し、日本に対しては逆に赤字額が減少を続け 2015 年には過去最低に低下しているのが対照的である。

② サービス貿易収支

第 8 表はイギリスの地域別サービス貿易収支を示している。この表から以下のことが読み取れる。

第一に、直近の 2015 年においてすべての地域に対して黒字を続けており、サービス収支全体でも当然黒字を続けている。2015 年における黒字額の多い順は、ヨーロッパ、アメリカ大陸、アジア、アフリカ、オーストラリア&オセアニアである。

第二に、しかし、2005～2015 年の期間に順位の変動があり、2005 年には黒字額が多い順は、アメリカ大陸、アジア、ヨーロッパ、オーストラリア&オセアニア、アフリカであった。したがって、対ヨーロッパの黒字が急増してきたことが特徴として挙げられる。

第三に、ヨーロッパに対する黒字は、EU のほかに、EFTA、その他に分けられるが、2015 年に黒字が最も大きいのは EU に対してである。ところが、2005 年時点では対 EU の黒字が 15 億 3,500 万ポンドにすぎなかったのに対して、対 EFTA の黒字が 43 億 3,400 万ポンドと対 EFTA の黒

字が対 EU の黒字より多かった。しかし、対 EU の黒字の増加速度が対 EFTA のそれを上回ったため、2015 年には対 EU の黒字が 209 億 3,200 万ポンド、対 EFTA の黒字が 93 億 2,300 万ポンドと前者が後者の 2 倍以上に達している。

第四に、アメリカ大陸に対しては、商品貿易の場合と異なり地域差はほとんど見られず、アメリカ、カナダ、中南米諸国のいずれに対しても黒字額を順調に増大させている。ただ、対ヨーロッパに対する黒字の増加速度が対アメリカ大陸のそれを上回ったため、2015 年の黒字額は対ヨーロッパの黒字額を下回ることになった。

第五に、アジアに対しては、2015 年に最も黒字額が大きいのは対日本である。中国に対しては突出した黒字を示していないが着実に黒字額を増加させ、2015 年には日本に次ぐ黒字額を示している。

以上、商品貿易収支とサービス貿易収支を総合すると、いずれの場合も対 EU が最も顕著な特徴を示し主役に躍り出ている。商品貿易の場合、対 EU の赤字が急増してそれが商品貿易全体の赤字急増の主因となっていたのに対し、サービス貿易の場合は、対 EU の黒字が急増してそれがサービス貿易の黒字急増の主因となった。しかし、商品貿易収支の赤字の増大速度のほうがサービス貿易の黒字の増大速度より大きかったため、貿易収支全体では対 EU の赤字が過去最大に達し、対 EU の貿易赤字が巨額の貿易赤字の主因となった。これによる貿易赤字が第一所得収支の赤字とともに 2015 年の過去最大の経常赤字の原因となった。したがって、次項では対 EU の貿易赤字を、さらに立ち入って EU 主要国別の商品貿易から検討する。

(2) EU 主要国別商品貿易

イギリスの商品貿易の最大の赤字地域である対 EU の商品貿易収支を、主要国別に示したのが第 9 表である。

これによれば、直近の 2015 年の対 EU の商品貿易赤字 894 億 6,800 万

ポンドのうち、313 億 900 万ポンドと最大シェアの 34% を占めるのがドイツであり、これに続くのが 16% のオランダ、さらにベルギー（10%）、イタリア（8%）、フランス（7%）、スペイン（5%）が続く。このうち、ドイツに対しては第 5 表の始点である 2005 年にすでに 165 億 8,200 万ポンドの赤字を計上し、対 EU 赤字の 42% に達しており、それ以降一貫して対 EU 赤字の最大を記録し続けている。前述（Ⅲ.(1)①）のように 2012 年以降対 EU の商品貿易赤字が急増するが、2013 年における対 EU の商品貿易赤字分 694 億 800 万ポンドのうち、対ドイツが 270 億 1,200 万ポンドと 38.9%、対オランダが 98 億 300 万ポンドと 14.1%、対イタリアが 67 億 7,200 万ポンドと 9.8%、以下ベルギーが 9.5%、スペインが 5.4%、フランスが 5.0% と、2015 年の水準とほぼ同じ順位で赤字を増大させている。つまり、主としてドイツ、オランダに対する赤字の増大が対 EU の商品貿易赤字の主因であった。

さらに、赤字上位国の赤字の要因を輸出と輸入に分けて検討してみると、ドイツの場合 2011 ～ 2015 年の期間に輸出が 43 億 9,000 万ポンド減少したのに対し、輸入は 107 億 1,800 万ポンド増大しており、輸入の増大が主因の赤字増大である。オランダの場合、同期間に輸出が 81 億 2,200 万ポンド減少したのに対し、輸入の増大は 28 億 1,500 万ポンドにすぎず、輸出の減少が主因の赤字増大である。ベルギーの場合、同期間に輸出が 46 億 9,200 万ポンド減少したのに対し、輸入の増大は 15 億 9,600 万ポンドにすぎず、オランダの場合と同様に輸出の減少が主因の赤字増大である。イタリアの場合、同期間に輸出が 17 億 6,300 万減少しているのに対し、輸入もほぼ同額の 17 億 6,400 万ポンド増大しており、輸出減少と輸入増大が均等に作用した赤字増大である。フランスの場合、同期間に輸出が 45 億 5,500 万ポンド減少したのに対し、輸入の増大は 11 億 700 万ポンドにすぎず、オランダ・ベルギーの場合と同様に輸出の減少が主因の赤字増大である。スペインの場合、同期間に輸出が 10 億 4,200 万ポンド減少

したのに対し、輸入は 21 億 4,800 万ポンド増大しており、ドイツの場合と同様に輸入の増大が主因の赤字増大である。まとめると、ドイツ・スペインに対しては輸入増大を主因とする赤字増大であり、オランダ・ベルギー・フランスに対しては輸出減少を主因とする赤字増大であり、イタリアに対しては輸出減少と輸入増大が均等に作用した赤字増大である。しかし、対 EU 全体では、同期間に輸出が 315 億 6,100 万ポンド減少したのに対し、輸入の増加は 184 億 3,700 万ポンドにとどまり、輸出の減少が主因となって赤字を増大させていた。

したがって、2015 年の商品貿易収支赤字の最大相手国はドイツであるが、主要国に対する 2011～2015 年の赤字増大の主導要因は多様であり、ドイツに対する赤字増大の主因である輸入増大と異なり、EU 全体に対しては輸出減少が同期間における赤字増大の主因であった。

(3) 対 EU 商品貿易品目

① 主要輸出品目

前項でみたように、イギリスの対 EU の商品貿易赤字増大の主因は EU 各国毎に異なるものの、全体としては輸出の減少要因のほうが輸入の増大要因よりも大きかった。そこで、どのような品目の輸出減少が、対 EU 商品貿易赤字の急増期である 2011～2015 年に生じたのか、を示したのが第 10 表である。2015 年における輸出品目のうち、額の大きい上位 10 品目を抽出し、その品目の 2011 年と 2015 年の輸出額を比較して増減を算出している。

輸出減少額が最も大きいのは「鉱物性燃料・鉱物油・鉱物性ろう等」であり、これは主として原油から成る。これが、原油価格下落による価格要因によるものか、輸出数量の減少による数量要因によるものか、はさらに検討されなければならない。多かれ少なかれ両要因とも作用していたと推測できるが、詳細は、イギリスから原油を輸入していた EU の各国が輸入相手国をどのように変化させたかを検証することによって確

認めなければならない。次に輸出減少額が大きいのは「有機化学品」である。2011年には、イギリスの技術力の高水準によって、対 EU 輸出額の 6 位に位置していたが、2015年には9位に低下している。この原因が価格要因によるものか、あるいは従来の EU の輸入国の輸入需要の減少によるものかは、この表だけでは不明である。詳細は、イギリスから輸入していた EU 各国の輸入状況の変化をみることによって確認する必要がある。輸出減少額が多い第 3・4 位は、「原子炉・ボイラー・機械類等」と「電子機器・テレビ等」でそれぞれ 2 兆 652 億 3,700 万ポンド、2 兆 64 億 2,300 万ポンドとほぼ同額の減少額を記録している。第 11 表でみられるように、これら両品目は 2011～2015 年の期間に EU から輸入を急増させており、同期間における輸入増加額は、それぞれ 1 兆 1,522 億 6,700 万ポンド、1 兆 5,147 億 1,500 万ポンドに達している。EU への輸出減少と EU からの輸入増大という事実は、これら両品目の価格競争力が EU と比較して低下したことを意味しており、この低下がどのような要因によって生じたかをさらに検証する必要がある。輸出減少額が多い第 5 位は、「貴金属・宝石・真珠等」で、減少額は 1 兆 6,653 億 3,200 万ポンドに達している。これも、第 11 表でみられるように、2011～2015 年の期間に EU からの輸入を増やしており、価格競争力の相対的低下が推測できるが、詳細は貴金属・宝石・真珠の具体的品目の推移を種類毎に検証することによって確認されなければならない。輸出減少額が多い第 6 位は、「プラスチック材・同部品」であるが、これは第 11 表でみられるように、EU からの輸入も減少させており、EU との価格競争力要因以外の要因によるものと推測されるが、詳細は EU 内の従来の輸出相手国の状況の変化をみることによって検証されなければならない。輸出減少額が多い第 7 位は、「医療製品」である。この輸出減少額自体は 427 億 1,400 万ポンドと他の上位品目と比較して少ないが、第 11 表でみられるように、2011～2015 年の期間に EU からの輸入を 6 兆 4,253 億 4,700 万ポンドも増大させており、EU

との価格競争力が大幅に低下したことを意味している。実際、2011年には、イギリスからEUへの輸出が10兆648億800万ポンド、EUからイギリスへの輸入が10兆573億6,800万ポンドと輸出入がほぼ同額だったのに対し、2015年には、イギリスからEUへの輸出が10兆220億9,400万ポンド、EUからイギリスへの輸入が16兆4,827億1,500万ポンドと、EUに対して大幅な輸入超過国になっている。

②主要輸入品目

次に、どのような品目の輸入増加が、対EU商品貿易赤字の急増期である2011～2015年に生じたのか、を示したのが第11表である。2015年における輸入品目のうち、額の大きい上位10品目を抽出し、その品目の2011年と2015年の輸入額を比較して増減を算出している。

輸入増加額が最も大きいのは「自動車・自動車部品・同付属品」であり、増加額も11兆612億2,100万ポンドと2位の「医療製品」の2倍弱に達している。第10表でみられるように、2011～2015年の期間にイギリスからEUへの輸出も増加させているが、その輸出増加額は8,499億5,100万ポンドにすぎない。その結果、2015年における同品目のイギリスからEUへの輸出額が14兆6,476億7,400万ポンドに対し、イギリスのEUからの輸入額が43兆1,566億200万ポンドに達し、「自動車・自動車部品・同付属品」に関してはイギリスの輸入超過が一層進展し、イギリスの価格競争力が低下したことを意味している。輸入増加額が大きい第2位は「医療製品」である。これは、前項①で確認したように、2011～2015年にイギリスからEUへの輸出を減少させており、イギリスの価格競争力の低下を表している。輸入増加額が大きい第3位は、「電子機器・テレビ等」で、1兆5,147億1,500万ポンドの増加額を記録している。前項①で確認したように、この品目は2011～2015年の期間にイギリスはEUへの輸出を急減させている。EUへの輸出減少とEUからの輸入増大という事実は、この品目の価格競争力がEUと比較して低下したことを意味している。

輸入増加額が多い第4位は、「光学機器・医療用機器等」で、増加額は1兆4,492億800万ポンドに達している。この品目は、第10表でみられるように、2011～2015年の期間にイギリスはEUへの輸出を増加させているが、その増加額は3,001億8,900万ポンドにすぎず、その結果、2015年において同品目においての輸入超過が一層進展している。輸入増加額が多い第5位は、「原子炉・ボイラー・機械類等」であるが、これは「電子機器・テレビ等」の場合と同様に、イギリスからEUへの輸出を急減させており、この品目の価格競争力がEUと比較して低下したことを意味している。輸入増加額が多い第6位は、「家具・寝具等」である。この品目は原表によればイギリスからEUへの輸出も増加させており、輸入増大は価格競争力以外の要因も作用したと推測できる。輸入増加額が多い第7位は、「鉄鋼製品」である。この品目は原表によればイギリスからEUへの輸出を減少させており、輸入増大はイギリスの価格競争力の低下によるところが大きい。輸入増加額が多い第8位は、「貴金属・宝石・真珠等」である。この品目は前項①で確認したように、イギリスからEUへの輸出を大幅に減少させており、イギリスの価格競争力の低下による要因が大きいと詳細は種類毎の詳細な検証が必要である。

③小括

イギリスの対EUの商品貿易の赤字が急増した2011～2015年の期間において、主要輸出入品目に関して品目毎に輸出減少額と輸入増大額を検討すると、以下のことが確認された。

第一に、イギリスからの輸出もイギリスへの輸入も同時に減少している品目があり、これらの原因は、必ずしもイギリスの対EUの価格競争力の低下によるものではない。この品目は、原油、プラスチック等である。

第二に、イギリスからの輸出が減少する一方で、イギリスへの輸入も増大している品目がある。これらの原因は、イギリスの対EUの価格競

争力の低下によるところがきわめて大きい。この品目は、「医療用品」、「真珠・宝石・貴金属等」、「原子炉・ボイラー・機械類」、「電子機器・テレビ等」、「鉄鋼製品」である。

第三に、イギリスへの輸入が増大しているが、その輸入増加額よりも少ない額ながら、EUへの輸出も増大している品目がある。輸入増大額と輸出増大額の如何によって、原因は異なってくるが、「自動車・自動車部品・同付属品」と「光学機器・医療用機器等」の場合、イギリスのEUからの輸入増加額のほうが、イギリスからEUへの輸出増加額よりも圧倒的に大きい。これは、これら両品目においてイギリスの対EU価格競争力が低下したことを意味している。

IV．結論

本稿で確認したのは以下の6点である。

第一に、イギリスは1973年のEC加盟以降1980年後半以降2015年まで経常収支の赤字を続けてきたが、2011年までは貿易収支の赤字が第一所得収支の黒字を凌駕して全体として赤字を形成してきた。ところが、2012年以降第一所得収支も赤字に転じ、経常収支赤字増大に拍車がかかるようになった。

第二に、第一所得収支の大半は所得収支であり、そのなかで、直接投資所得収支は黒字、証券投資所得収支は赤字という構造を2014年まで続けてきたが、直接投資所得収支の黒字が2012年以降急減し、2015年には初めて赤字に転じた。この意味で2012年以降の投資収支の赤字転化の主因は直接投資所得収支の急激な悪化である。

第三に、直接投資所得収支を中核とする第一所得収支は、ヨーロッパに対してすでに2006年から赤字に転じており、2012年以降EUに対する赤字を急増させている。とくに、ドイツ・ルクセンブルク・アイルランドに対しての赤字が大きい。

第四に、第二所得収支の支払分のうち、EU 機関に対する支払は増加しているが、他の小項目と比較して突出した増加ではなく、第二所得収支の支払分総計の伸びとほぼ同じ速度で増加している。

第五に、貿易収支のなかでは、商品貿易収支が赤字、サービス貿易収支が赤字という構造を一貫して続けてきているが、商品貿易収支の赤字の大半は EU に対してであり、2012 年以降 EU に対する赤字を急増させている。EU のなかでは、とくにドイツ・オランダに対する赤字が大きい。

第六に、対 EU 貿易の輸出入品目では、イギリスから EU への輸出が減少ないし停滞する一方で、EU からイギリスへの輸入が増大している品目は、機械類・電子機器・自動車・光学機器等多数あり、主要商品においてイギリスの対 EU 価格競争力が低下している。

しかし、本稿に残された課題は多い。直接投資所得収支に関しては、収支の悪化はなぜ生じたのか、対外投資の件数が減少したのか、収益率が低下したのか、これらはどのような業種で生じているのか、商品貿易収支に関しては、対 EU の価格競争力の低下がなぜ生じたのか、と問題は山積している。さらに、より根本的問題として、以上のような問題はイギリスが EU の一員であることによって生じているのか、あるいは、EU の一員であるにもかかわらず生じているのか、という問題もある。いずれも、EU 離脱後のイギリス経済の動向にとって重要な問題であるが、別稿を期したい。

【主要参考資料】

Office for National Statistics, UK government (2016), *UK Balance of Payments, The Pink Book:2016*, 2016, Dec.

HM Revenue & Customs, UK government, *UK overseas trade statistics, various issues.*

第 1 表 イギリスの国際収支(1995~2015)

(単位:100万ポンド)

	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
商品・サービス貿易	2,394	1,604	3,828	-7,910	-16,169	-20,439	-26,108
商品貿易	-12,985	-14,736	-12,892	-22,343	-29,418	-33,472	-41,913
サービス貿易	15,379	16,340	16,720	14,433	13,249	13,033	15,805
第一所得	-731	-2,258	470	12,601	-618	7,264	11,260
雇用者報酬	-296	93	83	-10	201	150	66
投資所得	-435	-2,351	-299	11,792	-1,530	6,673	10,615
その他	-	-	686	819	711	441	579
第二所得	-7,363	-4,539	-6,097	-8,878	-7,864	-10,053	-6,893
経常収支	-5,700	-5,193	-1,799	-4,187	-24,651	-23,228	-21,741
資本収支	97	806	509	-261	-258	393	73
金融収支	-1,297	-2,030	6,544	563	-21,270	-13,653	-30,063
	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
商品・サービス貿易	-32,945	-30,386	-35,397	-36,502	-36,113	-39,942	-46,189
商品貿易	-48,953	-50,959	-61,941	-70,160	-78,963	-90,540	-95,026
サービス貿易	16,008	20,573	26,544	33,658	42,850	50,598	48,837
第一所得	18,896	20,655	23,481	32,624	16,452	16,429	5,281
雇用者報酬	67	59	-494	-610	-958	-734	-715
投資所得	17,861	19,324	22,696	32,094	16,594	16,626	5,634
その他	968	1,272	1,279	1,140	816	537	362
第二所得	-9,382	-10,822	-11,090	-12,865	-12,702	-13,977	-14,094
経常収支	-23,431	-20,553	-23,006	-16,743	-32,363	-37,490	-55,002
資本収支	-675	-65	90	-843	-1,527	-169	220
金融収支	-22,443	-14,150	-13,517	-12,304	-28,587	-26,554	-39,261
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
商品・サービス貿易	-34,355	-42,593	-27,060	-37,334	-39,238	-36,223	-38,568
商品貿易	-86,624	-97,384	-94,955	-110,907	-120,664	-122,575	-126,331
サービス貿易	52,269	5,791	67,895	73,573	81,426	86,352	87,763
第一所得	5,360	20,193	19,645	-2,186	-10,341	-23,766	-37,016
雇用者報酬	-259	-389	-173	-148	-326	-470	-203
投資所得	4,863	20,468	19,589	-1,765	-9,544	-22,642	-35,756
その他	756	114	229	-273	-471	-654	-1,057
第二所得	-15,836	-20,662	-21,673	-21,913	-26,863	-25,009	-24,677
経常収支	-44,831	-43,062	-29,088	-61,433	-76,442	-84,998	-100,261
資本収支	404	3	-380	-167	-472	-415	-1,129
金融収支	-29,017	-30,276	-23,455	-52,786	-78,558	-78,589	-99,456

(出所) Office for National Statistics, UK's government, *UK Balance of Payments. The Pink Book:2016*, 2016 Dec. より作成。

第2表 イギリスの輸出入と投資所得の受取・支払(1995～2015)

(単位:100万ポンド)

	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
商品貿易	-12,985	-14,736	-12,892	-22,343	-29,418	-33,472	-41,913
輸出	153,577	167,196	172,110	163,997	166,539	188,130	189,624
輸入	166,562	181,932	185,002	186,340	195,957	221,602	231,537
サービス貿易	15,379	16,340	16,720	14,433	14,433	13,033	15,805
輸出	59,202	65,085	67,377	70,375	75,960	81,739	88,444
輸入	43,823	48,745	50,657	55,942	62,711	68,706	72,639
投資所得	-435	-2,351	-299	11,792	-1,530	6,673	10,615
受取	85,797	90,122	96,180	105,941	103,423	134,480	139,884
支払	86,232	92,473	96,479	94,149	104,953	127,807	129,269

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
商品貿易	-48,953	-50,959	-61,941	-70,160	-78,963	-90,540	-95,026
輸出	186,776	188,546	191,608	212,053	243,957	222,964	254,577
輸入	235,729	239,505	253,549	282,213	322,920	313,504	349,603
サービス貿易	16,008	20,573	26,544	33,658	42,850	50,598	48,837
輸出	93,255	104,635	114,711	129,285	15,836	157,679	166,223
輸入	77,247	84,062	88,167	95,627	102,986	107,081	117,386
投資所得	17,861	19,324	22,696	32,094	16,594	16,626	5,634
受取	124,178	12,908	10,914	193,049	249,298	307,890	287,868
支払	106,317	105,584	118,218	160,955	232,704	291,264	282,234

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
商品貿易	-86,624	-97,384	-94,955	-110,907	-120,664	-122,575	-126,331
輸出	229,107	270,196	308,171	301,621	303,147	292,894	284,855
輸入	315,731	367,580	403,126	412,528	423,811	415,469	411,186
サービス貿易	52,269	54,791	67,895	73,573	81,426	86,352	87,763
輸出	169,473	174,121	188,816	197,520	214,495	218,760	225,485
輸入	117,204	119,330	180,406	123,947	133,069	132,408	137,722
投資所得	4,863	20,468	19,589	-1,765	-9,544	-22,642	-35,756
受取	176,117	174,003	199,995	170,279	157,261	139,005	136,331
支払	170,254	153,535	180,406	172,044	166,805	161,647	172,087

(出所) 第1表と同じ。

第3表 イギリスの第一所得収支(2005～2015)

(単位:100万ポンド)

	2005	2006	2007	2008	2009	2010
雇用者報酬	-610	-958	-734	-715	-259	-389
投資所得	32,094	16,594	16,626	5,634	4,863	20,468
直接投資 収支	51,409	39,728	39,423	26,119	23,755	47,832
受取	83,537	91,669	101,073	86,588	74,345	92,933
支払	32,128	51,941	61,650	60,469	50,590	45,101
証券投資	-2,578	-5,706	-3,016	-7,819	-5,430	-13,868
株式等投資	-3,978	-3,116	-486	-4,892	-4,508	-4,176
債券投資	1,400	-2,590	-2,530	-2,927	-922	-9,692
その他投資	-17,396	-18,073	-20,391	-13,443	-14,245	-14,208
準備資産所得	659	645	610	777	783	712
その他第一所得	1,140	816	537	362	756	114
合計	32,624	16,452	16,429	5,281	5,360	20,193

	2011	2012	2013	2014	2015
雇用者報酬	-173	-148	-326	-470	-203
投資所得	19,589	-1,765	-9,544	-22,642	-35,756
直接投資 収支	53,488	34,861	27,809	13,291	-2,928
受取	104,618	87,182	83,972	71,164	66,499
支払	51,130	52,321	56,163	57,873	69,427
証券投資	-19,417	-21,560	-25,602	-25,644	-22,745
株式等投資	-7,573	-5,921	-11,658	-7,638	-9,152
債券投資	-11,844	-15,639	-13,944	-18,006	-13,593
その他投資	-15,243	-15,760	-12,400	-10,935	-10,938
準備資産所得	761	694	649	646	855
その他第一所得	229	-273	-471	-654	-1,057
合計	19,645	-2,186	-10,341	-23,766	-37,016

(出所)第1表と同じ。

第4表 イギリスの地域別第一所得収支(2005~2015)

(単位:100万ポンド)

	2005	2006	2007	2008	2009	2010
ヨーロッパ	773	-6,658	-3,935	-482	-16,142	-4,930
EU	4,003	178	-1,249	12,395	-775	-4,224
EFTA	-1,962	-3,018	-1,609	-6,866	-3,290	575
その他	-1,268	-3,818	-1,077	-6,011	-12,077	-1,281
アメリカ大陸	16,326	14,337	11,293	136	20,543	4,600
アメリカ	8,745	6,116	2,468	-3,491	3,469	-2,446
アジア	5,362	3,817	4,568	916	-1,579	10,968
中国	499	406	374	620	589	1,077
日本	-342	-1,817	-2,070	-3,380	-4,770	-3,041
オーストラリア&オセアニア	3,062	3,187	3,545	3,860	2,115	6,632
アフリカ	7,319	2,227	1,646	1,746	1,111	3,737
世界合計	32,624	16,452	16,429	5,281	5,360	20,193

	2011	2012	2013	2014	2015
ヨーロッパ	-10,127	-24,247	-22,492	-33,665	-37,367
EU	-10,293	-24,215	-20,763	-29,017	-29,549
EFTA	-793	-2,860	497	-3,582	-5,232
その他	959	2,828	-2,226	1,066	-2,586
アメリカ大陸	9,081	1,024	-2,950	-2,105	-10,515
アメリカ	1,626	-3,293	-6,926	-3,675	-9,950
アジア	13,152	15,870	9,746	7,971	5,989
中国	1,043	1,325	766	554	1,185
日本	-3,671	-4,957	-1,755	-3,004	-3,121
オーストラリア&オセアニア	4,466	1,169	3,479	2,847	3,674
アフリカ	4,335	5,553	3,301	2,427	2,145
世界合計	19,645	-2,186	-10,341	-23,766	-37,016

(出所)第1表と同じ。

第5表 イギリスの対EU主要国第一所得収支(2005~2015)

(単位:100万ポンド)

	2005	2007	2009	2011	2013	2015	
EU28ヶ国	収支	4,003	-1,249	-775	-10,293	-20,763	-29,549
	受取	77,205	131,316	72,114	74,892	58,802	50,662
	支払	73,202	132,565	72,889	85,185	79,565	80,211
ベルギー	収支	546	1,232	76	571	-2,109	-2,044
	受取	3,445	6,378	2,541	3,076	1,410	1,177
	支払	2,899	5,146	2,465	2,505	3,519	3,221
フランス	収支	-2,721	2,051	-5,382	-3,126	-1,745	-2,374
	受取	10,303	23,024	8,637	10,771	8,312	8,564
	支払	13,024	20,973	14,019	13,897	10,057	10,938
ドイツ	収支	-4,783	-9,917	-2,466	-7,529	-8,792	-6,807
	受取	12,159	19,060	10,273	7,896	7,160	7,936
	支払	16,942	28,977	12,739	15,425	15,952	14,743
アイルランド	収支	122	860	-3,585	-5,311	-2,503	-5,412
	受取	7,595	15,350	7,352	5,756	6,681	5,627
	支払	7,473	14,490	10,937	11,067	9,184	11,039
イタリア	収支	2,199	2,661	1,319	105	-1,375	-239
	受取	5,389	7,471	3,976	3,491	2,433	2,803
	支払	3,190	4,810	2,657	3,386	3,808	3,042
ルクセンブルク	収支	2,032	5,129	5,229	6,698	-1,876	-5,334
	受取	6,918	13,369	10,480	13,848	6,488	3,775
	支払	4,886	8,240	5,251	7,150	8,364	9,109
オランダ	収支	2,412	-5,028	4,387	4,318	2,319	-3,436
	受取	12,186	21,349	11,982	14,909	13,465	8,324
	支払	9,774	26,377	7,595	10,591	11,146	11,760
スペイン	収支	841	1,983	422	-4,102	-1,687	336
	受取	5,095	8,152	4,869	3,062	2,597	2,566
	支払	4,254	6,169	4,447	7,164	4,294	2,230

(出所) 第1表と同じ。

第6表 イギリスの第二所得の支払(2005～2015)

(単位:100万ポンド)

	2005	2006	2007	2008	2009	2010
一般政府	15,596	16,063	16,382	16,966	19,268	20,900
社会保障給付	1,650	1,721	1,829	1,999	2,099	2,160
国際機関拠出	11,995	12,437	12,375	12,570	13,945	15,065
EU機関	10,837	10,696	10,648	10,698	12,134	13,054
その他	1,158	1,741	1,727	1,872	1,811	2,011
二国間援助	1,803	1,767	2,048	2,239	2,852	3,128
軍事供与	148	138	130	158	372	547
その他部門	12,319	16,916	11,419	17,416	13,441	15,304
非生保への支払	16	39	50	54	77	345
非生保による支払	7,092	11,794	5,952	11,453	7,463	8,352
家計によるその他支払	4,622	4,655	4,868	5,116	5,336	5,539
合計	27,915	32,979	27,801	34,382	32,709	36,204

	2011	2012	2013	2014	2015
一般政府	21,716	21,989	27,015	25,930	25,981
社会保障給付	2,287	2,285	2,477	2,582	2,679
国際機関拠出	15,143	15,294	17,672	17,532	17,619
EU機関	13,138	13,543	16,451	16,147	16,504
その他	2,005	1,751	1,221	1,385	1,115
二国間援助	3,759	4,041	6,321	5,366	5,112
軍事供与	527	369	545	450	569
その他部門	14,192	16,380	19,474	18,326	1,7708
非生保への支払	197	711	3,433	3,082	2,249
非生保による支払	7,505	9,082	9,326	8,555	8,379
家計によるその他支払	5,744	5,947	6,150	6,320	6,462
合計	35,908	38,369	46,489	44,256	43,689

(出所) 第1表と同じ。

第7表 イギリスの地域別商品貿易収支(2005～2015)

(単位:100万ポンド)

	2005	2006	2007	2008	2009	2010
ヨーロッパ	-52,188	-51,707	-61,925	-66,029	-59,484	-66,844
EU	-38,852	-33,279	-44,007	-41,940	-40,561	-43,899
EFTA	-8,957	-12,948	-12,962	-19,964	-15,252	-20,164
その他	-4,379	-5,480	-4,956	-4,125	-3,671	-2,781
アメリカ大陸	5,761	3,129	1,811	4,425	6,199	7,469
アメリカ	8,748	6,675	6,553	9,770	9,850	11,193
アジア	-21,169	-27,096	-27,507	-30,722	-32,136	-37,185
中国	-10,281	-12,564	-14,544	-17,946	-19,691	-22,767
日本	-4,617	-3,725	-4,032	-4,618	-3,092	-3,745
オーストラリア&オセアニア	297	130	47	294	195	609
アフリカ	-2,861	-3,419	-2,966	-2,994	-1,398	-1,433
世界合計	-70,160	-78,963	-90,540	-95,026	-86,624	-97,384

	2011	2012	2013	2014	2015
ヨーロッパ	-66,973	-85,438	-91,498	-96,182	-104,065
EU	-39,470	-58,354	-69,408	-79,262	-89,468
EFTA	-24,693	-23,376	-19,222	-12,555	-10,543
その他	-2,810	-3,708	-2,868	-4,465	-4,054
アメリカ大陸	8,885	10,128	10,713	3,743	9,783
アメリカ	11,426	11,424	12,051	9,017	12,514
アジア	-35,826	-32,003	-33,490	-26,781	-32,419
中国	-21,573	-20,356	-22,455	-21,365	-25,247
日本	-4,122	-3,591	-2,791	-2,978	-2,363
オーストラリア&オセアニア	1,506	1,978	1,726	1,717	1,629
アフリカ	-2,547	-5,572	-8,115	-5,072	-1,259
世界合計	-94,955	-110,907	-120,664	-122,575	-126,331

(出所) 第1表と同じ。

第8表 イギリスの地域別サービス貿易収支(2005~2015)

(単位:100万ポンド)

	2005	2006	2007	2008	2009	2010
ヨーロッパ	7,169	10,395	18,010	16,746	21,269	21,730
EU	1,535	3,531	9,037	8,723	11,489	13,173
EFTA	4,334	4,993	4,794	4,347	7,014	6,190
その他	1,300	1,871	4,179	3,676	2,766	2,367
アメリカ大陸	13,532	18,961	20,876	19,792	17,815	17,989
アメリカ	10,512	16,236	15,005	14,472	12,081	11,706
アジア	11,862	11,520	7,696	7,678	7,650	8,137
中国	1,045	967	296	720	569	731
日本	2,772	2,364	1,044	263	1,456	964
オーストラリア&オセアニア	706	1,015	1,714	2,426	2,522	2,761
アフリカ	276	1,013	2,185	2,074	2,817	4,044
世界合計	33,658	42,850	50,598	48,837	52,269	54,791

	2011	2012	2013	2014	2015
ヨーロッパ	26,411	24,713	23,144	33,713	35,101
EU	17,389	15,429	12,373	21,116	20,932
EFTA	6,438	7,099	8,177	8,917	9,323
その他	2,584	2,185	2,594	3,680	4,846
アメリカ大陸	26,020	31,553	36,380	29,147	32,076
アメリカ	18,749	23,270	28,199	22,356	26,804
アジア	7,058	8,338	14,422	15,581	13,735
中国	1,194	1,388	2,845	2,072	2,272
日本	-201	1,143	2,274	2,577	3,208
オーストラリア&オセアニア	3,438	3,860	4,150	2,638	3,085
アフリカ	4,830	4,977	3,284	5,231	3,736
世界合計	67,895	73,537	81,426	86,352	87,763

(出所) 第1表と同じ。

第9表 イギリスの対EU主要国商品貿易(2005~2015)

(単位:100万ポンド)

		2005	2007	2009	2011	2013	2015
EU28ヶ国	収支	-38,852	-44,007	-40,561	-39,470	-69,408	-89,468
	輸出	123,069	128,507	125,501	165,085	151,256	133,524
	輸入	161,921	172,514	166,062	204,555	220,664	222,992
ベルギー	収支	-3,159	-3,402	-4,422	-3,092	-6,621	-9,380
	輸出	11,269	11,823	10,870	16,248	13,828	11,556
	輸入	14,428	15,225	15,292	19,340	20,449	20,936
フランス	収支	-2,402	-4,119	-3,574	-830	-3,448	-6,492
	輸出	20,133	18,137	17,255	22,475	20,977	17,920
	輸入	22,535	22,256	20,829	23,305	24,425	24,412
ドイツ	収支	-16,582	-20,223	-16,374	-16,201	-27,012	-31,309
	輸出	23,491	25,045	24,562	34,870	29,796	30,480
	輸入	40,073	45,268	40,936	51,071	56,808	61,789
アイルランド	収支	5,813	6,306	3,300	5,023	6,055	3,961
	輸出	16,458	17,800	15,959	18,223	18,592	16,764
	輸入	10,645	11,494	12,659	13,200	12,537	12,803
イタリア	収支	-4,100	-4,306	-4,198	-3,994	-6,772	-7,521
	輸出	8,876	9,206	8,385	10,248	8,513	8,485
	輸入	12,976	13,512	12,583	14,242	15,285	16,006
オランダ	収支	-8,038	-8,327	-4,068	-3,883	-9,803	-14,820
	輸出	12,897	15,193	18,299	24,992	25,424	16,870
	輸入	20,935	23,520	22,367	28,875	35,227	31,690
スペイン	収支	-996	-581	-507	-1,979	-3,773	-5,169
	輸出	10,782	10,062	9,249	9,952	8,663	8,910
	輸入	11,778	10,643	9,756	11,931	12,436	14,079

(出所) 第1表と同じ。

第10表 イギリスの対EU商品貿易の主要輸出品目(2011・2015年)

(単位:100万ポンド)

品目	2011	2015	増減
鉱物性燃料・鉱物油・鉱物性ろう等	30,786,084	15,753,060	-15,033,024
有機化学品	6,192,001	3,530,577	-2,661,424
医療製品	10,064,808	10,022,094	-42,714
プラスチック材・同製品	5,371,725	5,062,727	-308,998
真珠・貴金属等	4,361,892	2,696,560	-1,665,332
原子炉・ボイラー・機械類等	16,910,854	14,845,617	-2,065,237
電子機器・テレビ等	11,495,516	9,489,093	-2,006,423
自動車、自動車部品・付属品	13,797,723	14,647,674	849,951
航空機、宇宙飛行体、関連部品	4,199,446	6,483,754	2,284,308
光学機械・医療用機器等	4,481,752	4,781,941	300,189

(出所) HM Revenue & Customs, UK government, *UK overseas trade statistics*, various issues. より作成。

第11表 イギリスの対EU商品貿易の主要輸入品目(2011・2015年)

(単位:100万ポンド)

	2011	2015	増減
鉱物性燃料・鉱物油・鉱物性ろう等	12,407,212	7,666,956	-4,740,256
医療製品	10,057,368	16,482,715	6,425,347
プラスチック材・同製品	8,234,234	8,142,368	-91,866
貴金属・宝石・真珠等	3,422,472	3,449,081	26,609
鉄鋼製品	3,075,120	3,242,585	167,465
原子炉・ボイラー・機械類等	24,196,135	25,348,402	1,152,267
電子機器・テレビ等	18,208,628	19,723,343	1,514,715
自動車・自動車部品・同付属品	32,095,381	43,156,602	11,061,221
光学機器・医療用機器等	5,098,770	6,547,978	1,449,208
家具・寝具等	2,585,141	3,259,439	674,298

(出所) 第10表と同じ。

《論 文》

小売企業のグループ化に伴う 異文化障壁と企業文化の管理方法

水 野 清 文

1. はじめに

大量仕入・大量販売、セルフサービス販売方式の導入などにより1950年代半ばから1980年代にかけて全盛だった大手小売企業の売上は、その後は老衰化した。こうしたなか、2000年代以降、競争力強化に向けた取り組みとして企業の相次ぐ再編がみられる。

本論文は、グループ化が効果的に実行されるための前提という意味で深く関係するグループ内企業の企業文化に着目する。本研究の目的は、企業再編が活発化するなか、食品小売企業のグループ化に焦点を当てながら、グループ内企業の企業文化が与える影響について検討・考察することで、組織間融合とグループ化戦略の有効化への手掛かりを得ることである。

2. 企業文化の重要性と構成要素の再考

企業文化に関する研究は、アメリカで1970年代に盛んに取り上げられていた。そのほとんどの研究内容が経済的成果や経営業績との関連に焦点を当てたものであった。この頃のアメリカ企業は、拡大化・多角化が浸透し、経営業績はそれまでのような急速な伸びは見込むことができなくなっていた。そこで、企業の在り方を見直すことによって、経営業績

の向上につなげていこうとする考え方が広まっていた。わが国でも、1980年代以降、企業文化という用語は、コーポレート・カルチャー (corporate culture) の訳語としてアメリカから輸入されるとともにこうした企業文化研究が頻繁に取り上げられるようになった。しかし、実際のところ、社会学的にはそれ以前から存在していたとされている¹。

企業という社会システムが、他のさまざまな社会集団と異なるどんな特性や個性をもつかを表す用語として、軍隊文化、役所文化、学校文化などととも概念化されていたし、それに関する研究もされていた²。例えば、月刊誌『リクルート』³は、1969年2月号で「企業文化の研究」を特集しているし、1979年10月には、“企業文化”をタイトルとしたはじめての単行本『企業文化論の提唱』⁴が刊行されている⁵。

1980年代以降になると、わが国でも企業文化に対する関心が高まり、その研究や調査が多く取り上げられるようになった。それは、戦後から1970年代にかけての経済成長で国民の需要が概ね満たされたことによって、企業の成長にも限界がみえはじめたことにある。国民の需要の多様化や産業内競争、さらには国際関係の複雑化によって、これまでの拡大化・多角化だけでは成長を見込めなくなったのである。このような環境に適応していくうえで過去の栄光に浸っている企業文化は澱んだものとなってしまったのである。そのため、企業の在り方を新たな視点で捉え、それを見直していく必要性が出てきたのである。こうした状態を打破しようという認識から企業文化に関する研究が広まったと考えられる。

さらに1985年以降、企業文化は経営者の経営課題として明確に位置づけられるようになった。この時代になると企業文化は企業経営の表舞台に立ち、研究者や企業人によって企業文化の変革についての議論がなされるようになった。このように、企業文化が強く意識されるようになった理由について梅澤正は次のように述べている⁶。

一つは、企業文化を経営資源として認識するようになった点である。

時に“見えざる経営資源”と表現されるが、社会学的な視点からすると、企業文化の機能が顕在化しはじめたと理解できる。他の経営資源に比較すれば依然として潜在的であるにしても、目を見張るほど企業文化の機能が顕著になったことが、企業人にとって強く意識されはじめた。

これは、ピーターズとウォータマン（Thomas J. Peters & Robert H. Waterman, Jr.）が、1982年の著作でエクセレント・カンパニーには強い企業文化があると述べていることからわかる⁷。

もう一つは、企業文化へのアプローチが、企業の環境適応と変化適応にとって必要だという観点からなされたという点である。

企業文化に対する研究者や企業人の意識は、企業経営に関わる戦略上の課題という視点で次のような認識をもたらすようになった。

- ①企業文化は、“見えざる経営資源”として組織の在り方に大きな影響力をもっているので、事業戦略に合わせて、これを適切にマネジメントすることが重要である。（＝企業文化をマネジメントすることの重要性）
- ②新規事業に進出し、業容の多角化に取り組むためには、それにふさわしい企業文化や組織風土を育成していくことが不可欠である。（＝新たな事業展開ができるような活力ある企業文化をつくる意識）

そもそも企業文化はどのように定義できるのだろうか。

・名東孝二による定義⁸

企業文化の概念については言及していないが、企業自らを回復させるため組織のゆきすぎ・のめり込みを治療したり是正することの必要性を唱えている。

・河野豊弘による定義⁹

「人々に信じ込まれた価値観と行動パターンである。」

・梅澤正による定義¹⁰

彼の著書の内容を包括的にみると、「企業組織としての行動の型であり、社員に共有される思考や行動様式を指す」と定義していると判断

できる。

・福原義春による定義¹¹

「企業の歴史を通じて組織内に培養され、蓄積されている知的・感情的資産」

これらをふまえ、筆者は企業文化を「企業内部の人々に共有される価値観・意思決定パターンならびに行動パターンであり、企業の性格を表すものである。また、それは組織のリーダーや経営理念に大きく左右されるものである。」と定義する。

次に、企業文化の構成要素をみていく。

・梅澤正のいう企業文化の構成要素

企業文化を、①観念文化…企業哲学、経営理念、社是・社訓、会社綱領、②制度文化…伝統、慣習・慣行、儀礼・儀式、タブー、規則、③行動文化…社員に共有された思考・行為の様式、社風、風土、④視聴覚文化…マーク、シンボル・カラー、社旗、社歌、社章、ユニフォーム、ロゴタイプ、シンボルとなる建物、というように4つの文化概念に分け、それぞれに該当する構成要素を示している¹²。

・河野豊弘とクレグのいう企業文化の構成要素

①共有された価値観、②意思決定パターン（情報収集、アイデア、評価、協力）、③行動パターン（実行、組織に対する忠誠心）¹³。

その他、数多くの研究者による研究をふまえて、筆者は企業文化の構成要素として、①行動力、②動機づけ・責任感・競争意識、③アイデア、④情報収集と情報提供、⑤経営理念とその理解度、という5つをあげる。

3. 企業間の企業文化の相違と管理方法

企業文化は企業の体質・性格ともいえる。そして何をどうすればよいといった絶対的なものは存在しない。産業や業種によっても違うし、各企業がおかれているさまざまな要因（たとえば長年にわたる取引関係、取引地域、企業規模、経営者の性格、時代背景など）が異なれば、何を見て望ましい企業文化というかの判断は難しい。環境変化の大局を読み、柔軟性と活力ある企業文化を構築することが、有効な経営戦略の策定と実行に結びつくと考えていくことが根本になければならない。（環境変化を読む力、その変化に対応する力、つまり、判断し変革することができる体質が求められる。）そして、近年の相次ぐグループ化においてはそれぞれの企業の企業文化の相違が戦略策定やその実行の際の障害となってしまう。そのような障害を減らし、グループ化戦略が有効に機能するためにもその管理は必要となる。

その方法の手順は次のとおりである。

(1) 企業文化の5つの構成要素（①行動力、②動機づけ・責任感・競争意識、③アイデア、④情報収集と情報提供、⑤経営理念とその理解度）について、それぞれの構成要素に関連するチェック項目をつくる。

それぞれの例をあげると、

①行動力

- ・ 出店計画と閉店計画
- ・ 新ブランドの立ち上げ
- ・ 新たな店舗形態
- ・ 新市場開拓
- ・ 他社との新たな提携

- ・ 環境への配慮
- ・ 防災活動、災害時の地域支援
- ・ 地域貢献活動
- ・ 多角化 など

② 動機づけ・責任感・競争意識

- ・ パートから正社員への転用
- ・ 障害者雇用
- ・ 表彰制度（個人表彰、グループ表彰）
- ・ 希望職種への配置転換
- ・ 明確かつ平等な昇進制度
- ・ 各種手当 など

③ アイディア

- ・ 提案制度
- ・ 改善への意識
- ・ 新製品や新サービスの開発 など

④ 情報収集と情報提供

- ・ 地域に合わせた店舗設計や品揃え
- ・ 消費者の要望への対応
- ・ 仕入情報、在庫情報、売上情報の把握
- ・ 新製品情報
- ・ 競合他社の情報
- ・ 消費者との意見交換の場 など

⑤ 経営理念とその理解度

- ・ 経営理念と実際の経営活動
- ・ 経営理念の浸透に向けた活動 など

これら以外に①～⑤に区分するには難しいが企業文化と関係する項目として次のようなことも考えていく必要がある。

- ・ 顧客尊重が欠如していないか
- ・ 個人や組織の結果責任に対して明確かどうか
- ・ 事業部や部門の肥大化はないか
- ・ 指示待ちになっていないか
- ・ 不要な制約が存在していないか
- ・ 計画の実行と進捗状況に関する報告が欠如していないか
- ・ 貢献に対する報酬が存在するか
- ・ 意思決定が迅速に行われているか
- ・ 危機感をもっているか
- ・ 不要な会議が存在していないか
- ・ 一部の人間の意見だけが権限をもっていることはないか
- ・ 雇用体制は従業員の満足を満たしているか など

(2) チェック項目に対する得点表をつくる。

段階評価の区分を明確にすることで、グループ企業各社の差をわかりやすくする。

(3) グループ企業各社が自社のチェックを行う。

評価結果は職位や部署毎に集計する。

(4) グループ企業全社が統一に向けた改善を行う。

その結果、企業文化の活性化を図ると同時に企業文化の差異を小さく

していく。

実際はこの目的（企業文化の調和、維持、革新）を達成するためには当該企業が自社内でこうした調査を行い、企業文化に対する意識を高めることが必要となる。さらに、グループ企業全社が調査を行うことにより、グループ内部での共通認識を高めることが必要となる。

4. おわりに

グループ企業各社は当然ながら企業文化が異なる。それが障害となり、期待していたグループシナジーが発揮できなかつたり、合従連衡に例えられるような状態が起こる。その結果、競争力強化につながらないとか再編を繰り返すことになる。企業文化の融合という理想を追い求めてもそれはM&Aでない限りその実現は事実上あり得ない。そこで、本研究で述べたように、企業文化の各構成要素について、項目をつくり、その項目に関してグループ内各社が理想を追求する姿勢を構築する。この時に重要となるのは、グループ化の目的に合わせて、企業文化の5つの構成要素に項目を設定し、その中から重要項目を精査する。また、その重要項目について、グループ内企業が共通認識を高めていくことが重要になる。

注

- 1 梅澤正『企業文化の革新と創造－会社に知性と心を－』有斐閣選書、1990年、p.4
- 2 梅澤正、同上書、有斐閣選書、1990年、p.5
- 3 月刊誌『リクルート』日本リクルートセンター発行、1969年2月号
- 4 名東孝二『企業文化の提唱』新評論、1979年
- 5 梅澤正、前掲書、有斐閣選書、1990年、p.5
- 6 梅澤正、前掲書、有斐閣選書、1990年、pp.12～13
- 7 Thomas J. Peters & Robert H. Waterman, Jr. “*IN SEARCH OF EXCELLENCE*”, Harper & Row, 1982年
- 8 名東孝二、前掲書、新評論、1979年、p.2
- 9 河野豊弘『現代の経営戦略－企業文化と戦略の適合－』ダイヤモンド社、1985年、p.25
- 10 梅澤正、前掲書、有斐閣選書、1990年
- 11 梅澤正・上野征洋編『企業文化を学ぶ人のために』世界思想社、1995年、福原義春執筆、p.5
- 12 梅澤正『組織文化 経営文化 企業文化』同文館出版、2003年、p.26
- 13 吉村典久・北居明・出口将人・松岡久美訳『経営戦略と企業文化 — 企業文化の活性化—』白桃書房、1999年、p.1、p.25 (Toyohiro Kono, Stewart R.Clegg “*Transformations of Corporate Culture -Experiences of Japanese Enterprises-*”, 1999)

参考文献

- (1) 石井真一『企業間提携の戦略と組織』中央経済社、2003年
- (2) 梅澤正『企業文化の革新と創造－会社に知性と心を－』有斐閣選書、1990年

- (3) 梅澤正『組織文化 経営文化 企業文化』同文館出版、2003年
- (4) 梅澤正・上野征洋編『企業文化を学ぶ人のために』世界思想社、1995年
- (5) 海野素央『組織文化のイノベーション－組織 DNA 浸透のための15の戦略－』同文館出版、2006年
- (6) 河野豊弘『現代の経営戦略－企業文化と戦略の適合－』ダイヤモンド社、1985年
- (7) 名東孝二『企業文化の提唱』新評論、1979年
- (8) 吉村典久・北居明・出口将人・松岡久美訳『経営戦略と企業文化－企業文化の活性化－』白桃書房、1999年、p.1、p.25 (Toyohiro Kono, Stewart R.Clegg 1999 “*Transformations of Corporate Culture -Experiences of Japanese Enterprises-*”, 1999)
- (9) 月刊誌『リクルート』日本リクルートセンター発行、1969年2月号
- (10) John P. Kotter and James L. Heskett “*CORPORATE CULTURE AND PERFORMANCE*”, The Free Press, 1992 (梅津祐良訳『企業文化が高業績を生む－競争を勝ち抜く先見のリーダーシップ－』ダイヤモンド社、1994年、pp.242～243)
- (11) Thomas J. Peters & Robert H. Waterman, Jr. “*IN SEARCH OF EXCELLENCE*”, Harper & Row, 1982

《論 文》

差止事由ある新株予約権発行に 基づく株式発行

金 田 充 広

- I はじめに
- II 新株予約権発行の差止事由と株主の救済
- III 新株予約権発行の瑕疵の承継
- IV おわりに

I はじめに

会社法は、新株予約権に関して、募集新株予約権発行とは別に新株予約権無償割当てを規定する（会社法 277 条 -279 条）。新株予約権は、平成 13 年 11 月の商法改正（平成 13 年法律 128 号）により導入された制度である。資金調達以外にも買収防衛策などとしても発行されることがある。新株予約権をあらかじめ全株主に割り当てておき、敵対的買収者が株式を買い増し一定の割合に達したとき毒薬条項を発動し、味方株主に権利行使してもらおう方法である。いわゆるポイズンピルである。新株予約権を用いるためライツ・プランともいう。しかしながら新株予約権は、株式の譲渡に随伴しないため、新株予約権を割り当てた後に株式を譲り受けた者は、新株予約権を譲り受けるわけではないから、議決権の低下や経済的損害を被るなどの危険がある。そこで信託型ライツ・プランが

考案されたが、これも行使条件を付したプランの導入が株主総会の特別決議を要するのが通常であるため、ライツ・プランの圧倒的多数は取締役会決議で導入できる事前警告型である。ただし企業価値・株主共同の利益に反することがあってはならないとの観点から、事前の買収防衛策としての新株予約権発行に際して、株主意思を反映させる仕組みが重要である⁽¹⁾。

新株予約権無償割当ては、会社法の制定に伴い新たに導入された制度である。平成17年改正前商法⁽²⁾のもとでも、株主に新株予約権を無償で割り当てることはできたが、株主が任意に申込みをしない場合には、会社の都合のよいように株主を新株予約権者とすることはできなかった⁽³⁾。会社が必要な場合に、特定の株主を非適格者として、持株比率を低下させ議決権を基礎とする支配権の奪取を妨げる⁽⁴⁾。差別的な行使条件や取得条項（会社法911条3項12号ハ・236条1項7号）を設定した新株予約権の発行により、敵対的買収者の議決権を低下させるのである。このような場合に、会社買収防衛策としてする新株予約権発行の差止めが争われることがある。会社の企業価値の観点から、これをき損し株主共同の利益を侵害することにならないかということが審理される。買収者の株式取得が濫用的であるならば、企業価値ひいては株主共同の利益を侵害されないように、会社支配権を維持・確保するための措置としてする新株予約権発行が許容される。

従来より、新株発行および新株予約権発行の差止めの問題に関しては、資金調達の実必要性などの合理的理由があれば、当該新株発行または新株予約権発行は基本的に許容されると考えられてきた⁽⁵⁾。これに反して、資金調達の実必要性がないのに特定の株主の持株比率を低下させることを目的とする株式等発行は、多くの場合、差止めの申立てが認容されることになると考えられる。いわゆる主要目的ルールが裁判上形成されてきた。しかし濫用目的をもって株式取得をする買収者は株主として保護す

るに値しない。ニッポン放送事件決定^⑥では、濫用的買取者による差止めは許容されないことが明らかになった。主要目的のルールが、基本的な考え方は変えずに、特別の事情を考慮することにより修正されたということができる。またニッポン放送事件における事案に限らず、差止めの対象が新株予約権発行である場合には、株式の発行を予定しているとはいえ、行使期間等の設定にもよるが、それ自体はさしあたり資金調達を目的とせず、友好的な第三者の新株予約権行使および議決権行使に期待するような場合には、従来の基準が通用せず主要目的のルールが適用される。新株発行とは異なり資金調達の必要もないのに発行したということにはならないからである。新株予約権無償割当てに至っては、まさに無償の割当てであり、しかも特定の株主に対する差別的行使条件などとともに会社買収防衛の必要に応じて確実に敵対的買取者の持株比率を低下させることができ、効果的な買収防衛策を設計することができる。

新株予約権が発行され新株予約権が行使されると、新株予約権者は株主になる（会社法282条1項）。本稿では、新株予約権発行にある瑕疵が株式発行にどのように影響するのか、新株予約権発行に差止事由がある場合に、それに続く株式発行の差止事由として承継されるのかということを検討しよう。新株予約権無償割当ての差止めに関しては、会社法247条の適用の可否の問題がある。差別的行使条件が付されている場合には、株主平等の原則に違反しないかということも問題である。

II 新株予約権発行の差止事由と株主の救済

1 瑕疵を争う時期と方法

募集新株予約権を発行する場合には、割当てを受け引受人となる者を決める基準となる日（割当日）を定めなければならない（会社法238条1項4号）。すなわち割当日が当該新株予約権の効力発生日であり、割当日に新株予約権の発行があったということができる^⑦。募集新株予約

権の場合は、申込者または募集新株予約権の総数の引き受けを行った者が、割当日に新株予約権者となる（同 245 条 1 項）。有償・無償を問わない（同 238 条 1 項 2 号 3 号）。有償の場合でも、払込みがあったか否かにかかわらず、募集新株予約権者は割当日において新株予約権者になる^⑧。ただし払込みがないときは、権利行使はできない（同 246 条 3 項）。なお株主割当ての場合には、会社は、株主に対して割当てを受ける権利を与え、株主は希望する数の募集新株予約権の引受けの申込みの意思表示をし（同 241 条 1 項・242 条 2 項 3 項）、割当日に会社が割り当てた募集新株予約権の新株予約権者となる（同 245 条 1 項 1 号）。新株予約権無償割当ての場合は、当該新株予約権の効力が生ずる日（同 278 条 1 項 3 号）に新株予約権者になる（同 279 条 1 項）。

株主は、新株予約権が発行されるまでは、これを差し止めることができる場合がある。発行後には、新株予約権発行無効の訴えを提起することも考えられる（会社法 828 条 1 項 4 号）。新株予約権が発行された後に、新株予約権の発行無効の訴え^⑨を提起するより、新株予約権がまだ発行されていないうちにその発行を差し止めるほうが、さしあたり申立人の利益を確実に実現できる（同 247 条）。時間的余裕がない場合には、新株予約権発行差止請求権を被保全権利として新株予約権発行差止めの仮処分命令の申立てをするのが適当である（民保法 23 条 2 項）。

それでは新株予約権の発行に瑕疵があるとき、不利益を被る株主は、どのような救済措置をとることが可能であろうか。新株予約権者は、新株予約権を行使することにより株主になる（会社法 282 条 1 項）。新株予約権が行使されると、会社の機関の行為を必要とせずに株式が発行され、新株予約権者は株主になる。新株予約権の行使は新株予約権者の行為であり、すでに発行された新株予約権については、新株予約権者の行為を差し止めることができず、それに続く株式の発行も差し止めることはできないのではという疑問もある^⑩。しかし、すでに発行された新

株予約権は、その行使による新株発行を差し止められないのであろうか。なんらかの方法で瑕疵ある新株予約権発行に基づく株式発行の差止めにより株主の利益を事前に確保すべきことが重要である。新株予約権行使による株式発行の差止めであるから、被保全権利としては、株式の発行差止めの請求権である。しかし会社法210条は、募集株式に関する規定であるから、新株予約権行使による株式発行に適用できるのかということが問題である。

2 新株予約権無償割当ての差止事由

(1) 差止めにおける基本的課題

会社法は、新株予約権発行が、法令定款違反の場合と著しく不公正な方法により行われる場合に、株主が新株予約権の発行を差し止めることを請求できるとしている（会社法247条）。債権者に生ずる著しい損害または急迫の危険を避けるために必要なときは、当該請求権を被保全権利として仮処分を申し立てることができる（民保法23条2項）。事後的に新株予約権発行無効の訴え（会社法828条1項4号）や新株予約権発行不存在確認の訴え（同829条3号）を提起できる場合もあるが、株主が新株予約権の発行により被ることある不利益に対する事前の保護措置として、その発行を差し止めることができるのが最善である。いったん新株予約権が発行されると事後的救済は困難なことが多いので、保全の必要性は認められやすいとされる⁽¹⁾。

会社法247条は、①法令・定款違反と②著しく不公正な方法を要件として、新株予約権発行の差止めを規定する。会社法では、新株予約権の無償割当てが新設された。前述のように効果的な買取防衛策の導入が可能になる。会社は任意に株主を新株予約権者にすることができる（会社法279条）。そのさい新株予約権の行使条件や取得条項と組み合わせることにより、敵対的買取者を差別的に取り扱うことが、株主平等の原則に反するのではという問題がある。従来より、これに関する対立があっ

た⁽¹²⁾。会社法の趣旨は、株主意思の原則により統一されており、買収防衛策としてする新株予約権発行が、株主総会決議により決定される場合には、衡平の理念に鑑みて相当な範囲において許容されると解すべきである。資本多数の観点からは、会社の経営権を取得することが非難されることはないであろうし、株主全体の意思に基づく買収防衛策の導入は正当である⁽¹³⁾。また新株予約権無償割当ては、会社法247条の適用対象ではない。新株予約権無償割当ては、株主割当てであるからそもそも支配的利益および経済的利益いずれも特定の株主のみ不利益になることはないため、差止めに関する規定が置かれなかった⁽¹⁴⁾。買収防衛策として導入された新株予約権無償割当てに差止事由があるか否かということに関しては、こうした観点からの検討が必要である。ニッポン放送事件決定とブルドックソース事件決定を参考にすることとしよう。

さらに新株予約権に関する会社法の規定から、定義規定（会社法2条21号）によると、その行使による株式の交付が会社の機関の行為を前提にしているのに対して、新株予約権の行使により新株予約権者は株主になる（同282条1項）のであるから、新株予約権は形成権であるとする説の対立である。新株予約権無償割当てに基づく株式発行の差止めの場合にも、それぞれに異なった考え方が導かれる。

（2）新株予約権発行差止めの裁判例等

ニッポン放送事件決定において、裁判所は、「現に経営支配権争いが生じている場面において、経営支配権の維持・確保を目的とした新株予約権の発行がされた場合には、原則として、不公正な発行として差止請求が認められるべきであるが、株主全体の利益保護の観点から当該新株予約権発行を正当化する特段の事情があること、具体的には、敵対的買収者が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、敵対的買収者による支配権取得が会社に回復し難い損害をもたらす事情があることを会社が疎明、立証した場合には、会社の経営支配権の帰属に影響を及ぼすよう

な新株予約権の発行を差し止めることはできない。」と判示した。主要目的ルールを基本としつつ、濫用的買収者の差し止めを許容しないことを明らかにした。

ブルドックス事件決定⁽¹⁵⁾は、会社買収防衛策としてする新株予約権無償割当ての差し止めの可否が争われた事案に関するものである。当該事案における新株予約権無償割当てが、新株予約権者の差別的な取扱いを内容とするものであることから、これが株主平等の原則（会社法109条1項）に反するのではないかということである。同278条2項は、株主に割り当てる新株予約権の内容および数またはその算定方法その他事項（同条1項1号2号）についての定めは、株主の有する株式の数に応じて割り当てることを内容とするものでなければならないと規定しているからである。株主平等の原則に反するのであれば、法令違反により、新株予約権無償割当てを差し止めることができるかということ、すなわち同247条の適用があるのかということも問題になる。

裁判所は、まず「新株予約権無償割当てについても、それが株主の地位に実質的変動を及ぼす場合には、会社法247条が類推適用されると解すべき」と判示する⁽¹⁶⁾。また「新株予約権無償割当てが新株予約権者の差別的な取扱いを内容とするものであっても、これは株式の内容等に直接関係するものではないから、直ちに株主平等の原則に反するということはできない。」とする疑問に対して、「…法278条2項は、…株主に割り当てる新株予約権の内容が同一であることを前提としているものと解されるのであって、法109条1項に定める株主平等の原則の趣旨は、新株予約権無償割当ての場合についても及ぶというべきである。」とする⁽¹⁷⁾。さらに「新株予約権の内容に差別のある新株予約権無償割当てが、会社の企業価値ひいては株主の共同の利益を維持するためではなく、専ら経営を担当している取締役等又はこれを支持する特定の株主の経営支配権を維持するためのものである場合には、その新株予約権無償割当て

は原則として著しく不公正な方法によるものと解すべきである」と判示する。

3 差止事由ある新株予約権発行に基づく株式発行

たとえば次のような例を考えてみよう。(非)公開会社が新株予約権の有利発行をするときは、株主総会の特別決議を必要とする(会社法238条3項・240条1項)。したがってこれを欠く新株予約権の発行は法令違反になり、当該新株予約権の発行を差し止めることができる(同247条1号)。法令違反による差止事由があるにもかかわらず新株予約権が発行され、新株予約権者が当該新株予約権の行使によりその目的である株式の株主になる前に、はたしてこれを差し止めることができるかということである。新株発行に関する事案であるが、株式会社の代表取締役が新株を発行した場合には、第三者に新株引受権を付与することに関する株主総会の特別決議を経ることなしに新株引受権が付与され新株発行が行われたとしても、瑕疵はあるが新株発行の無効原因にはならないとするのが判例である⁽¹⁸⁾。基本的には、新株発行手続きにおいて瑕疵ある場合ですら、代表取締役が発行した場合には、これを無効とすることはできないのに、まして新株発行の前段階の新株予約権の発行手続きにおける瑕疵は新株発行の無効原因ではないといえないではない⁽¹⁹⁾。

株主総会の特別決議を欠く新株予約権の有利発行が行われた場合、これが無効事由にあたるとする考え方により、その無効の訴えが提起された場合において、新株予約権が行使され新株が発行されると、新株予約権発行無効の訴えはもはや訴えの利益がなく却下されるべきである。このような場合に、不利益を受ける株主をなんらかの形で救済することが重要である。そこで次に新株予約権の行使による新株発行を差し止めるという方法が検討されることになる。瑕疵ある新株予約権発行があるとき、当該新株予約権の行使による新株発行を差し止めることができるか否かである⁽²⁰⁾。しかし新株予約権の効力が生じた後に、これを前提とする

新株発行が、いかなる場合においても差し止められうるとするならば、取引の安全ないし法律関係の安定を欠くという批判がある⁽²¹⁾。しかも新株予約権の発行無効の訴えには、提訴期間が定められているから（会社法828条1項4号）、提訴期間経過後に新株予約権が行使されると、無効原因ある新株予約権発行を今度は新株発行差止めの方法で争うことができることになる。しかしこれは、法が無効の訴えの提訴期間を定めた趣旨を没却することになるという批判もある⁽²²⁾。そうすると新株予約権の有利発行にかぎらず、新株予約権発行に差止事由があるとき、その瑕疵を無視して当該新株予約権が行使され株式発行が行われた場合には、一般的にはもはや不利益を被る株主は救済を得ることができなくなるのであろうか。

Ⅲ 新株予約権発行の瑕疵の承継

1 新株予約権の行使と株式交付

先行する新株予約権発行に差止事由にあたる瑕疵があるため、当該新株予約権の行使による株式発行はその影響を受けないのであろうかということが問題である。新株予約権者は、新株予約権を行使して株主になるわけであるが、会社は株式を発行してもよいし、その保有する自己株式を処分してもよい。新株予約権は株式の発行を当然に前提としているから、新株予約権発行の瑕疵は、それが発行された後は事後的にその無効を争うことができるだけであり、その行使による株式の発行等の効力になら影響もないとするのは行き過ぎであろう⁽²³⁾。会社法の定義規定も、新株予約権者が権利行使するかしないかは別として、新株予約権行使により株式が交付されることを規定しており、原因と結果の関係にある（社会法2条21号）ことから、新株予約権発行の瑕疵が、それに続き行われる新株予約権行使に基づく株式交付の瑕疵として当然承継されるのではなかろうか⁽²⁴⁾。新株予約権が行使されると、会社は、当然

に株式を発行しなければならない。新株予約権行使により新株予約権者は株主になるのである。会社の機関の行為を必要とせず、形成権と解することができる。しかし新株予約権の行使によって交付されるのが、株式発行・自己株式処分いずれかが定まらないため、会社の行為が必要であることになる。このように考えたとしても、かならずしも形成権であることを否定することにはならないと思うが、新株予約権が請求権であるとする考え方になじみやすい⁽²⁵⁾。

新株予約権行使に基づき株式が発行されると、それを基礎として新たな法律関係が形成されることになるので、法的安定性などの理由から、株式発行の効力を否定することはできないと解すべき場合はあると思う。しかし、新株予約権が、すでに発行されているからということで、当該新株予約権に基づく株式発行には差止事由を認める余地はないとすることはできない。新株予約権無償割当ての場合も同様である。そして、いったん新株予約権行使に基づき株式が発行されると、もはや差し止めるべき対象がなくなり、株式発行を事後的に争うほかなくなる。

2 ピコイ事件における裁判所の判断

(1) 事件の概要

ピコイ事件では、X（相手方・債権者）が、本件⁽²⁶⁾におけるY会社（抗告人・債務者）（ピコイ）のする差別的取得条項が付された新株予約権無償割当て（以下「本件無償割当て」という。）が株主平等原則に反し著しく不公正な発行にあたることを理由として、本件無償割当てにかかる新株予約権の行使に基づく株式発行を差し止める旨の仮処分命令を申し立てた。

Yの取締役会決議に基づいて本件無償割当てが行われたが、Xおよびその関係者（以下「X関係者」という。）に対する取得条項が付され、その対価がY株式でないため、X関係者以外の株主が新株予約権を行使することにより、X関係者の持株比率が大幅に希釈化される。また本件

無償割当てが効力を発生する日(会社法279条1項・278条1項3号)は、本件無償割当てに関する取締役会決議と同日であり⁽²⁷⁾、X等株主にはその差止めの機会がないという事情があった。

ピコイ事件では、本件無償割当てに基づく株式発行の差止めが問題になり、本件決定、原仮処分決定および異議審決定いずれの決定も、先行する新株予約権手続きに会社法247条の差止事由がある場合には、それに引き続き行われる新株発行手続も当然同210条の差止事由があるとす⁽²⁸⁾る。

(2) 会社法210条の類推適用の範囲

新株予約権無償割当ては、株主に対して平等に新株予約権を割り当てるため、特定の株主が持株比率・議決権を基礎とする支配的利益や財産的利益につき不利益を受けることが想定されず、そもそも会社法には、会社法247条のような差止めに関する規定が定められていない。しかしこの問題については、前掲ブルドックソース事件最高裁決定を前提としている。すなわち同109条1項に定める株主平等の原則の趣旨は、株主に対する新株予約権無償割当てについても及ぶ。また新株予約権無償割当てが、株式の内容ではなく新株予約権者の差別的な取り扱いを内容とするものであることにつき、同条項の規定する株主平等の原則の趣旨は、新株予約権無償割当てについても及ぶとするなどである。本件決定もこれら見解を前提にし、かつ企業価値の観点から、本件無償割当てが株主平等の原則の例外として許容される場合に該当せず、株主平等の原則の趣旨に反し、また、著しく不公正な方法によるものといえることができると判示した⁽²⁹⁾。

そして前掲のように、Yの取締役会決議により本件無償割当てが決議されているが、株主にはそれを差し止める機会がない。裁判所は、いずれもこれを前提にしていると考えるのが合理的であるとする見方がある⁽³⁰⁾。新株予約権発行に会社法247条の差止事由がある場合には、それに引き

続く新株発行もその瑕疵を引き継ぎ、当然に同 210 条の差止事由があるという考え方は、差止めの機会がなかった場合においてと解するのである。

3 株式発行差止めの被保全権利

(1) 会社法 210 条の類推適用

瑕疵ある新株予約権発行に基づく株式の発行等の差止めに関しては、会社法 210 条の類推適用の余地があるかという問題がある。同条は、「…株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、株式会社に対し、第 199 条第 1 項の募集に係る株式の発行又は自己株式の処分をやめることを請求することができる。」と規定する⁽³¹⁾。募集株式の発行にあたるならば、会社法 210 条によりその株式の発行を差し止めることができる。

それでは、ここで新株予約権の法的性質との関係に立ち返って考えてみよう。新株予約権は、会社法の定義によると、その行使により当該会社の株式の交付を受けることができる権利である（会社法 2 条 21 号）。新株予約権は、権利行使による当該会社の株式の交付を前提にしているのであるから、新株予約権発行の瑕疵は、当然それに続く権利行使による効力発生やその瑕疵が株式交付の差止事由になるか否かなどの問題を生ずる⁽³²⁾。新株予約権の無償割当ての場合も同様である。新株予約権発行に同 247 条の差止事由がある場合には、基本的には、それに引き続く新株発行もその瑕疵を引き継ぎ、同 210 条の差止事由があるとする考え方があり。

ピコイ事件における裁判所の考え方である。先行する新株予約権手続きに会社法 247 条の差止事由がある場合に、それに引き続き行われる新株発行手続きも当然同 210 条の差止事由があるとする。新株予約権発行に基づき株式が発行されると債権者 X が著しい損害を被るおそれがあるから、株式発行の差止請求権を行使することができなくなるまでに、当該株式発行をしてはならないという仮の地位を定める仮処分である。被保

全権利は、本来は、同210条の類推適用による差止請求権である。当該新株予約権無償割当て事項として、割り当てられる株式の種類・数等（同278条1項1号・186条1項）が定められ、新株予約権が行使されると、会社はその株式を発行しなければならない。取締役会決議等するわけではないので、当該株式発行の差止事由をその前段階の新株予約権の瑕疵に求めざるを得ないわけである。よって被保全権利として同247条該当性が審理されている。

以上のように考えたとしても、前掲の有利発行のような場合において、提訴期間を過ぎた後でも、その瑕疵を理由に新株発行を差し止めることができるのは妥当でないとする批判はあたらない。新株予約権発行の差止めや無効を問題にしているのではなく、新株予約権が会社法2条21号の定義規定から、同247条の差止事由がある場合は、これが潜在的に存続し承継され、それに引き続く株式発行にも同210条の差止事由があると考えからである。そしてこのように解する限り、一般的に、新株予約権発行に同247条の差止事由がある場合には、それに引き続く新株発行もその瑕疵を引き継ぎ、同210条の差止事由があるということができる。もちろん新株予約権発行の差止めと新株予約権の行使による株式発行等の差止めは別の制度であるということもできる。すくなくとも新株予約権発行の手続的瑕疵については、それが無効原因でないことと解すると、提訴期間の観点からの批判はあたらないことから、当該瑕疵が株式発行の差止事由として承継されると考えることは差し支えない⁽³³⁾。さしあたり新株予約権発行に無効原因があるとき、無効の訴えの提訴期間が経過していないときにかぎり、同条の類推適用により、新株予約権の行使に基づく株式発行を差し止めることができると考える⁽³⁴⁾。

（2）新株予約権の発行無効を本案とする仮処分

新株予約権の無償割当て（会社法277条）は、それに続く新株予約権の行使により株式が交付される。また新株予約権無償割当ては、その割

当での決議があり(同 278 条 1 項 3 項)、株主がそのことを認識してから、割当ての効力が発生する日(同条 1 項 3 号)までの間に時間的余裕があるときはじめて、株主はその割当てを差し止めることができる。

新株予約権の無償割当てが、差別的行使条件が付されるなど当該新株予約権の権利内容が株主平等の原則に違反する場合には、①信託型発行等のとき発行時に無効の訴えを提起する余地がないとき、無効の訴えを提起せずにその割当ては無効と解すべき⁽³⁵⁾、または②無償割当てが効力を発生する前は、差止事由(会社法 247 条の類推適用)があるとともに新株予約権発行無効の訴え(同 828 条 1 項 4 号)における無効事由があるとし、新株予約権の無償割当てが効力を発生した後は本来は、新株予約権発行無効の訴えが提起されるべきとし、当該訴権を被保全権利として、新株予約権の行使による新株発行を差し止める仮処分命令を申し立てるべきとする見解⁽³⁶⁾がある。

そして①説は、会社が、新株予約権の行使を有効なものとして株式の発行等したときのように、その有効性を前提として、当該新株予約権者を株主として取り扱う事案を想定しうることから、株式の発行等の事後的な無効の主張を認めるべきであるとする⁽³⁷⁾。また事前に株式の発行等を差し止める場合にも、同様に新株予約権の行使を有効なものとしたうえで、新株予約権発行無効の訴えを本案として、会社がとる措置の執行停止を求める仮の地位を定める仮処分の申立て、またはその新株予約権を行使してする株式発行を差し止めるとする⁽³⁸⁾。

この説からは、事前に株式の発行等を差し止める場合に、会社法 210 条により差し止めることに対する疑問が提起されている。新株予約権は形成権であり、会社の機関の行為を待たずに新株予約権者が株主になる(同 282 条)ことから、会社の行為の差止めに関する同 210 条による差止めは適切でないとする。

(3) 新株予約権行使の法的性質との関係

新株予約権は、会社法の定義（会社法2条21号）からすると、「株式会社に対して行使することにより当該株式会社の株式の交付を受けることができる権利をいう。」ということであるから、その行使は、会社の機関の行為を要すると解することができる⁽³⁹⁾。権利者である新株予約権者は、会社に対して、自己の有する権利を行使することもしないこともできる。会社に対して権利行使したときは、会社は債務の履行として株式の交付を要する。会社法210条の募集株式の発行等をやめることの請求であるが、その類推適用ができないかということである。会社の行為を前提にした規定であることからすると、新株予約権の定義規定と相性が良さそうである。

これに対して、新株予約権は形成権であるから、その権利を行使すれば新株予約権者は一方的意思表示により株主になり、会社の行為を必要としないとする考え方がある⁽⁴⁰⁾。会社法282条は、「新株予約権を行使した新株予約権者は、当該新株予約権を行使した日に、当該新株予約権の目的である株式の株主となる。」と規定するから、会社の機関の行為を待たずに新株予約権者は株主となるといわざるをえない。

会社の機関の行為が必要であるとする見解により具体的に考えると、双方向的な法律行為により、債権者が給付として債務者の行為を請求することができるのに対して、債務者が任意に義務を履行しないのであれば、強制執行によってその目的を達成することができる。新株予約権は形成権であると考えれば、形成権行使の結果、ただちに一定の法律関係の変動が発生するから、そうした強制執行を不要とし、確定判決により、新株予約権を行使した者が株主であることを確認することができる。新株予約権の行使があった場合には、会社は変更の登記をしなければならない（会社法911条3項・915条1項3項1号）。

このように考えると、会社法210条の適用による差止めに対する疑問

がわいてくる。同 282 条よると、会社の機関の行為を待たずに新株予約権者は株主となるが、同 210 条の差止めは会社の行為を基礎とするものだからである。しかし差止めに関する同条が、その要件として規定している株主の利益を保護すべき状況については、形成権の行使により発生する法律関係の変動がもたらす状況と同じである。そうであれば、株主の利益保護の観点から、同様に権利行使を差し止めるべき状況であることに類推の基礎を求め、同条の直接的な適用ではなく類推適用により、株式発行を差し止めることができると考える。

IV おわりに

株式会社は、不特定多数の者から出資を募り営業する共同事業の法律形態である。そこでは資本多数による会社支配の原則が妥当し、会社の経営権に関する争いも同様である。しかし株式会社は株主が所有することに違いないのであり、企業価値・株主共同の利益を侵害する会社経営は許容されない。株主全体の意思に基づく買収防衛策の導入は正当であるのか、あるいは買収防衛策として導入された新株予約権発行に差止事由があるか否かということに関しては、よい買収はとめるべきではないということ、敵対的買収の積極的効果が検討されなければならない⁽⁴¹⁾。企業価値の概念は、このような文脈で用いられるべきである。

新株予約権の無償割当て（会社法 277 条）その他新株予約権が、会社買収防衛策として用いられるに際して、差別的な行使条件や取得条項が設定されることがある。差別的行使条件付きの新株予約権が行使されることにより、敵対的買収者である特定の株主の持株比率は希釈化され低下する。しかしこのような差別的行使条件を付した新株予約権を発行することについては、そもそも会社法は、募集新株予約権の内容（同 236 条）として、その行使条件を取締役会が決定することを許容していない。株主総会の決議によって新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任す

る場合でも、当該新株予約権の行使条件の決定も取締役会に委任することはできない⁽⁴²⁾（同239条1項）。募集事項の決定を取締役に委任することができることを定めるとともに、その際最低限、株主総会で決めるべき事項を規定する。募集新株予約権の内容は、既存株主の利益に大きな影響を与えることから、株主自らがこれを決すべきこととしたものである⁽⁴³⁾。新株予約権の無償割当についても、新株予約権の内容については、既存株主の利益に重大な影響を及ぼすことから、取締役会決議により決めることはできないと考える⁽⁴⁴⁾。

会社買収防衛策において、新株予約権の内容として、差別的行使条件が付された新株予約権の無償割当てが、株主総会決議により決定され導入されるときにも、企業価値・株主共同の利益に照らして適法であるとされるのでない限り、株主平等の原則に違反し無効である⁽⁴⁵⁾。新株予約権発行が、法令定款違反または著しく不公正な方法であれば、会社法247条により差し止めることができる。あるいは差別的行使条件が付された新株予約権発行が企業価値の観点から、株主平等の原則に違反するような場合には、事後的に無効の訴えを提起することもできる（同828条1項4号）。

株主平等の原則に反し、既存株主の利益が侵害されるような新株予約権発行の瑕疵その他差止事由がある場合には、新株予約権の法的性質を形成権であると解し、これに続く新株予約権行使に基づく株式発行等の差止めに関する会社法210条の差止事由があると考えられる。このような新株予約権が行使され、株式が交付された場合には、株式発行はなんらかの形でその効力が否定されるべきでありやはり無効である⁽⁴⁶⁾。会社法の場合には、旧商法とは異なり新株予約権発行の無効の訴えにより、その判決が確定するまでは新株予約権の発行は有効であるから（同839条）、新株発行無効の訴えまたは自己株式の処分無効の訴えを必要とせずに、当然無効と解する見解が有力である⁽⁴⁷⁾。

- (1) 別冊商事法務編集部編『企業価値報告書・買収防衛策に関する指針』〔別冊商事法務 287号〕127頁（2005年）、奈良輝久「買収防衛策の最前線」判例タイムズ 1279号 96頁（2008年）、洲崎博史『会社法コンメンタール6 — 新株予約権』123頁（247条）〔江頭憲治郎編〕（2009年）、拙稿「ニレコ事件における新株予約権発行」奈良法学会雑誌 25巻 26頁（2013年）、拙稿「株式分割による会社買収防衛策 — 日本技術開発事件を素材として —」社会科学雑誌 13巻 314頁（2015年）、拙稿「企業価値・株主共同の利益と新株予約権発行（2・完）」奈良学園大学紀要第5集 52頁（2016年）。
- (2) 平成 17 年法律 87 号による改正前の商法を「旧商法」という。
- (3) 拙稿「会社買収防衛策における新株予約権の活用」社会科学雑誌 5巻 34頁（2012年）参照。
- (4) 株主割当てであることから、通常は支配権に関する争いは想定されず、多くの場合、株主は新株予約権を行使するであろうから、会社の資金調達としても活用される。ある株主が新株予約権を行使しない場合においても、他の株主が新株予約権を行使することができるようにするため、新株予約権が金融商品取引所に上場されることにより、その流通性が確保され資金調達を確実にすることができる。いわゆるライツ・イシューまたはライツ・オファリングともいう。洲崎博史「II ライツ・オファリング」日本私法学会シンポジウム資料『新株発行等・新株予約権発行の法規制をめぐる諸問題』商事法務 2041号 4頁（2014年）、江頭憲治郎『株式会社法』〔第6版〕709頁、714頁、739頁以下（2015年）参照。
- (5) 拙稿「ニッポン放送新株予約権発行差止事件」奈良法学会雑誌 19巻 1・2号 192頁（2006年）。
- (6) 金融・商事判例 1214号 6頁。
- (7) 洲崎・前掲註（1）113頁（247条）参照。
- (8) 川村正幸『会社法コンメンタール6 — 新株予約権』94頁（246条）〔江頭憲治郎編〕（2009年）参照。この点、募集株式の発行等と異なる。江頭・前掲註（4）788頁註10（2015年）参照。旧商法のもとでは、新株予約権は、その払込期日までに発行価額全額を払い込むことにより、払込期日に新株予約権者になると解されていた（旧商法 280条ノ20第2項3号・280条ノ23・280条ノ29）。平成 16 年改正前後に旧商法 280条ノ9（新株の引受人が株主になる時期について、同年改正により「払込期日の翌日」から「払込期日」になった。）が準用されていたことから、払込期日の払込時とする解釈もありうる。澤口実『平成 13 年改正商法 Q&A 新株予約権の実務』42頁（2002年）参照。DVP の要請によるものである。なお江頭・前掲註（4）746頁註（1）参照。
- (9) 新株予約権発行の無効判決の効力につき、会社法 838条・839条・842条・840条 2項-6項参照。
- (10) 江頭・前田・原田・千葉・大島・武井「座談会 新株予約権・種類株式をめぐる実務対応（下）」旬刊商事法務 1629号 7頁（2002年）。

- (11) 浜田道代・久保利英明・稲葉威雄編『会社訴訟 — 訴訟・非訟・仮処分 —』108頁(2013年)。
- (12) 拙稿・前掲註(1) 奈良法学会雑誌第25巻29頁、32頁以下註(42)・註(43)で引用の文献参照。
- (13) 洲崎・前掲註(1) 123頁(247条)は、取締役会かぎり導入される希釈化効果を有する差別的行使条件付きの新株予約権の無償割当ては許容されないとするのがわが国裁判所の判断であるとみる。その他、拙稿・註(1)各引用箇所参照。
- (14) 洲崎・前掲註(1) 119頁(247条)、松井秀征『逐条解説会社法第3巻(株式・2新株予約権)』313頁(247条)(2009年)。
- (15) 最決平成19年8月7日民集61巻5号2215頁。拙稿・前掲註(1) 奈良学園大学紀要第5集37頁、40頁註(2)で引用の文献参照。
- (16) 最決平成19年8月7日民集61巻5号2215頁以下、2259頁、2323頁。
- (17) 最決平成19年8月7日民集61巻5号2223頁。
- (18) 拙稿『現代裁判法体系⑰会社法』386頁(1999年)。
- (19) 基本的に、無効な新株予約権の発行に基づいてなされた新株発行は無効であると解する。
- (20) 久保田安彦「新株予約権発行の瑕疵とその連鎖」阪大法学61巻3・4号191頁(2011年)。
- (21) 大杉謙一「判批」『M&A判例の分析と展開(Ⅱ)』116頁(2010年)、村田敏一「判批」旬刊商事法務1944号97頁(2011年)。
- (22) 村田・前掲註(21) 97頁。
- (23) 新株予約権発行の差止めと新株予約権の行使による株式発行等の差止めは、別個の救済制度であるから、それを必要以上に関連づけることは適当でないとする見解がある。吉本健一「新株予約権の行使による株式発行等の差止めおよび無効」奥島孝康先生古稀記念論文編集委員会編『現代企業法学の理論と動態 奥島孝康先生古稀記念論文集 第一巻《上篇》』240頁(2011年)。
- (24) 浜田・久保利・稲葉・前掲註(11) 109頁は、新株予約権の行使期間が未到来であれば、会社法210条を類推適用して株式発行の差止請求するのが株主救済になるとする。
- (25) 太田洋・山本憲光・豊田祐子編『新株予約権ハンドブック』90頁(2009年)。
- (26) 東京高決平成20年5月12日金融・商事判例1298号46頁、(原仮処分決定)新潟地決平成20年3月27日金融・商事判例1298号59頁、(原決定)新潟地決平成20年4月3日金融・商事判例1298号56頁。本件評釈等として、鳥山恭一「判批」法学セミナー647号126頁(2008年)、同「判批」金融・商事判例1326号9頁(2009年)、同「判批」早稲田法学85巻3号853頁(2010年)、温笑侗「判批」ジュリスト1382号136頁(2009年)、草野真人「判批」『平成20年度主要民事判例解説(別冊判例タイムズ25)』156頁(2009年)、込山芳行「判批」ビジネス法務9巻10号122頁(2009年)、清水俊彦「不都合な真実(11) —ブルドック

- クソース型買取防衛策とピコイ事件—」金融・商事判例1312号10頁(2009年)、奈良輝久「判批」金融・商事判例1312号2頁(2009年)、大杉・前掲註(21)112頁、村田・前掲註(21)93頁。
- (27) 会社法には、新株予約権無償割当てに関して、基準日(会社法124条・126条)の設定を義務付ける規定はない(同278条1項等参照)。株式無償割当ても同様である(同186条1項等参照、株式分割に関する、同183条2項1号対照)。株主に対する割当てであるから、誰が割当てを受ける権利者である株主かを確定しなければならない。株主の変動の多少にかかわらず、基準日の設定が望ましいといえることができる。株主には、本件無償割当ての効力が発生する日の後、遅滞なく新株予約権の内容および数を通知すべきことになる(同279条2項)。本件では割当期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主に割り当てることとされているから、これを基準日と解することができる。
- (28) この見解に対しては、村田・前掲註(21)97頁は、株主総会の特別決議を経ない有利発行の場合における不都合から、久保田・前掲註(20)195頁は、会社法210条の類推適用による差止事由が広すぎるとして妥当でないとする。
- (29) 金融・商事判例1298号55頁4(3)ア(イ)(ウ)・56頁。
- (30) 鳥山・前掲註(26)金融・商事判例1326号116頁。
- (31) 洲崎博史『会社法コンメンタール5—株式(3)』104頁(210条)〔神田秀樹編(2013年)〕。
- (32) 江頭憲治郎『会社法コンメンタール6—新株予約権』286頁(282条)〔江頭憲治郎編(2009年)〕。
- (33) 奈良輝久・清水建成・日下部真治・十市崇編著『最新M&A判例と実務M&A裁判例及び買取規制ルールの現代的課題』115頁(2009年)。
- (34) 久保田・前掲註(20)198頁、洲崎・前掲註(31)107頁(210条)。
- (35) 江頭・前掲註(4)803頁。
- (36) 鳥山・前掲註(26)早稲田法学85巻3号892頁。
- (37) 江頭・前掲註(32)286頁(282条)。鳥山・前掲註(26)892頁も同趣旨であると解せられる。
- (38) 江頭・前掲註(32)35頁(236条)、286頁(282条)。
- (39) 吉本・前掲註(23)235頁、久保田・前掲註(20)193頁。
- (40) 江頭・前掲註(32)35頁(236条)・281頁(282条)。
- (41) 拙稿「企業価値・株主共同の利益と新株予約権発行(1)」奈良学園大学紀要第3集43頁(2015年)。
- (42) 相澤哲編著・松本真・清水毅・小松岳志・澁谷亮著『Q&A会社法の実務論点20講』25頁(2009年)。なお新株予約権の行使条件は、会社法236条1項に列挙されていない(取得条項につき、同項7号)が、このことは当該新株予約権の内容としなければならないことを列挙しているものであり、規定のない事項につきこれを新株予約権の内容とすることを禁止する趣旨ではない。新株予約権の行使

条件をその内容として定めるのが普通である。

- (43) 松井秀征『逐条解説会社法第3巻 株式・2 新株予約権』267頁(239条)〔酒巻俊雄・龍田節編集代表〕(2009年)。
- (44) 吉本健一『会社法コンメンタール6 — 新株予約権』263頁(278条)〔江頭憲治郎編〕(2009年) 同趣旨。
- (45) 洲崎・前掲註(1) 119頁(247条) 同趣旨。
- (46) 江頭・前掲註(32) 286頁(282条)、受川環大「新株予約権発行の差止と無効」石山卓磨ほか編著『酒巻俊雄先生古稀記念 21世紀の企業法制』156頁(2003年)。
- (47) 江頭・前掲註(32) 286頁(282条)、杉田貴洋「瑕疵ある新株予約権行使と株式発行等の効力」法学研究 82巻12号 284頁(2009年)。久保田・前掲註(20) 202頁参照。

《論 文》

Morphological, Anatomical and Statistical Analyses on The Four Ancient Mesopotamian Law Codes Including The Hammurabi Law Code:

—— Part VI Agricultural law, and law of retaliation ——

Kenji KAMIDE

Contents

VI -1 Introduction

VI -2 Methodology

VI -3 Agricultural law

3.1. Characteristic of ancient Mesopotamian agriculture :

Irrigation based on canal system

3.1.1 Irrigation

3.1.2 Farmer

3.1.3 Canal construction and its maintenance

3.1.4 Flood

3.1.5 Salinisation

3.1.6 Source of Mesopotamian culture

3.2 Landlord, tenant farmer, and gardener

3.2.1 Cultivation of wasteland

3.2.2 Various contracts among landlord , tenant farmer (as
buyer) and laborer

3.2.3 Landlord and tenant farmers: Examples of unfulfillment
for contracts

3.2.4 Farmer and his neighbors

3.2.5 Landlord and gardener

3.2.6 Fine and compensation of economic crime

VI -4 Law of retaliation

4.1 Was the Hammurabi law code the retaliation law?

4.2 The retaliation law transmitted in the Old Treatment.

4.3 Is the law code of retaliation (lex talionis) cruel?

VI -5 Miscellaneous

5.1 Domestic animals

5.2 Plants and agricultural products

5.3 Metals, birds, and wild animals

5.4 Disease and medical treatment

VI -6 Conclusion

VI -7 Overall Summary

VI -8 Reference

VI -1 Introduction

In the previous sections the five comprehensive analyses were performed
for the four ancient Mesopotamian laws on the following topics :

Part I Survey of Size, Contents, and Transfer¹.

Part II Social Class and Development of Professions².

Part III Legal Litigation, Penal Law Code, and Civil Law Code³.

Part IV Written Contents and Commercial Laws⁴.

Part V Analysis on the fundamental data base of prehistoric
Mesopotamian sites⁵.

In this paper, as Part VI of this study, agricultural law and law of retaliation are analyzed

Agriculture is the most important industry in the ancient Mesopotamia where the canal-irrigation farming is well known. How, when and where had the above farming been developed are not yet very clear. In the Part V some eighty sites are analyzed in detail and progress of agriculture was discussed to understand accurately the real history of progress of agriculture and human lives. In this paper, an attempt will be made to disclose light and shadow of the canal-irrigation agriculture at the period of its maturity by materializing its relish. Legal involvement in this first industry in the Old Babylonians dynasty also will be discussed.

In the second section of this paper the law of retaliation will be discussed in detail in the four ancient law codes (UN, LI, E and H laws), in particular on the following topics.

- (1) Was the Hammurabi law code the retaliation law?
- (2) The retaliation law transmitted from the H law to the Old Testament.
- (3) Is the law code of retaliation (lextralionis) cruel?

VI -2 Methodology

We employ as the primary materials the legible articles translated, literally from Sumerian or Akkadian to Japanese in Iijima's work⁶, from Lipit-Ishtar (LI)⁷, Eshnunna(E)⁸. and Hammurabi(H)⁹ law codes. In addition, the articles of the Ur-Nammu (UN), translated by Kobayashi¹⁰ from Sumerian to Japanese sentences are also used.

If needed, the following references are quoted^{11~44}.

VI -3 Agricultural law

3.1. Characteristics of Ancient Mesopotamian Agriculture : Irrigation based on Canal system

3.1.1 Irrigation

(A) Transition of the dry-farming, rain-fed agriculture to canal-based irrigation ; The most probable path

Fig. V -1 Illustrates the transition of the dry-farming, rain-fed agriculture to the canal-based irrigation agriculture.

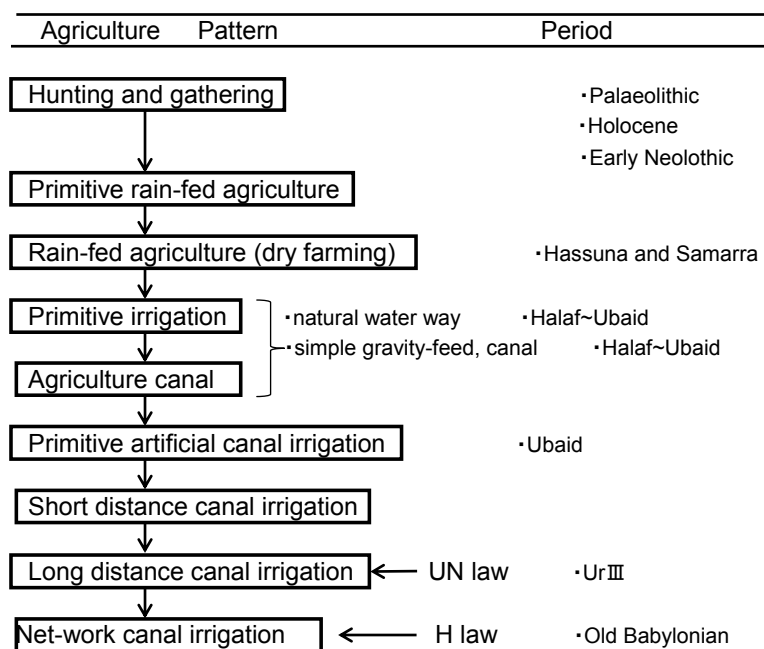


Chart.VI-1 The most probable path of transition of the dry-farming, rain-fed agriculture to the canal-based irrigation

Growing concerns on acquisition of food of human kind with their environment (nature): A narrow bent evolutional path leading to 'Irrigation' agriculture (→the first civilization) is

- (I) **Fear against nature and appeasement to nature:** gather and hunting, and cave.
- (II) **Passive utilization of nature :** puddle, pond.
- (III) **Positive utilization of natural product :** natural water way, simple gravity fed canal.
- (IV) **Artificial remodeling of nature (conversion of nature for mankind's benefit):** short artificial waterway → long distance water path → canal network → in addition to water supply, navigation of ship in major canals → transportation of residents and cargos → effective and efficient availability of river water, positive protection of natural disaster such as draught.

Flowing statements suggest the proto-type canal irrigation system:

1. People (Eridu), existed in the northern Halaf period, probably performed small scale drainage and irrigation in very limited small area of marsh⁴⁵.
2. Ubide settlements lie on natural water ways or simple gravity-feed canals⁴⁶.
3. Flood plains mixed with a dry land on natural bank (formed by alluvium soil transported by river water from upstream in the mountains (alluvium bank)⁴⁷, where cultivation of plants are impossible without irrigation and a damp uninhabitationable land without drainage⁴⁸.
4. Yamamoto and Maekawa affirmed on the southern Mesopotamian (Sumer) agriculture that except agriculture based on artificial irrigation

reproduction of community cannot be performed⁴⁹.

We can summarize approximately the evolvement route of food acquisition and preproduction system as :

Hunting and gathering (mountains) →rain-fed agriculture (high land)
→dry~ rain fed agriculture (foot hill) →proto- irrigation farming→ canal-
irrigation farming (Sumer) [see, **V-4-3-3(a)** and **V-4-1-5(b)**].

Note that the canal-irrigation farming is not native of the Sumer and is also not emerged there, but was developed from proto-irrigation farming in the north Mesopotamia and then, transmitted to the Sumer.

Proto-irrigation cultivation emerged using :

1. accumulated rain-water
2. natural pond→ artificial pond
3. flood water remained at hollow (which ruined farmer by salinisation)
4. natural water way (simple gravity-fed water way) →artificially constructed short canal (from banks of river to the farmland close to the bank)

In these periods (the Husunna-Samarra and the Halaf) the tools for civil engineering were not available due to the lack of metallurgy.

Usability of large canal

Large canal was utilized in the following areas as the main artery of transportation :

1. Supply of irrigation water to farmland

(main function).

2. Navigation of ships

- a. transportation of military force (security).

- b. transportation of commercial goods (barley)
(long distance trade).

3. Minimization of possible flood damage

(B) Advances of irrigation technology : Advantages and disadvantages

Table VI -1 shows comparison of the irrigation farming with the rain-fed agriculture.

TableVI-1 Comparison of irrigation farming with rain-fed agriculture

Rain-fed agriculture (RFA)		Irrigation farming (IF)
(I) Advantage for IF		
1. arable land(area)		•Conversion of land, which is inarable in RFA, to arable land in IF
2. crop	single crop	•double crops (crop rotation) (summer and winter cultivations)
	one year-one crop	•three year-four crops (two pause) (crop-rotation)
3. product/crop	low	•productivity ↑ (high yield/seed ratio)
4. technology	primitive	Ⓐ ridge, Ⓑ planter, Ⓒ introduction of water between ridges, Ⓓ plow driven by oxen (oxen driven plow), Ⓔ drainage
5. climate-dependence	highly weather-sensitive	•not very dependent on weather (drought) rainfall insensitive
6. product/plot		•several times higher than RFA
7. laboar		•high productivity labor
II Disadvantage for IF		
1. investment	small	•large investment of capital and labor force
2. necessary expenses	small	•large (simple ; scale up ; lower cost-effectiveness)
3. salinisation	no	•serious trouble → low productivity
4. operation and maintenance	very small	•expensive

Table VI -2 summarizes the historical data on the productivity of barley in the southern Mesopotamian plain (Lagash). The corresponding data at the Rome, medieval England, and contemporary Japan are included in the table for comparison. If the time range is limited during 2,370BC ~2,110 BC, the ratio decreased significantly and this change can be explained by salinisation (see, Table VI -5). If wheat and barley are sowed after the first winter rain these cereals can be rather easily cultivated with high yield⁵⁰.

Table VI -2 Ratio of yield/seed of barley as a parameter of the productivity of barley

Time or period	Site	(Barley) Ratio yield/seed	IR or DF	Note
fifth century BC	Babylon	200(300) ⁵¹	IR	Herodotus (hearsay)
2350 BC	Lagash	about 800 ⁵²	IR	Maekawa ⁵⁴ (Matsumoto ⁵³ , Kobayashi ⁵⁵)
2370 BC	Lagash	76.1 ⁵³⁻⁵⁵	IR	
UrIII (2112~2004)	Lagash	about 30 ⁵⁶ 20 ⁵²	IR	
later half period of the millennium		50~100		Theophrastus (372~285BC) Maekawa ⁵⁴
ancient Rome			DF	estimated value
1318~1326	England ⁵⁷ (Roquetaire)	8.8(wheat) 3.7(oats)	DF	
modern	Japan Southern M. most of Iraq	35(wheat) 50(barley) 0(barley) ⁵⁸	DF	

IR, irrigation DF, dry farming ; (), rich harvest

ChartVI-2 illustrates the role of irrigation in ancient Mesopotamian agriculture.

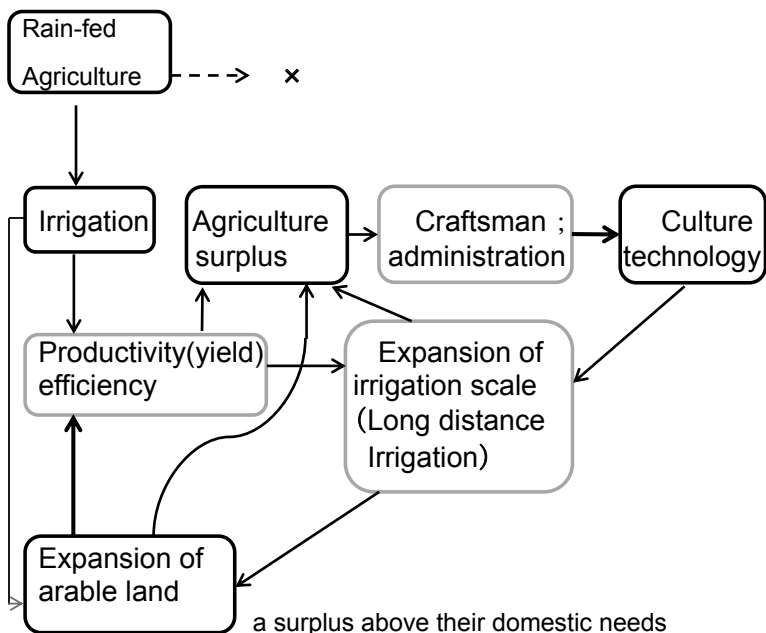


Chart VI-2 Role of irrigation in agriculture

Then, cereals had been the most widely cultivated in the ancient northern Mesopotamia. During the third millennium the yield/seed ratio at Lagash (Sumer) was constantly above 20~30, ranging mainly 50~80 (except Herodotus's data). All these data were obtained by the canal-irrigation farming showing an extremely high productivity, comparable to the present agriculture. The ratio in the ancient Mesopotamia shows a tendency of slight decrease with time. In ancient Rome and medieval England rain-fed farming was exclusively employed.

3.1.2 Farmer

(A) Tenant farmer (Group laborers in the Ur dynasty to tenant farmer in the Old Babylon dynasty)

Generally, landlord and tenant farmer were in charge of agriculture for cereal production. Of course, owner farmers were, probably, existed, but their proportion in the whole farmers was rather small. The article of the Hammurabi law code, which is concerned with the independent farmer, is H47 alone. In this case (H47) when an owner farmer failed to earn income of the operation running cost due to some causes, and if wished, he became a tenant farmer. This is a case of downfall of an owner farmer.

Tenant farmer made contracts with landlord (see, **Part IV -3.3**, p264-265). The tenant contracts were quite important document⁵⁹ (see, **3.2.2**).

When the royal territory was not extraordinary large scale a direct administration regime of the territory was adapted before the Ur III dynasty. Then, this 'large-scale' direct management agriculture had been reasonably efficient procedure at those times. In the Old Babylonian dynasty I (Hammurabi period), the royal territory exploded rapidly becoming too large in scale to be managed by single administrative body. The royal territory had numerous employees and had heavy duty to pay to all the members (including even slaves) in form of rationing of barley, seed oil, and wool. Mass labor utilized in the Ur III dynasty was fitted only for the rough-and simple-cultivation and was not expected to be applicable to the high-level, delicate, and much sophisticated canal-irrigated cultivation.

In addition, this big administrative regime had middle ~ lower managements (indirect labor force). More over, the king's territories were scattered over the new kingdom, and isolated each other. Then, it is clear

that large scale management by palace or royal family is now very tedious, inefficient, and even expensive at the period of the Hammurabi.

Direct management regime was abolished and the land was granted, in place of pay, to all the employees (all ranks), [tax-collector, judge, clerk, fortune-teller, coachman (car for festival), fisherman, cook, herder, bird catcher, hand craft man, black smith, gold smith, straw mat knitter, roofer, weaver, basket knitter]⁶⁰ of the royal farm. In this case, 'Signed certification assignment of land (with name of receiver)' was in advance presented to them⁶¹.

Area of land granted varied from 1 búr (6.5 ha)~12 búr (80 ha)⁶².

When the granted land was lost by natural disaster and (when) the occupant met the difficulty, the land was again granted to the victim⁶³.

Peoples, granted the land are surprisingly almost ordinary peoples and their kind of occupations are as the Babylonian society (see, Part II Table II -14).

'Service' in this case should strictly be distinguished from service to landlord in the medieval England. The former had very wide works by various kinds of professions and the later was only limited to cultivation and at most home work by farmers. Then 'service' in the Old Babylonian period is not the same as service which is mainly limited to cultivation and home (family) labor of England manor.

Popularization of the tenant farming occurred from the large-scale direct management of farmland in the Old Babylonian period.

Chart VI -3 illustrates the transition of large-scale, directly managed agriculture (by palace or royal family) to the tenanted agriculture.

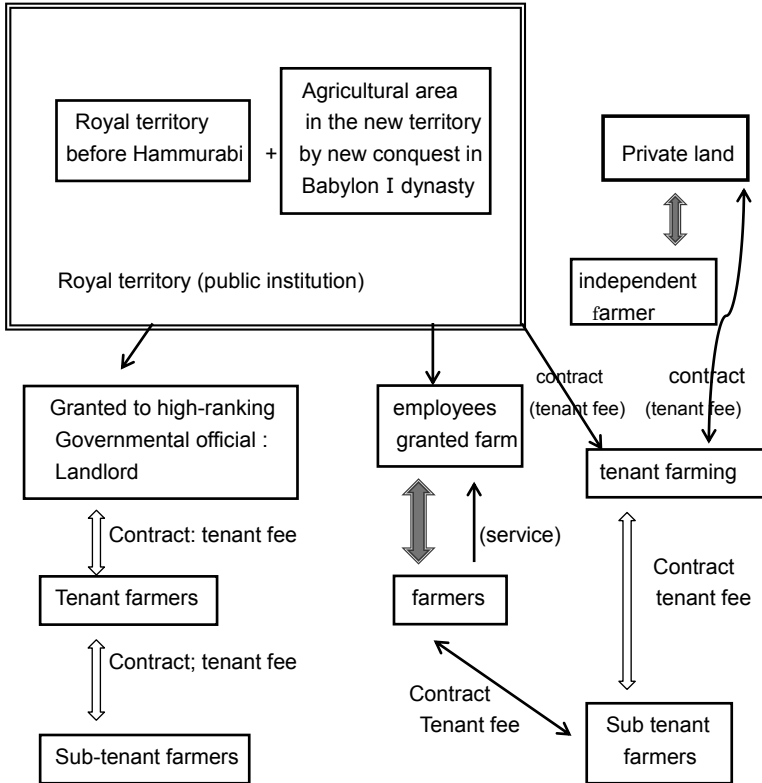


Chart VI-3 Transition of large-scale, directly-managed agriculture (palace or royal family) to tenanted agriculture

Food production system changed during the Ur III dynasty and the Old Babylonian dynasty, from mass labor at public institution to tenant farmers at private(their own farms). That was 'process of privatization' starting from the third millennium. Tenant farmers had full responsibility against the results, which grossly depended on his efforts as well as skill management

paid in the process of cereal cultivation.

Now we can regard tenant farmers in the Hammurabi period as a specialist with some degree of an expertise on the cereal cultivation by irrigation, and also him a playing manager, and not a simple laborer, much less seave.

(A). Case of a tenant farmer Ubarrum⁶⁴

(1) Time and place

From Babylonia Document

(time) : Abi-eshuh (1711~1684 BC)

(place): Northern Babylonia, suburb

(2) Economical activity performed by Ubarrum and his family

① employee of Royal territory ◎ granted farm 1búr(=6.4 ha) ^{65,66}

◎ service 20 day/year

② lease of cultivated land ◎ co-operative tenant farming
(involving his brother)

③ rental of cultivated land

④ commission grazing of cattle

⑤ loan on credit

Income ① + ③ + ⑤ ; expenditure ② + ④ .

(3) Was Ubarrum a simple tenant farmer?

His granted farm was evidently too small to support his family.

Then, he was forced to widen his economical activity beyond tenant farmer.

As mentioned above, in the Hammurabi period, plots farm was not large enough to permit simple dry farming by a tenant farmer. Canal cultivation

was extremely delicate needing highly sophisticated skill and delicate attention being not suitable for management of huge land by slaves, big families, or assembly of small families. Mieroop⁶⁷ stated that ‘thus there were a large number of farmers who worked on small plots of land on those estates as well.’

The plot of a tenant farmer was surrounded by neighbors of farms of almost same size and water supply ended at the edge of individual farm land⁶⁸.

(B). Cultivation technology

Double cropping was applied widely in Sumer.

Cultivation technology after introducing canal-irrigation can be deduced from the farmer’s calendar⁶⁹⁻⁷².

(1) Summer cultivation

- 1: In rise period (early summer ~October) the river water is induced to arable land (fallow), by opening the watergate of water-path (irrigation channel), looking out over flow of the water.
- 2: Cattles are browsed (pastured) on the farmland. Cattles trample down weed to make the land flat surface (preliminary ploughing) and at the same time the land is minuses (harrowing).
- 3: In the dry season farmer levels the land with a hoe and the land is dug using two types of plow.
4. Until the end of November sowing and plowing with use of cow-driven plow concurrently. (Seeds could often not be sown until the first rain after the long dry summer⁷³).
- 5: Winter rainfall is too small, then the land is irrigated at least three times.
- 6: Harvest time and reaping.

7: Threshing with help of cattle and sheep.

8: Off season (December ~ Spring).

(2) 'Instruction of Farmer'

We can speculate the cultivation of barley at ancient Mesopotamia from the documents other than farm calendar. That is the text book [Instruction of Farmer] , which had been used as text book at school⁷⁴.

The source of the book is said to be based on the documents of 'Management of cultivation of land at the end of the third millennium BC', written in the Ur III dynasty (the eighteenth century BC or the seventeenth century BC). In this book, farming works (Irrigation – drainage – ploughing – sowing – harvest -threshing) during April ~ May ~ next spring are concisely outlined⁷⁵.

Note that even after irrigation technology was introduced, fallowing was essential. At present the fallow system is widely employed at the rain-fed agriculture area. If only the winter cultivation was continued fallow for at least one year or more was indispensable⁷⁶.

At present (~1973), in the Iranian district where the farming is carried out without irrigation the farmer meets serious bad crop of 2~3 years in 5 years span⁷⁷.

Did the Mesopotamian farmers become rich thanks to successful development of irrigation-farming? (or did this development enrich only the ruling class?).

Now we can evaluate the real income index for two cases : (1) dry-farming and (2) irrigation-farming. Here we assume the area of farmland is the same.

Case (1), independent farmer, who had no duty to pay tax, pre-irrigation (i.e., dry farming, ruin-fed agriculture). Single crop/year ; Yield ratio (= Barley/seed) = 6; frequency of poor crop, two times during five years ; Annual income index = $1 \times 6 \times 1.0 \times 3/5 = 3.6$.

Case (2), irrigation tenant farmer ; double (one and half)* crops/year ; Yield ratio = (60 even at poor harvest) ; tax = 50% of barley harvest as income tax and tenant fee ; Annual income = $1.5^* \times 60 \times 0.5 \times 1.0 = 45$.

(* a half year's fallowing in two years yields 1.5 crop/year).

Average income of an ordinary farmer in case (2) is roughly estimated about 12.5 times of case(1).

Off-season(winter) service labor for maintenance of water path is an additional of tax. It is now evident that income of a tenant farmer increased remarkably by introducing the irrigation-farming.

What is the basic character of the Old Babylonian dynasty?

Several historian's comments:

1. M.Kishimoto's comment (1968)¹¹⁴

The surprisingly advanced culture was utterly monopolized by king and his small number of aristocrats and priests, who enjoyed their prosperity, under the pitiful sacrifice of ordinary peoples, compelled to work hard. A prevailed idea that tyranny, dictatorship, and autocrat are Asian's character was formed from the above-mentioned facts.

2. K.Kuroda's comment (1969)¹¹⁵

Babylon I Dynasty was the most typical nation, the Orient formed by deprivation from the masses.

3. R. Cameron comment(1997)¹¹⁶

In early temple cities of Sumer. . . . , the social structure was definitely hierarchical, The mass of peasants and unskilled workers. . . . ,lived in **a state of servitude**, if not outright slavery; **they had no rights, property or other.**, , **but nowhere in ancient civilization did private property, in modern sense**, constitute the legal foundation of society or state.

4. Paul Kriwaczek's comment (2010)¹¹⁷

Many of the judgements(in the Hammurabi law code*) strike the modern reader as fair and reasonable,(*; added by Kamide).

5. George Roux's comment (1992)¹¹⁸

The Code of Hammurabi, in many of laws is surprisingly close to our modern idea of justice.

It is self evident from Part I ~ V in this study that appropriateness of the above-mentioned comments have already been inspected.

3.1.3 Canal construction and its maintenance

High silt contamination in the Mesopotamian rivers together with extreme small flatness of the southern Mesopotamian plain brought about a high risk that every thing on the surface of the earth are buried by silt in short period, leading to the flood or shortage of supplying irrigation water.

Following construction and repair were performed in off-season of cultivation⁷⁸.

1. Construction of banks and their repair (to prevent river flood)⁷⁹.
2. Opening and digging of canals and their repair.
3. Incessantly dredge of water ways (to avoid the canal buried in the sand).

Master plans of new construction of canal network were primarily designed by estate architects with high specialty and by contractors with numerous track records.

This was a big national projects and materialized. The upper grade officers were in charge of ① procurement of labors, ② pay of wage, ③ construction materials, ④ process management, ⑤ supply of food to all employees, and ⑥ management of works according to process chart.

Sometimes, king(Hammurabi) supervised directly.

The tenant farmer was entirely responsible for the maintenance of the water path (i.e., branch of canal, flowing directly to the farmer's land).

In the Hammurabi law articles declare the farmer's duty of maintenance and punishment for violation of the laws. The projects such as digging of canal, construction of bank, or dredging of water path are obviously public works.

The funds (capital) of employment of laborers were a burden of coast inhabitants. Wage for the labors were collected in the form of barley from them⁸⁰. The water path was made as high as its surroundings, having narrow bank at the both sides of the path. Often the water path turned at right angle and the water flowed further. Owners along the water path had responsibility against main maintenance of the above banks. This rule was also applied to wide canal. The owners, whose boundary of the farmers were in contact with each other, had to make the above contact always (clear) in order. In this case, canal was administrated all the time by king's officer, that is [Bureau of Irrigation Facilities] . From the Bureau of King's inspector was dispatched, besides a local representative king had the similar authority on the matter of canal and irrigation (an example,

Siniddinam)⁸¹.

For working a large number of employed laborer were needed. For them wage barley was paid, depending on the width of bank occupied by the owner.

3.1.4 Flood

(A) Some meteorological and geological characteristics of the flood in Mesopotamia

1. Resources of flood water originates from snow melting at the Zagros and Armenia mountains, composed of lime stone. During relatively narrow period large amount of water flows down from the upstream. After the snow melting in the maintain area are exhausted river flow diminished quickly^{82,83}.

2. River water contains five times thicker silt than the Nile⁸⁴(in the form of calcium carbonate CaCO_2)⁸⁵.

Then , riverbed is readily buried under the silt, precipitated, in particular, at hill-fan or evaporated at farm.

3. Flood occurred abruptly and further without predictable sign⁸⁶.

4. Extremely flat plain in the southern Mesopotamia brought about changeableness of water-path and in addition, the flood was very restrictive. The flood washed away farmlands, houses, canals⁸⁷, and even cities.

5. Although the flood was almost seasonal, but irregular.

6. The Tigris and Euphrates have wider river-basin than the Nile. Arable land in Egypt is limited :To a long rectangle a few to 30km wide on the both sides of the Nile⁸⁸.

7. Average flow rate decreases in the order ; Tigris > Euphrates > Nile .

8. Attack of huge floods on the area of Ur, Kish, and Shuruppak was confirmed by archaeological study on the strata, corresponding to Ubaid and early ED periods⁸⁹.

(B) Some archaeological and geological evidences of flood

1. River water flowing through river, whose bed became shallow due to accumulation of soil and sand, broke the bank itself, washing away the everything. If one digs down layered village ruins, called Tel, he will reach a thick clay layer. Often he discovers the ruin of dwelling under the clay layer. This is above all direct evidence of the flood tales⁹⁰.
2. From the third millennium layer, a thick layer of pure clay deposit some eight feet thick, which separated the Ubaid layer from what Leonard Woolley considered the 'Sumerian' strata; The evidence for the flood in Sumerian history and legend⁹¹.
3. Certain archaeological evidences are discovered on the sites such as Ur, Kish, Shuruppak and etc. in the Ubaid and ED periods. Attempt of relating the flood legend to the actual flood layer is absolutely fantasy and only guess⁹².

Did canal route change by the flood?

Adams⁹³ investigated the map of canal between Nippur and Urk over the time span ED I (Early dynastic I) period(2900BC)~ED period(1763BC) (more than 1000 years) and Crawford⁹⁴ reproduced three maps in her book.

It is very interesting to note that location of canal networks in Sumer including Nippur, Issin, Shuruppak, Adab, Umma, ZabAlam, Bad Tibura, Urum and Larsa, seems likely not to be very significantly altered during almost 1000years, although the rise and fall of the above cities are, of course, observed.

(C) Flood and farmer

In Mesopotamian agriculture natural disasters, mentioned above, including flood and drought, were the largest danger factor. Once flood attacked the farm in Sumer, the farm was washed away by the flood and no longer further cultivation of the farm became impossible. What is more, the flood washed away not only farmland, but also houses, and even cities (see 3.1.4(A)4). Restoration of the farm required tremendously long time and huge expense by far beyond the capability for single or few plot owners. They were expected to escape first from the flood damage. Residential area of Sumer is located along the water way.

In drought water way (including bank of canal) will be naturally ruined merely to mass of sand.

In both (flood and drought) cases the harvest is of course zero and the victims cannot pay the tax, tenant free, operating costs, and debt if any. The Hammurabi law codes have four articles (H45, H46, H47 and H48) on the flood.

In this way there is no room to doubt that in the Mesopotamian agriculture (natural disaster) flood was the largest danger factor.

Amount of damage of farmers suffered, due to by his neighbor's careless negligence in maintenance of the water path, should be fully compensated by the perpetrator (H53, H54, H55, and H56). The above damage was considered as a kind of personal economical outbreak.

Detailed conditions of tenant contract are not very clear. The article H47 suggests some landed farmers probably belong to among unsuccessful farmers. In addition to tenant farmers, the landed farmers who suffered from natural disaster, such as flood, drought, gale and tsunami frequently attacked, on the plain of southern Mesopotamia, had zero or almost zero

harvest(income), and were forced to be ruined to tenant farmer.

The contract was formed by an initiative of the victim farmer and was made, at least perfunctorily, on the basis of mutual agreement between landlord and farmer under the predominantly disadvantageous circumstances for the farmer side. In the words such contracts are made under very favorable conditions for the landlord. Note , also, that in the above case victim farmer was not limited to only one family, but a large number of victims may have applied to the new contract.

Basic contract of reclamation between landlord and farmer was effective usually for three years (H44).

Landowner cannot claim his ownership after flood and the farmers cannot expect any assistance from the state for his loss of house and cattle. The state constructed new canal (and its network) and maintained them. New farms were built along the new canals.

(D) Level of damage caused by the flood

Level of damage caused by the flood are roughly classified in the Table VI -3.

Table VI-3 Level of damage by flood

Level	Content of damage		Note
1	water path	damaged	repair by farm
2	farm	submersed	lapse of ownership
3	water	washed away	repair by farmers
4	farm	washed away	unrecoverable and lapse of ownership
5	house	submersed and washed away	lapse of ownership
6	cattle	washed away	no compensation or public help
7	family	death(drowning)	
8	village	washed away	
9	river path	changed	disaster

Table VI -4 shows change in the rights of ownership for farm, house and cattle before and after the flood.

An exceptional case:

When granted farm was attacked by flood and washed away the farmer(owner of the above farm) suffered from poverty king granted again new farm to the victim⁹⁵.

(E) Measure against floods ; a human's ingenuity

Were inhabitants in Mesopotamia afraid of flood simply considering that it was anger of god?

At most they reinforced the banks and dredged the river bottom (i.e., passive attitude). In the case when the flood attacked canals the habitants threw away their dwellings and farms and scattered. There are some resources of king's measures against the flood⁹⁶.

Hammurabi informed his officer (Shamash-hazir) that an attack of flood of Euphrates is passing through Babylon and approaching Larsa. To minimize the possible damage by the flood he(Shamash-hazir) opened the gate leading to marsh. Water was guided to swamp near Larsa to diminish the flood in order to prevent the ruinous destruction of the bank equipments and to avoid the flood's uncontrollable damage.

3.1.5 Salinisation

(A) Decay of wheat production at Lagash

Table VI -5 summarizes the farming area, farming portion(weight), and yield of wheat at Lagash.

Table VI-4 Change in agriculture before, in , and after flood in Sumer

Before flood	Flood	After flood
Farm(landlord) : ownership	Loss of farm	New national project → New national → New canal → New farmers (Owner- national)
House (tenant farmer) : tenancy	Loss of house	Income tax and services → Tenant farmer → House cattle
Cattle(tenant farmer) : ownership or tenant	Loss of cattle ↓ all rights of ownership and tenantry	Land load → Tenant farmer → House cattle

Table VI-5 Farming area, farming portion and yield of wheat at Lagash

Year BC	Farming area ¹ wheat (%) ⁵	Residue of wheat (%) in ^{1,3} the pot	Yield wheat of ℓ /ha
3600	—	50 ¹	—
2400	16 ^{1,4}	1/6 ^{1,3}	2537 ³ (2500) ² 2179 ⁴
2100	1.8 ^{1,4}	—	1460 ³ (1500) ²
2000	—	2 ³	-
2000-1700	0 ^{1,4}	—	—
1700	—	0 ¹	897 ³

1. H. Ohba, op.cit., p133.

2. H. Ohba, op.cit., p133.-134.

3. data of Jacobsen (cited by K. Maekawa, op.cit., p244) : Thorkila Jacobsen (1982), 'Salinity and irrigation agriculture in antiquity Malibu.

4. K.Maekawa, op.cit., p244-245 (original report,1967).

5. Portion of wheat seed in the cereal pot found in the site, excavated.

During 3,000-2,000 BC wheat cultivation sharply declined at Lagash in the southern Mesopotamia at that time. Productivity (or yield ℓ /ha) of wheat markedly lowered from 2,500 ℓ /ha in 2400 BC to about 900 ℓ /ha in 1700 BC. In other words, in 1700 BC wheat production decreased by 65% at Lagash.

In the southern Mesopotamia wheat cultivation converted to barley. However, wheat production survived (until present) in the norther Mesopotamia.

(B) Salinisation : phenomenon and its mechanism

This phenomenon is said due to 'so-called' salinisation.

i.e., accumulation of calcium carbonate (white fine powders) on the soil surface of farm and this compound interrupts absorption of water through the root of cereal plants, leading finally to their death⁹⁷⁻¹⁰¹.

Table VI -4 indicates that long-span irrigation cultivation of cereal brought

about its decline, even if the same cultivation technology as before (see, **3.1.2(B)**) were continued faithfully.

The phenomena illustrated in Table IV -5 was caused by an undesirable accumulation of alluvium, contaminating calcium carbonate (white fine solid particle) on the surface of land. It was due to insufficient drainage of irrigation river water and also lack of fallowing. These phenomena were empirically well recognized by native farmers soon after adaption of irrigation (as deposit of white solid (salt) on) farm. Once the salinisation occurred on the farm, the farm could not never be recovered again to the virgin soil, because this white powder could not be removed completely from the farm.

This is a typical example of environmental pollution. In this way the advanced technology (canal- irrigation agriculture networks and their operation systems) had attained unbelievably highly productivity of cereals, but it induced simultaneously the serious damage, which could not permit the sustainability of this technology.

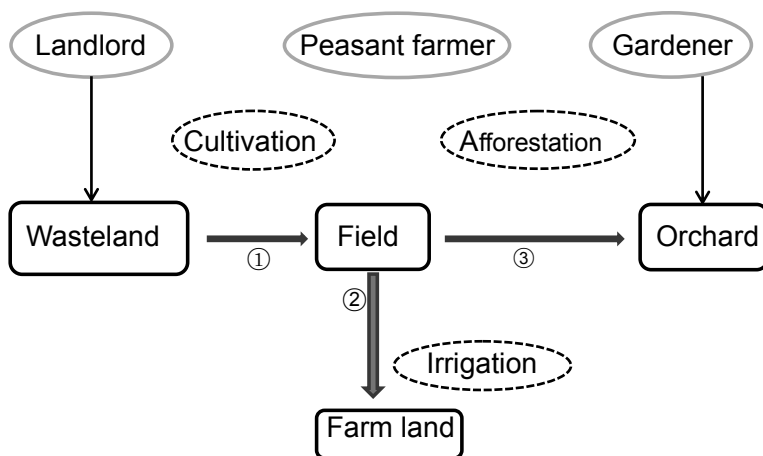
(C) Conversion of wheat to barley

Wheat was weaker in resistance than barley against salinisation and also the former needed longer period of growth than the latter. Wheat was replaced by barley in the southern Mesopotamia. Since then, wheat cultivation was severely limited to the northern Mesopotamia.

The dirted space of farm was finally abandoned, resulted in significant diminish of the total area of arable land.

Effective remedy to avoid salinisation recommended at that time was :

- 1: Complete drainage of irrigation water from the farm(to make residue of river water used for irrigation as little as possible).
- 2: Enough preliminary ploughing (**3.1.2.(b)**).



○ : human factor, □ : land, ○ : technology

ChartVI-4 Cultivation of wasteland to farmland and then afforestation to orchard

(to prevent rise of underground water through capillary action).

3 : Fallowing of at least one~ two years after harvest (to recover soil fertility and to suppress rising of underground water level to the ground surface, keeping the level underneath the surface).

3.1.6 Source of Mesopotamian culture.

Canal-irrigation cultivation network system is evidently the origin of ancient Mesopotamian culture.

Farmer individual was fully responsible for the end of the system and king had responsibility for the whole system.

An opinion (theory ? or delusion?), that the above system was formed by

slave's compulsory mass labor with their blood and sweat, lacks any definite certificate.

3.2 Landlord, tenant farmer, and gardener

3.2.1 Cultivation of wasteland

(A) Ordinary farmers in ancient Mesopotamia

1. There were two kinds of farmers in ancient Mesopotamia, landed farmer and tenant farmer.
2. In the Hammurabi law code, a number of articles are found on debt of tenant farmer from merchant (H 48, H 49, H 50). The articles on landed farmer are not numerous (H47). In the Old Babylonian period landlords directly cultivated a part of his farm and other parts were rented to tenant farmers. They made the contract of tenant farming.
3. Cultivation of barley, date (palm) and sesame had played a detective central role at that times.
4. The plantation of dates was exclusively performed by another different specialist (gardener) under the contract agreed between landlord and gardeners.
5. Success or failure of agricultural management was determined depending on the changeable climate or weather, together on the effort of the farmers.
6. Flood and drought were the two major uncontrollable factors, governing the yields (H48).
7. Flood and tsunami are stated in H45 and H46, and overflow and drought are found in H48.
8. In addition to the above, personal factor cannot be ignored : Negligence of cultivation (H43, H44) and defective maintenance of water

path(H53~H56).

9. When the management of landed farmers is at a dead rock, they ruined. Shifting of his business was decided by himself (H47). Man under inferior circumstance was usually forced to make a disadvantageous contract to landlord(In the Hammurabi law this was regarded as 'fair dealing').
10. Landed farmers were in debt for money to merchant from a sured (collateral) loans (H49, H50, H51).
11. For conversion of desolate wilderness a contract, which was valid approximately three years, was made between the landlord and a settler (H44).
12. We cannot overlook the relations between merchant as money lender and farmers (including tenant farmers).
13. Even tenant farmers took for management all responsibility. At final phase he sold himself (H54). He made his family (wife and children) debt slaves with three years limit (H117).
14. Against damage committed by the farmer to a third party compensation was collected strictly. Any farmer was responsible for proper maintenance of water path (and bank) linking the end of water-path and his farm (H53, H54, H55, H56).
15. The literacy rate of ordinary people is suggested fairly high, in particular, the ability to read (see, also, IV 3.1.3B).
16. It cannot be considered that farmers had their houses within the area of his farmland. Their houses were surrounded under by fence, within walking distance, for sake of security. They gathered on the mound (hill). Many houses were built close together and densely populated.
17. The farmer and his neighbors did not have 'Joint responsibility for the

person concerned.

18. In the south Mesopotamia many houses were connected to form a village.
19. Ordinary tenant farmer's property were : house, farmland, cattle, and plow.
20. Tenant farmer had not surplus to buy other properties.

(B) Conversion of wasteland to farm and orchard

Chart VI -4 shows the scheme of conversion of wasteland to farmland via field by farmer, and then, afforestation of field (or farm) to orchard by gardener.

(1). wasteland $\xrightarrow{\textcircled{1}}$ (field) $\xrightarrow{\textcircled{2}}$ farm

Conversion of wasteland to farm was expected to consume four years (H44). Wastland should be located nearby canal and also the right of water utilization for irrigation was attached to the wasteland

- (2). Field's ground was leveled. In this case the canal water was not yet supplied to the field. But, dry-farming, if he wants, will be carried out, although very ineffective and low yield . Yield by canal-irrigated land has 20-30 times of yield by dry-farming.
- (3). Water path connecting canal (previously opened) with the field was installed (probably by public authority) and farmland was finally developed. Thus, the contract was completed.
- (4). After completion of farm, the settler will become tenant farmer by new contract between settler (now, tenant farmer) and landlord.
- (5). Gardener makes a contract of development of garden from field (or wasteland) in 5 years (H60, H63).
- (6). Gardener transplanted date palm on the garden. The period needed for

- seeds of palm to grow up to yield fruit is about four years. (In Japan three years are usually necessary to harvest peach and chestnut).
- (7). Date palm is a native plant in Mesopotamia and acclimatized well to severe circumstance (low rainfall, salinisation, hot summer, flood). Then, palm cultivation was rather easy business for grower than cereal cultivation, because the above-mentioned climate did not make gardener neuroses.
- (8). After 4 years (completion of the contract), the harvest will be divided equally between landlord and gardener.
- (9). Management of the garden was entrusted to the gardener (H64) and 2/3 of harvest was taken by the landlord and 1/3 was for gardener. In this sense, the gardener of orchard was a kind of a partner of an enterprise.
- (10). For about four years gardener had no income. He must have some funds or property. In addition, he made a part of not-yet completed garden temporary farmland to cultivate barley on the basis of dry-farming.

(C) Income tax or tenant fee of farmers

Kishimoto described that 1/2~1/3 of barley income were robbed as the tenant fee⁸⁷. This is his typical misunderstanding of charge as tax.

The tenant fee contains, for examples, the expense for repair of canal (wage of contract laborers), for bank maintenance of water path, operation of canal system. Who constructed the irrigation system? Who received enormous economical benefit by using irrigation water for barley cultivation? The increase in cultivation field and increase in barley harvest, were contributed at a high rate to multiplier increase in income of the state finance. If he (Kishimoto) understood “**beneficiary payment principle**” ,

which is at the present extensively agreed and accepted concept. The kings committed to the reclamation of deserts and marshes in the southern Mesopotamia, with (investment) large outlay. The tenant farmer had the right of employment of day laborer and use of water for irrigation. If we accept the principle of “beneficiary payment principle”, then it becomes very natural to pay some amount of money (barley) to the landowner.

3.2.2 Various contracts among landlord , tenant farmer (as buyer) and laborer

In the Old Babylonian period, formats of contracts including landlord (employer), tenant farmer (buyer of land), and any laborer were almost formed. Some examples are shown below :

A. Contract of tenant farming¹⁰²

1. Property of tenant farming (farmland and orchard (date palm, wasteland)).
2. Name of property (its size and location).
3. Name of creditor.
4. Purpose of object.
5. Tenant fee (barley or silver) ; fixed ratio, or fixed amount.
6. Witness(8 persons with their father's names, including a village mayor).
7. Date.
8. Period of tenant farming ; usually 3 years.

B. Buying and selling contract

An example¹⁰³:

1. Buyer men who were far from wealthy and lived in quite modest house.

The document contained following items : Here, bracket means

Podany's excavation data¹⁰³.

2. Their size (8 acres).
3. Location (city of Terga, just north of Mari).
4. The names of the men who owned neighboring properties.
 - upper long side; (Yakum-Addu, son of Yasa-Addu),
 - lower long side ; field of (Kinau, priest of Dagan),
 - upper short side ; field of (Kinau, priest of Dagan),
 - lower short side ; field of (the palaces).Farmers had to be careful to make sure that their canals did not flood their neighbor's field.
5. Names of the following peoples with their father's names: (5-1) the neighbors, (5-2) sellers, (5-3) buyers, (5-4) the governor, (5-5) seventeen witnesses , and (5-6) a scribe (and the king).
6. Price (1 mina, 10 shekels (about 0.58 kgs) of silver (\approx 5 shekels per acre).
The document was kept in his own home.

C. Contract of employment of laborer¹⁰⁴

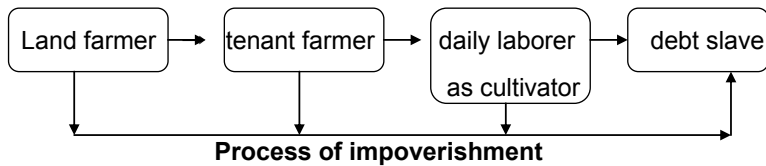
1. Name of laborer.
2. Purpose of employment.
3. Period (usually, one month or one year).
4. Pay (depending on talent needed for the work, kind of work, and the period).
5. Board (or staff meal) is added or not beside pay.
6. Special regulation : responsibility for storage of working tools and cattle; commission to the laborer; responsibility for labor interruption by escape of laborer and for violation against guarantee that they should start work until the planed due date.

D. Impoverishment of small-sized landed farmers and tenant farmers

1. Landlord had always legal priority to tenant farmers.

Barley cultivation was a nation's key industry, supplying the food to citizens and earning the foreign currency. The export of barley was a sole method to get foreign money and then to buy the foreign necessity products. Under these peculiar conditions king gave priority protection for landlord and merchant. Sometimes a single man played the two persons roles as landlord, and merchant.

2. In contract, small-sized landed farmers and tenant farmer (i.e., ordinary people) were put at disadvantageous position, and as result many ordinary people became poor. Impoverishment became serious social problem.(see, below chart).



The society brought about a relative increase in the poorest segment in the populations

3. Hammurabi and his successors, including (the tenth king) Ammis (1642-26 BC)^{107,108} and (the seventh king) Samsuiluna^{107,108} (1749-12 BC), promulgated the annulment of debts several times in order to help the people suffered from poverty. In the Old Babylonia period (2025-1595 BC), law of exempt personal debt from poor people were promulgated more than one hundred times¹⁰⁹.

E. Document of land assignment granted by King

The man, whom the royal institution issued document of land assignment to is ultimately the person, who has the right of occupation and cultivation of the land. The farmer having the document (document holder) does the practice of the cultivation or not is a legal problem.

3.2.3 Landlord and tenant farmers: Examples of unfulfillment for contracts

Table VI -6 illustrates some examples of unfulfillment for the contract.

1. The contract on development of waste field was valid to three years. Then, negligence (abandonment longer than three years) is regarded as breach to the contract.(A), (H44).
2. In the case the rent of farm was paid simultaneously at conclusion of the contract on the rental of farm the tenant farmer is responsible for any possible damages suffered by flood since then. (B.1), (H45).
3. In the case when the rent was not paid (to the landlord) the harvest (if any) is divided between the owner and the farmer according to the contract. (B2), (H46).
4. These two cases (B1 and B2) imply that immediately after the payment of rental fee the farmer can manage the lent farm at will and at the same time he should have all responsibility for the result.
5. B3 is the case when the (owner) farmer went broke (default).
6. B4 is concerned with merchant (not lord) vs. farmer : merchant was often at that time landlord. In this case reduction of the conditions in the original contract was approved.
7. In the case of no yield the tenant farmer should pay the same amount of rent as neighbors. Here, the cause of no yield is not problem. When the

Table VI-6 Some examples of unfulfillment of the contract between land lord and tenant farmers

Owner (creation) vs borrower(debtor)	Cause of trouble ⇨ Settlement	Article no.
(A) Reclamation of wild field : Owner of land vs farmer	If negligence(personal effect) continued 3 years ⇨ return the land to the owner in 4 th year of the cultivation + barley 10sur/10 iku	H44
(B) Rent of farm : 1. land lord vs tenant farmer	Case when rent was paid at contract : hit of flood and tsunami (natural disaster, super personal effect) ⇨ all damages are taken by tenant farmer	H45
2. land lord vs tenant farmer	Case when rent was (not paid):hit of flood and tsunami (natural disaster) ⇨ the harvest is divided between land lord and farmer.	H46
3. land lord vs owner farmer	Farmer failed to earn the maintenance expense ⇨ tenant contract	H47
4. merchant vs tenant farmer	Case when farmer has debt to merchant : hit of flood or drought → no harvest ⇨ no return of the debt and change of contract (no interest)	H48
5. land lord vs tenant farmer	Cultivation → no yield ⇨ payment of the same amount of grain as the neighbors pay to land lord	H42
6. land lord vs tenant farmer	Negligence of cultivation (without ploughing) ⇨ payment of the same amount of yield to land lord + plough and fertilize the farm and return the farm to land lord	H43

neighbors get no yield the farmer and his neighbors do not pay the rent. Equal treatment with neighbors are principle in the Hammurabi law, and special treatment to a **particular farmer as an exception was not permitted**. In addition, **joint liability was not accepted there**.

8. For any personal(individual) specific situation was not considered at all.
9. A close investigation of the contracts above illustrated here shows immediately at once that the contracts made about 3000~4000 years before are basically identical to the present-day contracts. All the necessary items for the present day contracts are included even in ancient contracts, and the latter were formed at least perfunctorily on the basis of mutual agreements. It should not be over-emphasized that ancient Mesopotamia culture is essentially different from that of the contemporary world.

3.2.4 Farmer and his neighbors

Table VI -7 shows some examples of agricultural outrage by tenant farmer against neighbors.

1. Tenant farmer had the duty of secure maintenance of bank of water path.
2. The length of the path for which the farmer had responsibility is the length of path, with which his farm is directly contracted.
3. Water path was safely maintained by hardening by hand or foot or some tool and widening of bank (H53, H54). The path bottom was weeded and dredged. ➡ lost of cereals in farm(H53).
4. Gate was opened for irrigation and closed after irrigation ➡ submersion of neighbor's farm(H55), ➡ damage to neighbor's products (barley)(H56).
5. In the Hammurabi law code the four articles (H 53, H54, H55, H56) are

Table VI-7 Agricultural outrage against neighbors (see, also, 3.3c)

Article no.	Outrage \iff Settlement
(A) Duty of maintenance of bank of water path leading to neighbor's farms	
H53	Negligence of maintenance of keeping bank (surface) hard \iff water-intrusion through crevasse into neighbor's farm \iff compensation of lost grains.
H54	When compensation to damage in H53 is impossible \iff the offender sells himself and his fortune and the money obtained thus is distributed among (victims) neighbor's, suffered.
H55	Abandon of drain \iff water-intrusion into neighbor's field \iff the farmer compensates in similar way (to H53, H54).
H56	Water, induced by farmer \iff intrusion into agricultural products of neighbors \iff the farmer compensates 10 gin of barley/10 iku(area).
(B) Glass-feeding to cattle	
H57 (illegal)	Without owner's agreement man feed glass at grassland \iff at harvest he compensates to the owner barley 20 gur/10iku.
H58	Even after whistled from palace man continued to feed his cattle grass \iff at harvest he compensates barley 60gur/10iku.
(C) Cutting down of tree	
H59	Without assent of gardener or owner man cut-downs a tree in orchard \iff he compensates silver 1/2 mana to the garden owner (see, LI 10).

referred to negligence or miss management of irrigation by the farmer. In all (seven) articles the farmer is an assailant and the remaining victims in four articles are at the same time tenant farmers.

6. Table VI -7 indicates that in order to operate the canal-water irrigation agriculture smoothly the end of the system should be carefully maintained

(Note)

Here, I have no idea to answer whether victims in (B) and (C) in the table are strictly neighbors or not. But, in broad sense, they (landlord, palace) can be considered as inhabitants in the same district.

Comparison of H57 with H58 indicates that compensation to the victim of farmer (H57) (ordinary landlord) is only 1/3 of the latter (H58) (palace) and that outrage against palace is heavily punished (be careful!).

3.2.5 Landlord and gardener

Contract between landlord and gardener

1. The conversion of farm (or field) to orchard (forest of palm trees) takes 4 years (H64).
2. If gardener starts the above conversion from wild field (moor), the gardener receives 10 gur/ 10 iku of barley as an extra reward (H 63).
3. There are two kinds of contracts:
 - ① 1st contract ; development of palm forest (4 years).
 - ② 2nd contract : management of the forest (palm garden). The gardener's share is 1/3 of the harvest (H64) : dates (Phoenix dactylifera).
4. Gardener's daily tasks are :
 - ① cultivation of young dates palm trees to grow at least three years.

- ② feed of water (irrigation water) to young plants.
 - ③ artificial pollination.
 - ④ construction of fence around the garden.
 - ⑤ insect extermination.
 - ⑥ watch.
 - ⑦ harvest of palm.
 - ⑧ ripeness of fruits.
 - ⑨ processing of fruits.
 - ⑩ shipment.
5. Date palm is native of Mesopotamia and has a high adaptability to severe climate of the southern Mesopotamia (dry, hot, salinization land, . . .).
6. Excessive attention to irrigation to the garden is not necessary
7. Date has the following various merits as food^{105,106}.
- ① highly nutritious food.
 - ② sweeter (sap).
 - ③ delicious fruit as desert.
 - ④ preserved (dry) food (for home and for travel, and for export).
 - ⑤ fermented products (wine).
 - ⑥ nectar (sweetener).

Date palm may have been utilized in the southern Mesopotamia for construction of houses (pillar, ruff, and wall). On the periods of Sumer and Old Babylonia processing of agricultural products (dates) were populated to yield processed food industry at embryo state then, new value was added to the primary product (date fruit).

Table VI -8 shows some examples of unfulfillment of the contracts between landlord and gardeners.

Table VI-8 Some example of unfulfillment of contact between landlord and gardener

Article no.	unfulfillment of contract
1.(Basic contract 1) H60	Transplantation of trees on the farm to make orchard for 4 years. In 5th year the achievements are divided equally between landowner and gardener.
2. (Basic contract 2) H64	When administration (management) of the orchard is commissioned to the gardener 2/3 of the harvest is for land owner and 1/3 is for gardener.
3. H61	When the transplantation was not completed yet, neglected part is counted as the gardener's part.
4. H62	In H60, gardener neglected a part of farm without transplantation, the gardener pays the same amount of rent as neighbor's and returns the land to the owner after the land was converted to farm.
5. H63	In H62 when the original land is moor gardener converts the land to farm and in addition owner pays barley 10 gur/10iku at the first year.
6.H65	In H64 when harvest reduces due to gardener's poor management, the gardener pays harvest corresponding to neighbor's.

3.2.6 Fine and compensation of economic crime

Table VI -9 collects compensation and fine for economic crimes.

When person (assailant) gave some economic damage to man (victim) assailant pays (or compensates) some amount of goods which is χ (χ is larger than one) times of the victim's loss.

Table VI-9 Compensation and fine for economic crimes

	Times χ (fold)	Articles no.	contents of outbreak
Fine	2	H120	Embezzlement of corn deposited at store house
	2	H124	Denial of deposit which had been made in front of witness
	2	H126	Appeal of false loss to local committee
	2	H254	Thief of cows and sheep commissioned for keeping
	<3* ¹	H106	When salesman denied debt borrowed from merchant
Compensation	5	H12	When thief as seller died buyer should pay
	<6* ²	H107	When merchant denied receipt of sales man's money borrowed before
	<10* ³	H265	Selling, against contract, of oxen and sheep commissioned for keeping
	10	H8* ⁴	Thief of muskenum's oxen, sheep and fortune
	30	H8* ⁴	Thief of god's or palace's cow sheep and fortune

*1 less than 3 times of the value of goods

*2 less than 6 times of the value of goods

*3 less than 10 times of the value of goods

*4 see, Table III-16

1. In the articles containing 'compensate'(iriaab or irriab) the assailant (attacker) had to pay goods or money not less than 10 times ($\chi=10$) of the real value of damaged goods (H265, H8). Articles of the case $\chi=10\sim30$ corresponds to true compensation.

2. When the 'compensations' in the range of $\chi = 5\sim 6$; 'iliqiz (pay)' or 'inaaddin(pay)' was used to denote 'pay'.
(H120, H124, H126 and H254 for $\chi = 2\sim 3$ (inaaddin), and H107 for $\chi = 6$ (inaaddiin), and H 107 for $\chi = 6$ (inaaddin),(this is an exceptional case?).
3. In H12 ($\chi = 5$) iliqiz (pay) was used.
4. Inaaddiin was used for $\chi = 2$ (i.e., two fold) (from articles) and $\chi = 6$ (one article) and then, Akkadian verb 'Inaaddiin' was utilized for fine.
5. It seems that usage of Akkadian verb to mean pay or compensate in the H laws has close co-relations with χ value.
6. Delicate difference in nuance between iliqiz and Inaaddiin is not clear.
7. Theft of goods (including cattle and sheep) in palace or shrine were regarded as felony and a kind of grave challenge to the authority of the kingdom.

VI -4 Law of Retaliation

The retaliation is formal act (by public prosecutor) of punishing assailant (attacker) in return for what he has done to the victim.

4.1 Was the Hammurabi law code the retaliation law?

Table VI -10 collects the body injury and penalty for it in the Ur-Nammu(UN), Eshnunna (E) and Hammurabi(H) law codes. In the table, **a** in **a** → **m**, for example, is assailant and **m** is victim : **a** is awilum, **m** is muskenum, and **s** is slave.

The law of retaliation was applied only to the case when both assailant and victim were awilum. Other cases such as **a** → **m**, **a** → **s**, **m** → **a**, **m** → **m**, **s** → **a**, **s** → **m**, and **s** → **s** were allowed to employ the substitute payment.

There is no article of retaliation law in the UN and E laws except homicide and for any injury in all cases the substitute payment was utilized. This suggests that the retaliation law had been first adopted in the Hammurabi law in the Mesopotamia. Homicide was the death penalty in UN1 and it is supposed that the retaliation law had been applied to murder in the four mesopotamian law.

In the case $a \rightarrow a$, when the victim was died caused by quarrel the retaliation law was not applied and silver 1/2 mana was the penalty (H207, see Table III -14). This is an exception of the principle of retaliation law.

4.2 The retaliation law transmitted in the Old Treatment.

Were 'Eye for Eye' and 'Tooth for Tooth' accepted or recognized in the ancient Mesopotamia and in the Mid-east ? It is said that the Hammurabi-law code had given significant influences to the Assyrian laws. More than about 800 ~ 1,000 years later than the enactment of the Hammurabi law code the Old Testament was formed (or issued?)¹¹².

Table VI -11 and Table VI -12 summarize the correspondence of the Hammurabi low codes to the Old Testament (Exodus, Leviticus, Deuteronomy, and (the New Testament) Matthew on the retaliation articles. In the last column of Table VI -11 \oplus means Exodus is more strict than the H law, \ominus is almost the same degree on rigidity, and \ominus indicates that Exodus is less severe than the H-law. Among nine items, when comparison of the both can be made, three articles in the Bible are severe than the H-laws and other six articles are almost the same in rigidity. Therefore, we can conclude that the both are approximately in same nature.

MATTHEW 5:23-38

[38 'You heard that it was said, 'Eye for eye and Tooth for tooth'. 39

Table VI-10 Body and penalty for it in the Ur-Nammu, eshnunna, and Hammurabi law codes

Position	Law code					
	Ur-Nammu	Eshnunna	a → a	a → m	m → m	a → s
1 eye (īin, inum)		1 mana (60siqlu) [E 42]	eye [H 196]*	1 mana (60 siqlu) [H198]		half price of slave [H 199]
2.nose (appe ₂)	2/3 mana (40 siqlu) [UN 20]	1 mana(60siqlu) [E 42]				
3.tooth (Šiin, Šinnum)	2 gin (2 siqlu) [UN 22]	1 mana (60siqlu) [E 42]	tooth* [H 200]		1/3 mana (20 siqlu) [H 201]	
4. ear (uznu)		1/2 mana (30siqlu) [E 42]				
5. lip (meness)		10 siqlu [42]				
6. bone (gir ₃ paddu)	1 mana (60 siqlu) [UN 19]		bone* [H 197]	1 mana(60siqlu) [H 198]		half price of slave [H 199]
7. foot	10 gin(10 siqlu) [UN 18]					
8. finger		2/3 mana (40 siqlu) [E 43]				

* Law of retaliation

Table VI-11 Correspondence of the Hammurabi law code to Exodus on retaliation

Case	Hammurabi low code	'Old'testament exodus chap 21	Note
1.man who strikes father (or mother)	Cutting of hand ; H195	death ; Exodus 21:15	+
2.man who kidnapped child (or man)	death ; H14	death ; Exodus 21:16	=
3. man who strikes pregnant and she lost child through miss carriage	10 siqlu ; H 209	fine ; Exodus 21:22	=
4. in 3 victim died	death of man (in 3)'s daughter ; H210	death ; Exodus 21:23	=
5.injury of eye	eye ; H196	eye ; Exodus 21:24	=
6. injury of tooth	tooth ; H200	tooth ; Exodus 21:24	=
7. injury of hand	see E43 (finger)	hand ; Exodus 21:24	=
8. wound	Oath for god and pay cost of medical care ; H206	wound; Exodus 21:25	+
9. death caused by injury	Oath for god 1/2 mana ; H207	death ; Exodus 21:23	+
10. bone	(a →a) bone; H197 (a→m) 1 mana; H198 (a→s) half price of slave ; H199		
11. foot	see UN 18 (silver 10 gin)	foot ; Exodus 21:23	
12.masterwho injured his slave's eye		emancipation of the victim slave	-
13. master who injured his slave's eye		emancipation of the victim slave	-

Table VI-12 Comparison of articles on bodily injuring in the Hammurabi laws with those in Testaments

Position	Hammurabi	Exodus	Leviticus	Deuteronomy	Matthew
1. eye for eye	H196(a), H199(s)	21:24	24:20	5:38	19:21
2.tooth to tooth	H200, H201(m)		24:20	5:38	19:21
3.bone for bone	H197(a), H198(m) H199(s)		24:20		
4.hand for hand		21:24			19:21
5.foot for foot		21:24			19:21
6.cheek	H202(m → a) H203(a → a) H204(m → m) H205(s→a)	21:25			
7.(wound) (death of victim)	H206 H207				
8. bull			21:28 21:29		
9. soul for soul	H229, H230	21:23	24:21		19:21

However, I say to you. Do not resist him that is wicked : but whoever slaps you on your right cheek. Turn the other also him.]

5:23-38 is not the article H196, but probably was Exodus 21:24 . Note that when Christ was alive ordinary people did not know that H196 had been enacted about eighteen hundred years before.

4.3 Is the law code of retaliation (lex talionis) cruel?

In the Ur-Nammu and Eshnunna laws all body injures (except murder) could be compensated by the money (substitute payment) as illustrated in Table VI -10. Compensatory payment ranged from silver two gin (tooth) in

UN to silver one mana (bone in UN and eye, nose, and tooth in E). In the all four laws for homicide the law of retaliation was strictly applied. On the other hand only in the case of **a** → **a** (i.e., assailant and victim are all awilum) all bodily injuries (eye, tooth and bone) are judged by the law of retaliation. Can we say that the latter law (H) is less stern than the former two laws (UN and E)?

In the Old Babylonian period evolution of job specialization (see, Table II -14) progressed significantly in comparison with those in the UN and E periods (including appearance of numerous daily labors), resulting in large gap-widening of the rich and the poor in the society.

The transition of tenant farmers (see Chart VI -3) may be one of the various factors accelerated the above gap.

“In the previous paper (Part II **3.3.3**) I pointed out that the transfer of rather homogeneous awilum class to much highly heterogeneous and broad awilum class occurred with mass or volume expansion during the Old Babylonian period.” In the H law, all awilum irrespective of his job, including upper elite and lower daily laborer and tenant farmer, had absolutely equal legal status. In Babylonia, there was no legal rank (compare with four professions with different status (samurai, farmer, craftsman, and merchant) among ‘awilum’ majority of members, constituting the society of the Edo period in Japan).

Suppose the following two cases ; (case 1) a poor tenant farmer injured a Japanese funeral lord (Daimyo) and (case 2) the above lord killed the above-mentioned farmer. Nobody cannot imagine that the same legal article may be applied to these two cases equally. (This was the same in the medieval England)¹¹³.

Needless to say murder by the lord is , at present, legal equal crime as

murder by the farmer. If the substitute payment system is valid for the above two cases, the compensation will not be any burden for the upper elite awilums, such as large landowner, big merchant and senior public officer. On the other hand, for the poor, the compensation will be too much to pay, (see, Table IV -9, and IV -10), otherwise they should sell themselves. [If you are rich you can do anything (even illegal) by paying small (for you) money] . It is now clear that substitute payment will be advantageous to the upper elite awilum but unfair to the other majority. The Hammurabi law lies **on the principle of equity and equality** saying that, any assailant should feel the same pain (damages), irrespective to his social status and **value of any human being is equal and immense and cannot be replaced by the money**. This may be effective for protection of the poor from ill-treatment by upper awilum. In this sense, **the law of retaliation is a true [poor law]** .

VI -5 Miscellaneous

5.1 Domestic animals

Table VI -13 summarizes the number of the articles on domestic animals referred in the four law codes.

The parenthesis in the table means main fields of utilization. Oxen was extensively used as animals for convenience, cultivation and meat. The sheep was used for cultivation (threshing at harvest) and also for milk and meat.

Articles on the oxen occupies 64% of the total articles on domestic animals, and ten articles among them are concerned with rental. In the four law codes no article is discovered on horses. Maeda¹¹⁰ stated that in these times use of horse had not yet been popularized. Kobayashi¹¹¹ showed two

Table VI-13 Number of the articles on domestic animals referred in the four law codes

Domestic animal	Ur-Nammu)	Lipit-Ishtar	Eshnunna	Hammurabi
1. Oxen(alpu) (conveyance, cultivation, and meat)	0	0	4(E3,E40, E53,E54)	29(H7,H8,H35 H224,H225, H241~256, H261~265, H267,H268, H271)
2. Sheep(immeru) (cultivation, milk and meat)	0	0	0	10(H7,H8,H35 H261~265, H267,H270)
3. Donkey(iměru) (cultivation and conveyance)	0	0	2(E56, E57)	5(H7,H8,H224 H244,H269)
4. Pig(šahú) (meat)	0	0	0	1(H8)
5. A herd of domestic animals(sěnu)	0	0	0	3(H35,H57, H58)
6. Dog(kalbum)	0	0	0	0
7. Horse(sisū)	0	0	0	0

evidences that horse appeared since 3000 BC, earlier than the period which had been considered till now.

Evidence 1: A song of praise to the king Shulgi ; horse is not neither for transportation, and nor for cultivation, but the animal whose excellent mobility can be evaluated and in fact used for the military purpose.

Evidence 2 : In the Ur III dynasty of the kings Shu-Shin ~ Ibbi Sin a picture caved on a seal of script was discovered, showing horse like animal, on a man straddled.

5.2 Plants and agricultural products

Table VI -14 collects the number of the articles of plants (trees) and agricultural products cited in the four law codes.

The plantation of date palm had been very prosperous and been then popularized in the Sumerian and Old Babylonian periods, but the cited number of articles on trees were very few. Besides, the name (kind) of tree were not indicated.

Items 2 and 3 are the same (barley grain), then they are predominantly majority (15/20= 75%). Item 4 (plant oil) is probably oil of the date palm (seed). Items 5 and 6 are the sesame seed oil. Note that word 'sesame' suggests the some intimate relation with (Šamnu) or (ŠamaŠŠmiu) .

Citation of item 7(wheat) was zero. The Ur III dynasty period might be after abolishment of wheat cultivation and transition to [barley cultivation in the south Mesopotamia.

Table VI -14 shows that important foods are barley and sesame at those times.

Table VI-14 Number of the articles on plans(trees), and products cited in the four law codes

Item	Ur Nammu	Lipt-Ishtar	Eshnunna	Hammurabi
1.Tree(date palm tree?) (isaam)	0	2(LI 8, LI 10)	0	1(H59)
2.Barley(Še)	0	1(LI 27)	9(E1,E2,E3 E7,E8, E10, E11,E20,E32)	4(H55,H57,H58, H63)
3.Grain(Šeam)	0	0	0	11(H42,H43,H44, H46,H47,H49, H52,H53,H55, H105,H112)
4.Plant oil (ellum)	0	1(LI 27)	3(E1,E2,E3)	
5.Oil (Šamnu)	0	1(LI 27)	1(E32)	
6.Oil from (ŠamaŠŠmiu)	0	0		3(H50,H51,H52)
7.Wheat	0	0	0	0
8.Wool(Šipātu)	0	1(LI 27)	1(E32)	1(H104)

Table VI-15 Number of the articles on metals (except currency), birds, fishes, and animals(lion and dog) in the four law codes

	UN	LI	E	H
(A)Metal				
1. Gold	0	0	0	1(H47)
2. Silver	0	0	1(E15)	1(H7)
3. Copper(Bronze)	0	0	0	2(H215, 218)
4. Iron	0	0	0	0
(B) Bird, fish, animal				
1. Bird	0	0	0	0
2. Fish	0	0	0	0
3. Wild animal (lion)	0	0	0	2(E244.266)
4. Dog (bite)	0	0	2(E56,57)	0

5.3 Metals, birds, and wild animals

Table VI -15 shows the number of the articles on metals (except currency), birds, fishes, and wild animals referred in the four law codes.

1. Gold as metal was not cited in the UN, LI and E laws. In the H law gold as precious metal was quoted four times certainly. Gold was not manufactured in the Mesopotamia.
2. Silver was cited in twenty-six articles in the E law and was quoted in sixty one articles of the H law (see, also, Table IV -6). Silver was dealt as currency (see, also, Table IV -7).
3. Copper (Bronze) : addition of tin (Sn) to copper (approximately 10 wt%) makes bronze, the first artificial alloy, which is hard enough to find new usages (household, utensil, agricultural tools (such as plough, spade, and hoe)).
4. Iron could not be found in all the four laws. Iron had been known in those times, but iron had been used exclusively for military aim in the form of tank, spear, and shield. Ordinary people had not direct relations, in daily life, with iron.

Table VI-16 Articles on disease and care or medical treatment

	Disease	Care or Treatment
1. UN	nothing	nothing
2. LI	(a) epilepsy (LI 15,LI 16) —————>	no treatment (neglect)
	(b) dizziness and antropy (LI 28) (probably, cerebral infarction or cerebral hemorrhage) —————>	domestic care (no treatment)
3. E	nothing	
4. H	(a) laabu disease(H148) —————> (probably, Hansen's disease ; Lepra)	domestic care until wife's death (before her death remarriage is permitted)
	(b) serious injury —————> surgical operation —————>	success (H215, h216, H217)
	(c) tumor of eye —————>	failure(death) (H218, H219,H220)
	(d) bone fracture —————>	bone setting (H221,H222, H223)
	(e) disease of intestine —————>	medicines for internal use (H221, H222, H223)
	(f) biennie disease —————>	(H278)

5.4 Disease and medical treatment

Table VI -16 collects the articles on disease and care or medical treatment found in the four law codes.

1. Zero article is found in the UN and E, three articles in the LI and six articles in the H law.
2. Nine diseases are discovered in the above laws. Medical doctor Azu gave medical treatment for the four diseases as follows: injury(4.H(b)), eye tumor (4.H(c)), and disease of intestine (4.H(e)).
3. 'laabu' (disease) probably corresponds to Hansen's disease (or Lepra), but 'biennie' is unclear, because no symptom was described in H278.

4. Patient of epilepsy was allowed to behave as he wants to do (LI 15), because no cure had yet been formed for epilepsy (LI 16).
LI 15 states that if attack of epilepsy is due to anger of god, the patient cannot escape from it.
5. Symptoms of the patient described in LI 28 are dizziness and atrophy. Then, I dare to diagnose him cerebral infarction or cerebral hemorrhage.
6. Surgical operations were applied by Azu to the patient to remove tumor of eye (H215) and to cure serious injury (H215). In these cases, a bronze scalpel was used for the operation(H215).
7. Orthopedic surgical treatment was applied by Azu to the patient (H221).
8. Disease of intestine was cured by doctor (Azu) of internal medicine (H221).
9. There was not distinct difference between surgeon and doctor of internal medicine and a common and medical doctor was Azu (see, Part II 4.2).
10. Surgeon's fee for a surgical operation was about twice of the fee of a medical treatment by doctor of internal medicine for treatment (H215, H211).
11. For incurable disease, medical doctor had not directly been involved. In these cases, watch and observe the patient whose disease was expected to be incurable, was recommended. This means that medical doctors well recognized the clear limit of 'medical treatment' at that time.
12. Ancient law codes suggest us that medical cure was progressed as follows:
 - (I) Fear against angry of god ; prayer (with spell).
 - (II) Passive attitude (UN) against disease, but watching and observation (nursing) against patients.
 - (III) Positive attitude against disease → Surgical operation and medicine

(emergence of medical science).

13. The medical treatment at those times covered the wide area of surgery, internal medicine, orthopedic surgery and psychiatry. **These treatments were based on rational approach and similar in principle to the present medical care.** For example, in H215 tumor of eye was incised with bronze scalpel and removed. This had been carried in the eighteenth century BC, not yesterday. Can you believe that?
14. **In the Hammurabi's court divine judge had not been existed.** (see, Part III ,4.3.1 and 4.3.4), **but based on rationalism** (see, also III ,3.3.1(B)). This fact may be helpful to understand the characteristics underlying the medical care at that time.

VI -6 Conclusion

1. The most probable path of transition of the dry-farming, rain-fed agriculture to the canal-based irrigation was shown in Fig.1.
2. The evolvement route of food acquisition and preproduction system was proposed (I : Fear → II : Passive utilization of nature → III : Positive utilization → IV : Remodeling of nature).
3. Proto-irrigation cultivation emerged through rain-water, pond, flood water in hollow and natural water way.
4. Large canals were used for
 - ① Supply of irrigation water to farmland.
 - ② Navigation of ships.
 - ③ Minimization of possible flood damage.
5. Detailed comparison of the irrigation farming with the rain-fed agriculture was made (Table IV -1).
6. The article of the Hammurabi law code, which is concerned with the

independent farmer, is H47 alone.

7. Mass labor utilized in the Ur III dynasty was fitted only for rough and simple cultivation and was not expected to be applicable to the high-level, delicate, and much sophisticated canal-irrigated cultivation.
8. Large scale management by palace or royal family became now very tedious, inefficient, and even expensive at the period of Hammurabi.
9. Signed certification assignment of land (with name of receiver) was in advance given by king to them (employees in the royal farms).
10. 'Service' in this period should strictly be distinguished from service to landlord in the medieval England.
11. Food production system changed from mass labor at public institution to tenant farmers at private(their own farms) during the Ur III dynasty to the Old Babylonian dynasty. That was 'process of privatization' starting from the third millennium. Tenant farmers were fully responsible for the any possible results.
12. We can regard tenant farmers in the Hammurabi period as a specialist with some degree of an expertise on the cereal cultivation by irrigation, and also them a playing manager, and not a simple labor and much less slave.
13. Even after irrigation technology was introduced, fallowing was highly essential.
14. Construction and repair were performed in the off-season of cultivation.
15. Owners along the water path had responsibility against main maintenance of the above banks. This rule was also applied to wide canal.
16. Canal was administrated all the time by king's officer,
17. For working a large number of employed laborer were needed and for

- them barley was paid as wage.
18. (A) Some meteorological and geological characteristics of the flood in Mesopotamia were shown and
(B) Some archaeological and geological evidences of flood were demonstrated.
 19. Location of canal networks in Sumer including Nippur, Issin, Shuruppak, Adab, Umma, ZabAlam, Bad Tibura, Urum and Larsa, seems likely not to be very significantly altered during almost 1000years.
 20. The damage of farmers, suffered by his neighbor's careless negligence in maintenance of the water path, should be fully compensated by the perpetrator (H53, H54, H55, and H56). The above damage was considered as a kind of personal economical outbreak.
 21. Basic contract of reclamation between landlord and farmer was effective usually for three years (H44).
 22. Landowner cannot claim his ownership after flood and farmers cannot expect any public assistance by the state for his loss of house and cattle.
 23. In the Southern Mesopotamia wheat cultivation converted to barley.
due to 'so-called' salinisation. i.e., accumulation of calcium carbonate (white fine powders) on the soil surface of farm and this chemical compound heavily interrupts absorption of water through the vessels at root of cereal plants, leading finally to their withering death.
 24. Long-span irrigation cultivation of cereal brought about its decline, even if the same cultivation technology as before were continued faithfully.
 25. Canal-irrigation cultivation network system is evidently the origin of ancient Mesopotamian culture.
 26. Farmer individual was fully responsible for the end of the system and king had responsibility for the whole system.

27. The Hammurabi law code contains a number of articles on debt of tenant farmer from merchant (H 48, H 49, H 50).
28. Cultivation of barley, date (palm) and sesame had played a central role at those times.
29. The plantation of dates was exclusively performed by another specialist (gardener) under the contract agreed between landlord and gardeners.
30. Success or failure of agricultural management was determined depending on the changeable climate or weather, together on the effort of farmers.
31. In addition, personal factor cannot be ignored : any possible damages of neighbors caused by negligence of cultivation (H43, H44) and by defective maintenance of water path(H53~H56) were strictly compensated.
Shifting of his business was decided by himself (H47).
32. For conversion of desolate wilderness a contract, which was effective approximately three years, was made between landlord and a settler (H44).
33. Even tenant farmers took for management all responsibility. At final phase he sold himself (H54).
34. Against damage committed by farmer to a third party compensation was collected strictly.
35. The literacy rate of ordinary people is suggested fairly high, in particular the ability to read.
36. Many houses were built close together and densely populated.
37. The farmer and his neighbors did not have 'Joint responsibility' for the person concerned.
38. After completion of the farm, the settler will become tenant farmer by

- new contract between settler (now, tenant farmer) and landlord.
39. Gardener makes a contract of development of garden from field (or wasteland) in 5years (H60, H63).
 40. Palm cultivation was rather easy business for grower than cereal cultivation, because he was not forced to worry about law rain fall, or flood.
 41. Some examples are shown for the cases :
 - A. Contract of tenant farming.
 - B. Buying and selling contract.
 42. Impoverishment became serious social problem.
 43. Hammurabi and his successors, promulgated the annulment of debts several times in order to help the people suffered from poverty.
 44. The contract on development of waste field was valid for three years. Then, negligence (abandonment longer than three years) was regarded as breach to the contract.
 45. In the case the rent of farm was paid simultaneously at conclusion of the contract the tenant farmer was responsible for any possible damages suffered by flood since then.
 46. In the case when the rent was not paid (to the landlord) the harvest (if any) was divided between the owner and the farmer.
 47. Equal treatment with neighbors are principle in the Hammurabi law, and special treatment to a particular farmer as an exception was not permitted.
 48. The contracts made about 3000~4000 years before are basically identical to the present-day contracts. All the items necessary for the present day contracts are included even in ancient contracts.
 49. In order to operate the canal-water irrigation agriculture smoothly the

end of the system should be carefully maintained.

50. If gardener starts the above conversion from wild field (moor), the gardener receive 10 gur/ 10 iku of barley as an extra reward.
51. Excessive attention to irrigation to the garden is not necessary.
52. Date had the various merits as food.
53. Processing of agricultural product (dates) were populated to yield a processed food industry though at embryo state, then, new value was added to the primary product (date fruit).
54. When a person (assailant) gave some economic damage to a victim assailant pays (of compensate) some amount of goods which is χ (χ is larger than one) times of the victim's loss.
55. Akkadian verb 'Inaaddiin' was utilized for fine.
56. Usage of Akkadian verb to mean pay or compensate in the H laws has close co-relations with χ value.
57. The law of retaliation was applied in the H laws only to the case when both assailant and victim were awilum and in other cases it was allowed even in the H laws to employ the substitute payment.
There is no article of retaliation law in the UN and E laws and for any injury in all cases the substitute payment was utilized except murder. This suggests that the retaliation law had been first adopted in the Hammurabi law in the Mesopotamia.
58. Among nine items, when comparison between the H laws and Bible (Exodus) was made, three articles in Bible is much severe than the H-laws and other six articles are almost the same in rigidity. Therefore, we can conclude that the both are approximately in same nature.
59. (**MATTHEW 5:23-38**) when Christ was alive ordinary people did not know that H196 had been enacted about eighteen hundred years

before.

60. In the all four laws for homicide the law of retaliation was strictly applied.
In the Old Babylonian period evolution of job specialization resulted in large gap-widening of the rich and the poor in the society.
61. The Hammurabi law lies on the principle of equity and equality value of any human being is equal and immense and cannot be replaced by the money. In this sense, the law of retaliation is a true [poor law] .
62. Articles on the oxen occupies 64% of the total articles on domestic animals, no article is discovered on horses.
63. The plantation of date palm had been very prosperous and been then popularized in the Sumerian and Old Babylonian periods, but cited number of articles on trees were very few. Citation of item 7(wheat) was zero.
64. Important foods in, ancient Mesopotamia (in particular, the Old Babylonian dynasty was barley and sesame.
65. The medical treatments were based on rational approach and similar in principle to the present medical care.
66. In the Hammurabi's court divine judge had not been existed, but based on rationalism.

VI -7 Overview Summary

In the previous papers(part I ~ part V), the comprehensive analysis on the principal data base for the four ancient law codes (Ur-Nammu(UN), Lipit-Ishtar(LI), Eshnunna(E) and Hammurabi (H) law codes) were performed not only with contemporary view but also together with bird-eye view.

The important conclusions obtained are briefly summarized as follows:

(Part I)

- I -1. The Hammurabi law has **overwhelming size**; 2.6 times (=248/95) of the arithmetic summation of other three preceding laws (Table I -5) and the H law **is not a simple accumulation** of the preceding laws.
- I -2. **About 30~50% of the article in the three preceding law codes is transferred to the H code**(Table I -12). The transferred articles occupy **only 13%** (=32/248) (Table I -13) of the total articles of the H code : **The degree of influence of the preceding codes to the H code is very restrictive** (Table I -13).
- I -3. The main target of these laws is obviously **awilum** (Table I -5).
- I -4. Modern legal ideas emerged evidently first from , except category 2, the Hammurabi law (Table I -7).

(Part II)

- II -1. In the four law codes **three ~ four social classes with different legal positions** are found including king (Table II -1).
- II -2. **Kings** whose authority was as entrusted by the gods, has the **supreme judgement (E58,E56) and the right to give amnesty (H129)**.
- II -3. The object of the H law is **the common people**.
- II -4. **The jobs of awilum cover almost whole range of jobs of the society at the Old Babylonian period** (Table II -6a and Table II -6b).
- II -5. **Awilum** seems to have been consisted of **the citizens or the 'freeman'**, covering from the upper elite sub-class to the poor or ordinary sub-class (II -6). **The transfer of rather homogeneous awilum class to highly heterogeneous and broad class**

occurred during the period (Table II -13a and Table II -13b).

- II -7. **Any awilum had, irrespective of his job, property, social position, absolutely equal regal status (H1)(3.4.4).**
- II -8. **In the Sumer society muskenum was not existed** as one of social classes with particular legal status (Table II -1).
- II -9. **Muskenum has the legal status, equivalent to awilum** (property right, home and family right), **advantage to** awilum (legal protection to muskenum, offence embezzlement,…) and **disadvantage with** awilum (bodily injury, medical malpractice and compensation) **(3.4.2).**
- II -10. **Very significant disparity is recognized between the muskenum and the waradu (slave) (3.5.2).**
- II -11. Slave has some legal right such as the property right to make his own immovable and movables, the right of marriage and inheritance. Slave can get marry formally to awilum girl **(3.5.6).**
- II -12. It was demonstrated that the high population density and the highly sophisticated system of the irrigation, together with the nation-wide great canal networks and the plow farming, **did not fit to the simple monotonous labor work by the slaves (3.6.2).** Ancient Mesopotamia was not the servitude-system society.
- II -13 **The job specialization progressed**, with acceleration, **with time** ;
Ur-Nammu → Lipit-Ishtar → Eshnunna → Hammurabi law codes
(Table II -13 and Table II -14).

(Part III)

- III -1. **Tokens and their descendants** (cuneiform script) were formed from practical demand, mainly, in agriculture (Figure III -1).

- III -2. The **emergence of written-law** requires as preconditions of inventions and their improvements of writings and their popularization of the writings in daily (III -3, III -3.1).
- III -3. Except the E law code which was the shortest life (14~years) the life-span of ancient law codes ranges in 90~160 years (Table III -2).
- III -4. **Priests in the Hammurabi laws did not play or were not allowed to play an important role in the court.**
- III -5. There were a variety of courts differing the status and function.
- III -6. **Oath, appeared first in the Hammurabi law, continued for some thousands years to the present (Table III -6).**
- III -7. In the Hammurabi law **perjury** was the capital crime.
- III -8. Two law articles (H23 and H24) are **the world first law** which aims to **afford public support against criminal victims** (III -4.4.1.A).
- III -9. **The compensation for malpractice are legislated** (Table III -18).
- III -10. **Illegal damages to the misfortunes, such as house and ship, were recognized to be the object, which should be compensated (4.4.1).**
- III -11. **Legal relief** was attempted to support the social misfortune.
- III -12. **Embryonic idea of the human right emerged in the H law (4.4.2).**
 (1) Right to live, (2) Ownership and property right (buying and selling), and (3) Right of succession and (4) Right of access to court , (5) Equal protection of the laws, and (6) Liberty of contract.
- III -13. **Terms implying testimony, evidence and witness appeared in the H law for the first time in the world legal history (5.1(1)).**
- III -14). **Plaintiff's responsibility of proof and defendant's right of disproof are written clearly (5.1(2)).**
- III -15. **First appearance of judge** is observed in the H law (5.2.1).

- III -16. **The Hammurabi law is evidently based on the principle of evidence, and is absolutely differed from divine judge** (Table III -7), **(5.1.(1))**.
- III -17. **Process of accusation→judgement** is clearly demonstrated in the Hammurabi law code (Figure III -2), (Table III -7).
- III -18. One of judge's duties is **the prohibition of double jeopardy (5.2.2.H)**.
- III -19. The H law codes have **an article with an original form of the prohibition of double jeopardy, which is now one of the fundamental principles (III 5.2.2H)**.
- III -20. The **four categories of the penalty** were found in the Hammurabi law code. (1). Death **(6.2)**, (2). Bodily punishment (Table III -12), (3). Fine (Table III -13,17), (4). Banishment (Table III -14)(**III -6.1**).
- III -21. There was **an exceptional case where the retaliation law was not applied** (Table III -14).
- III -22. Invasion of theft into temple or palace and selling of the stolen goods were regarded as serious crime (**grand larceny**) (Table III -9).
- III -23. **The penalty for the malpractice, committed by medical doctors and veterinarians, were regulated first in the world history** (Table III -18).
- III -24. **The product liability was recognized lawful in the case of house and ship** (Table III -19).
- III -25. **The fifteen articles in Japan Penalty Code (JPC) inherited from one article in the Ur-Nammu, one article in the Lipit-Ishtar and twenty seven articles in the Hammurabi law codes** (Table III -4, see also Table III -20).
- III -26. **The prerequisite necessary conditions for formal marriage,**

progressed steadily from cohabitation (UN) → cohabitation (for some period) (LI) → written oath (H) (Table III -22).

III -27. **Compensation money at divorce** (Table III -23, Table III -24 and Table III -25).

III -28. **The smallest unit constituting ancient Mesopotamia society is monogamy, formed by a combination of husband and wife (III 7.2.1)**(Figure III -3~6)(III 7.2.2).

III -29. **The size of farm seems to be fitted to the high level of irrigation and cultivation.**

III -30. **'Equal share succession'** under the limit of **'primogeniture'** (III 7.3.1, III 7.3.2).

III -31. **Wife** received often a **gift inter vivo** (III 7.3.3).

III -32. **Recognized slave's son (bastard) can receive an equal share to other brothers (legitimacy) (III 7.3.5).**

(Part IV)

IV -1. **Ordinary people in the Old Babylonian period could 'read and write' the cuneiform script.**

IV -2. The **popularization of cram schools** had realized comparatively higher level of the literacy of ordinary people.

IV -3. **The private contracts constituted a fundamental element of the social activity.**

IV -4. The documents were kept in his private house.

IV -5. **People of all the social ranks**, such as awilum, muskenum and even slave **have the right of selling and buying of the property.** But, there were some exceptions (Table VI -2).

IV -6. There were some exceptions against the above-mentioned

exceptions (VI -3.2).

- IV -7. From 'buying and selling' contract records, '**Primogeniture principal**' (H165) seems rather limited (VI -3.2).
- IV -8. **Large number of the tenant contracts for each family had been preserved** in the house, where he lived.
- IV -9. The tenant contracts, together with 'buying and selling' contracts, were the quite important documents, which should be kept with great attention at their homes.
- IV -10. **Majority of the economic activities was guaranteed by numerous contracts.**
- IV -11. In the Hammurabi law code as well as other three precedent laws any word of **copper was not discovered.**
- IV -12. Barley was used only in comparatively limited number of the categories.
- IV -13 **Barley was used as currency only in the agriculture and its related categories** and in the Hammurabi age barley is only a substitute currency.
- IV -14. Regulations of time are year, month, and day. **In the laws no word on 'week' was found.**
- IV -15. **Annual income was exclusively paid on the barley basis.**
- IV -16. A typical surgical operation costs one~ one-and-half years income of a craftsman.
- IV -17. Pay of day-laborer was higher in mid-winter ~ later spring term than that in late summer to early winter term.
- IV -18. **Medical doctor's income is, as expected, prominently high.**
- IV -19. Merchant, together with farmers (land load), became an essential sector in the old Babylonia period.

- IV -20. The relations between agriculture and commerce in the Old Babylonia period were shown in Chart.
- IV -21. Mesopotamia had a scanty of indispensable natural resources to keep a high living standard. Therefore, these materials had to be imported from elsewhere, even if it was remote from Mesopotamia.
- IV -22. **In the Old Babylonia period merchants had a kind of financial activities (mainly loans), which can be called as 'proto-banking' : Private finance to ordinary family ; Finance to business ; Long-distance trading. ; Exchange of goods.**
- IV -23. **The specular natural environments in the Mesopotamia accelerate the technological advance leading to the processing industry and development of the commerce business by the long-distance tradings.**
- IV -24. Landlords took a position superior to merchants.
- IV -25. Generally, city administration was commissioned to mayor elected among wealthy merchants.

(Part V)

- V -1. In the Maps, giant sites (Table V-7b), new sites (Table V-13). sites located on the bank of the rivers (Table V-6), and the sites on the rainfall of 200mm isohyet (Table V-14) and the modern 200mm isohyet line (dotted line) are shown for comparison.
- V -2. **The Halaf sites had already reached to the riverside of the Diyala valley in the Hassuna period and the sites continued for the whole Halaf period and since then.**
- V -3. **The Halaf sites spread far-reaching from the eastern to the western (see Map4).**

- V -4. **The several sites are nearly located on the banks of the Euphrates** (see Table V-6).
- V -5. Of course, the **ex- Hassuna –Samarra region was converted very continuously and gradually to the Halaf territory.**
- V -6. **The Euphrates basin was still a not-fully developed land until this time.**
- V -7. **At the later Halaf period there was , no more, sufficient room for development and the economy of Mesopotamia met a critical difficulty, which seemed not to be easily overcome.**
- V -8. **In the grown process a large number of small sites were absorbed into larger site and then, emerging another giant site.**
- V -9. In an extremely wide spun **the sites moved from the mountains → highland plain→ foothill → low plain** (Fig. V-1).
- V -10. **In the Halaf period the sites spread, far beyond the ex- Hassuna- Samarra area, to the westmost area.**
- V -11. **In the Halaf period the banks of the Euphrates , as well as the Tigris, were equally employed** (Table V-6).
- V -12. **The size of site varied from less than 1ha to 18ha.**
- V -13. **The gigantic sites emerged in the Halaf period**, except Ganzi Dareh, Asiab, and Abu Hüreya (21), all of which were formed in the EH (early Holocone) periods.
- V -14. **Five giant sites with space larger than 12ha are found in the Halaf period.**
- V -15 Now it is clear that **people lived at some sites for some hundred years ~ one thousand or more long years.**
- V -16. **All house materials are locally-made products.** Basically, the above materials are made of soil, and weeds. Plaster is often used

to paint the wall. The Mesopotamian houses were made of mud brick painted white at that time.

V -17. Houses evaluated from the hut, built by digging its pillar into soil or rock, to the house built on the ground stone..

V -18. **Shape of the house changed in the following ;circular or round house → rectilinear house.**

V -19. Room-number ; from single room to multi-roomed house (~ 100 room !).

V -20. **House (Çayönü) was equipped with air circular system (for storage of food) and the heating system (for room in winter).**

V -21. **Domestication of wheat and barley occurred, as expectedly by mutation.**

Emergence of domesticated cereals enabled farming on a large scale in former place of gathering.

V -22. **Careful watching or observation of the wild cereals and quick application of newly born domestic species opened the road leading to farming food production.**

(Part VI -6)

See, VI -6 of this paper.

VI -8 Reference

1. K. Kamide, *Journal of Social Science, Nara Gakuen Univ.*, vol.11, p113-145, 2014
2. K. Kamide, *Journal of Social Science, Nara Gakuen Univ.*, vol.12, p107-148, 2015.
3. K. Kamide, *Journal of Social Science, Nara Gakuen Univ.*, vol.13, p215-

- 293, 2015.
4. K. Kamide, *Journal of Social Science, Nara Gakuen Univ.*, vol.14, p251-302, 2016.
 5. K. Kamide, *Journal of Social Science, Nara Gakuen Univ.*, vol.16, p97-159, 2016.
 6. N. Iijima, '*The Hammurabi Law Code*', Kokusai Gogaku –sha, 2002.
 7. N. Iijima., op. cit., p209-223.
 8. N. Iijima., op. cit., p225-264.
 9. N. Iijima., op. cit., p19-208.
 10. Toshiko Kobayashi, '*Sumer*' Chuko-Shinsho, 2005.
 11. G.R. Driver, J.C. Miles, '*The Babylon Laws*', vol.1, Oxford Univ., Press, 1952.
 12. G.R. Driver, J.C. Miles, '*The Babylon Laws*', vol.2, Oxford Univ., Press, 1955.
 13. B.H. Silver Van Bath, '*The Agrarian History of Western Europe, A.D. 500-1850*', Edward Arnold., 1963.
 14. M. Kishimoto, '*History of the World, vol.2, Ancient Orient*', Kawade-shobo, 1968.
 15. K. Kawamura, '*World History*', vol.1 ; *Ancient History 1'. Ancient Orient World, Chap.2, Formation of Irrigation Culture in Ancient Orient*, p19-45, Iwanami shoten, 1969.
 16. S. Yamamoto, K. Maekawa, '*World History*', vol.1 *Ancient History 1. Ancient Orient World*', Chap.3, *Nation and Society of Sumer*, p83-123, Iwanami shoten, 1969.
 17. K. Kuroda, '*World History, vol.1; Ancient History 1. Ancient Orient World*', Chap.4, *Nation and Society of Hammurabi period*, p125-160, Iwanami shoten, 1969.
 18. M. Kishimoto, '*World History*', vol.1, *Ancient History 1. Ancient Orient World, Chap.5, Movement of Indo-European and Emergence of Hittite*

- Kingdom*, p161-193, Iwanami shoten, 1969.
19. K. Terada, '*Human Civilization 1, Genesis of Humankind* (ed. by Hidaka and Terada), Part III , p76, 77, Kodansha, 1973.
 20. T. Tomimura, '*Dawn of Civilizations*', Kodansha, 1973.
 21. H. Ohba, '*Water Circulates ; A Consideration of Lives*', Shakai-shisou sha, 1976.
 22. Horst Klengel, '*Hammurapi von Babylon und seine Zeit*', VEB deutscheer Verlag der Wissenschaften, 1978. (translated by N. Egami and T.Gomi, Yamakawa Pub., 1983).
 - 23 K. Kuroda, '*Lecture on Orient History*', vol.1, Chap.4, *Cuneiform*, p76-87, Gakuseisha, 1984.
 24. T. Oda, '*Lecture on Orient History*', vol.1, Chap. 2, *Natural Environment of Orient*, p25-52, Gakuseisha, 1984.
 25. T. Oda, '*Lecture on Orient History*', vol.1, *Rivers Nile, Tigris and Euphrates*, p158-183, Gakuseisha, 1984.
 - 26.H. Crawford, '*Sumer and Sumerian*', p4, Cambridge Univ., 1991.
 27. Jean Bottéro, '*Mesopotamia, Writing Reasoning, and Gods*',(translated by Z. Bahrani and M.V.de Mieroop', Univ. Chicago Press, 1992.
 28. G. Roux, '*Ancient Iraq*', Penguin Books, 1992.
 29. Jean Bottéro, '*Mesopotamia, Writing Resoning, and Gods*', (translated by Z. Bahrani and M.V.de Mieroop, Univ. Chicago Press, 1992.
 30. Jean Bottéro, Mrie-Joseph Stéve, '*Il était une fois la Mésopotamie*', Gallimard, 1993. (translated by F.Yajima, Sougen-sha, 1994).
 31. T. Maeda, '*Emergence of City-State*', *World History Libréttto 1*, Yamakawa- shoten, 1996.
 32. Martha T. Roth, '*Writing from the Ancient World ; Law Collections from Mesopotamia and Asia Minor*' (second ed.), Soc. Biblical Literature, 1997.

33. Martha T. Roth, '*Writing from the Ancient World ; Law Collections from Mesopotamia and Asia Minor*', Scholar press, Atlanta, Georgia,(second ed.),1997.
34. K. Maekawa, '*A History of the World 1; Origin of Humankind and Aciend Orient*, Part II , p182-233, Chuo Koron, 1998.
35. K. Matsumoto, '*The Four Great Ancient Civilization of the World/ Mesopotamia*/ NHK pub., 2000.
36. C. Renfrew, P. Bahn, '*Archeology (Third ed.)*', Thomas Hudson, 2000.
37. Gwendolyn Leich, '*Mesopotamia, The Invention of the City*' The Penguin Press, 2001.
38. M. van de Mieroop, '*A History of Ancient Near East, ca.3000-323 BC*', Blackwell, 2004.
39. M. van de Mieroop, '*King Hammurabi*' , Blackwell Pub., 2005.
40. P. Kriwaczek, '*Babylon ; Mesopotamian and the Birth of Civilization*', Atlantic Books,2010.
41. C. H. W. Johns, '*The Code of Hammurabi ; King of Babylon BC 2285-2242*, 2013.
42. Amanda H. Podary, '*The Ancient Near East*', Oxford Uni. Press, 2016.
43. Charles F. Home, '*The Writings of Hammurabi, The First Complete Law Code*', Kessinger Pub.
44. C. F. Horne, '*The Writings of Hammurabi, The First Complete Law Code*', Kessinger Pub.
45. Kiichi Kawahara, op. cit., p31-32, 1969.
46. H. Crawford, op. cit., p90, 1991.
47. T. Kobayashi, op. cit., p60, 2005.
48. T. Oda, op. cit., p176, 1984.
49. Shigeru Yamamoto, Kazuya Maekawa, op. cit., p95.

50. T. Oda, op. cit., p44.
51. Herodotos, '*Historige*' (History) vol.1, p144 (translated by T. Matsudaira), Iwanami,1921.
52. M. Kishimoto, op. cit., p21.
53. K. Matsumoto, op. cit., p163, NHK,2000.
54. K. Maekawa, op. cit., p243~245.
55. see, also, T. Kobayashi, p59.
56. K. Maekawa, op. cit., p244.
57. R.S.H. Slichen van Bath, '*The Agrarian History of West Europe A.D.500~1850*' p175~176, Edward Arnold, Ltd., 1963.
58. M. Kishimoto op. cit., p22.
59. see, Part IV , Table IV -1.
60. H. Klengel, op. cit., p126.
61. H. Klengel, op. cit., p126.
62. H. Klengel, op. cit., p128.
63. H. Klengel, op. cit., p129.
64. H. Klengel, op. cit., p134-135.
65. A. Pichot, *La naissance de la science*, TOMEI.
(Japanese translation, Seika Book pub., p62,1995.).
66. 1 búr=18 iku=3eŠé=3×600×25.28m=6.4 ha.
67. Van de Mieroop, op. cit., p87.
68. See, for example, T. Kobayashi, op. cit., p60.
69. K. Kishimoto, op. cit., p61-63.
70. T. Oda, op. cit., p46-98.
71. K. Maekawa, op. cit., p241.
72. H. Crawford, op. cit., p43.
73. H. Crawford, op. cit., p43.

74. T. Kobayashi, *op. cit.*, p61-63.
75. See, also, S.N.Kramer, '*History Begins at Sumer*', Garden City, N.Y., 1959.
76. See, for example, T. Oda, *op. cit.*, p46-52,(in Iranian district).
77. T. Terada, *op. cit.*, p337.
78. T. Oda, *op. cit.*, p179.
79. K. Maekawa, *op. cit.*, p241.
80. H. Klengel, *op. cit.*, p178.
81. T. Oda, *op. cit.*, p142.
82. T. Oda, *op. cit.*, p170-175.
83. K. Maekawa, *op. cit.*, p90.
84. H. Ohba, *op. cit.*, p130-132.
85. T. Oda, *op. cit.*, p175.
86. T. Oda, *op. cit.*, p173.
87. M. Kishimoto, *op. cit.*, p66-67.
88. K. Kawamura, *op. cit.*, p47.
89. K. Maekawa, *op. cit.*, p167.
90. K. Kishimoto, *op. cit.*, p32, 1968.
91. Gwendolyn Leik, *op. cit.*, 2001.
92. K. Maekawa, *op. cit.*, p166-167, 1998.
93. R. Mc. C. Adams, *Heartland of Cities*, Chicago, 1981.
94. H. Crawford, *op. cit.*, p33, p35, and p39.
95. H. Klengel, *op. cit.*, p129.
96. H. Klengel, *op. cit.*, p143.
97. K. Kawamura, *op. cit.*, p19-25, 1969.
98. H. Ohba, *op. cit.*, p127-135, 1976.
99. T. Oda, *op. cit.*, p148-49, 1984.
100. H. Crawford, *op. cit.*, p37.

101. M. van de Mieroop, **ref.38**, p197.
102. H. Klengel, op. cit., p193-194, 1978.
103. A. H. Podany, op. cit., p80-81, 2014.
104. H. Klengel, op. cit., p79, 1978.
105. H. Crawford, op. cit., p42-43.
106. T. Kobayashi, op. cit., p64.
107. M. van. De Mieroop, **ref.38**, p115.
108. K. Maekawa, op. cit., p213.
109. K. Kuroda, op. cit., p134, p153.
110. T. Maeda, op. cit., p70.
111. T. Kobayashi, op. cit., p124.
112. See, for example, S. Dalley, '*The Legacy of Mesopotamia*', p-69, Oxford Uni, 1998.
113. See, for example, C. Hilbert, '*The Roots of Evil; A Social History of Crime and Punishment*', Sutton Pub., 2011.
114. M. Kishimoto, op. cit., p14.
115. K. Kuroda, op. cit., p160.
116. R. Cameron, op. cit., p30 (1997).
117. P. Kriwaczek, op. cit., p179, 2010.
118. G. Roux, op. cit., p205, 1992.

(Note)

The author regrets some repetitions of duplicated citations of the identical literatures, such as ref.27 = ref.29 and ref.32 = ref.33.

《研究ノート》

内部統制に係る外部監査人の 役割について

——サーベイを中心として——

松本尚哲

はじめに

今日の多くの企業は、組織的な活動をするうえで必須ともいえる内部統制を備えている。近年では、内部統制を適切に整備・運用することでより効果的な事業目的の達成やコーポレート・ガバナンスの充実が期待されている。一方で、それらの企業が企業情報を開示する際に受けることが義務付けられている財務諸表監査においては、外部監査人によって当該内部統制の整備・運用状況が評価され、その評価結果によって財務諸表監査の時期や範囲、実施すべき監査手続きなどが決定される。すなわち、企業内で整備・運用されている内部統制が有効であるとの前提で財務諸表監査は原則として行われているのである⁽¹⁾。それゆえ、内部統制は外部監査人にとって財務諸表監査上の重要な要素であり、内部統制概念それ自体や監査上評価すべき範囲などが古くから議論されてきた経緯がある。

ところで、米国では2000年頃にエンロン、ワールドコムで相次いで米国史上最大規模の会計不正による倒産が明らかとなり、これを受けて

(1) なお、内部統制が有効でない場合でも監査が実施されることがあるが、ここでは議論しない。

2002年に企業改革法（通称 Sarbanes-Oxley 法；以下、SOX 法）が施行され、その 404 条によって経営者による財務報告に係る内部統制報告書の提出と、それに対する外部監査人による監査証明が義務付けられた。その結果、外部監査人は内部統制に対して財務諸表監査のための評価のみならず内部統制監査のために監査手続きを実施することとなり、その意味において外部監査人が内部統制に対して果たすべき役割は大きくなったといえる。我が国においても、2006年に金融商品取引法が成立して以降、内部統制監査が法的に義務付けられ、内部統制規制に対する外部監査人の役割が大きく注目されている。

本稿では、米国における内部統制に対する外部監査人の関わりについての歴史的変遷や内部統制監査に関する歴史的経緯とともに、我が国における内部統制に対する外部監査人の関わりについて、現在研究中の先行研究からサーベイすることを目的としている。

1. 内部統制に対する外部監査人の位置づけ

COSO が公表した内部統制の統合フレームワークに基づく内部統制の定義によれば、内部統制とは事業体の構成員によって事業目的達成のために実行されるプロセスであり、外部監査人は事業体の構成員ではないことから当該内部統制の枠内で直接求められる役割については明言されていない。しかしながら、内部統制の枠組みの外において求められる役割は当然にあると考えられる。それは、外部監査人が内部統制と関わる次の2つの場面において求められるものである。

- (1) 財務諸表監査における内部統制の評価
- (2) 内部統制監査における内部統制の評価

この点、財務諸表監査における内部統制の評価は、あくまで財務諸表

の適正性について外部監査人が意見表明する上で実施すべき監査手続きの範囲を決定するための評価であり、財務諸表監査上は直接的な監査の対象である財務諸表の適正な表示に対して間接的な監査の対象といえる。しかしながら財務諸表監査において内部統制の評価が重要とされるのは、松本 [2008] によれば、良好な内部統制は監査対象となる母集団の同質性を確保するものであるため、財務諸表監査において試査による監査手続きを実施する上での事前的要件であり、また、内部統制の信頼性に対する監査人の評価は最終的な監査意見を支える一種の監査証拠となるという事後的要件でもあり、それゆえ財務諸表監査において内部統制を調査・評価することは必須とされてきたとある。

これに対して内部統制監査における内部統制の評価は、その名が示す通り直接の監査対象であり、内部統制の有効性そのものが意見表明の対象である。いわば、財務諸表監査における内部統制の評価結果が間接証拠となるのに対して、内部統制監査においては直接証拠となるのである。当然、内部統制監査における内部統制の有効性の評価は非常に重要であるといえる。

もっとも、監査実務においては監査の効率性を高める観点から、財務諸表監査と内部統制監査に関する内部統制の評価は、いずれにおいても監査証拠として利用できるような調査・評価となるようにされているのが現状である。

以下では、それぞれの監査における内部統制の取り扱い等について取りまとめるとともに、若干の考察を試みている。

2. 財務諸表監査における内部統制の評価について

米国において、かつて企業に内部統制が十分に整備されていなかった頃は、内部統制制度や業務組織の改善等の役割が会計士に求められてい

た⁽²⁾。これは、まだ監査が従業員不正を摘発する目的であったことから、従業員による不正そのものを抑止するための仕組みとして企業内に整備するようになっていったのが始まりである⁽³⁾。その後、米西戦争を経て経済活動が発展していく中で銀行からの借り入れで経営を行うようになり、借り入れに際して企業の財政状態を表す貸借対照表の提出とともにその信頼性に対する公共会計士の監査証明が求められるようになった。ここで、経済の発展に伴い企業規模が拡大していたこと等から、従来のような企業のすべてを監査対象とする精密監査を行うことは断念され、代わりに企業内において整備されつつあった内部統制（内部牽制）を利用することで部分的な抜き取り検査でも十分な信頼性を付与できるようになっていったのである。その後、試査とよばれる形で財務諸表監査が行われるようになったのは自然な成り行きであった。

このような経緯もあり、現在の財務諸表監査は原則として試査を前提としており、その試査の範囲を決定するためには内部統制の評価が必要である。米国の監査基準書（Statement on Auditing Standards；以下、SAS）No.1では、監査手続を制限する試査の範囲を決定するための基礎として内部統制の調査と評価があるとしている。これは、内部統制に依拠して監査を行うことが前提であることを示している。

このように財務諸表監査において調査・評価される内部統制であるが、当該調査・評価の過程で監査人が気づいた内部統制の重要な欠陥（material weaknesses）については従来から監査報告書等で伝達することとされてきた。

米国における過去の監査基準書等の内部統制の報告や伝達については、小西 [1996] で検討されている。例えば、1971年の監査手続書第49号『内部統制に関する報告』（Reports on Internal Control）では内部統

(2) 小西 [1989] 6-7 頁

(3) 当時は内部牽制（internal check）と呼ばれ、主に会計記録の正確性と資産の保全を目的とした現在より狭い概念であった。

制報告書の意義について、すべての利害関係者に対して有用性をもつ訳ではないとある。当時の財務諸表監査の観点から見れば、内部統制の評価によっても財務諸表の適正性に対する信頼性には付加的な真実性を与えるものではないとのことである。

これに対してSAS No.20では、上級経営者や取締役会、監査委員会に対して財務諸表監査において監査人が気づいた重要な欠陥を口頭または書面において伝達するとしている。そしてこの伝達が、財務諸表の適正性について意見形成する上で付随するものであり、また監査人の財務諸表監査の計画、実施において役立つとされる内部統制の調査と評価に付随するものでもあるとしているのである。

さて、わが国の監査基準では米国でのリスク・アプローチの手法を取り入れ、内部統制を含む企業の状況を理解することで、重要な虚偽表示のリスクの可能性について考慮することが求められている。監査基準委員会報告書（以下、監基報）315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」によれば、この内部統制の評価により重要な虚偽表示リスクの識別・評価が可能となり、リスク対応手続の立案と実施に関する基礎が提供されるとある。

また、同じく監基報315では、監査に関連する内部統制のほとんどは財務報告に係る内部統制であるが、財務報告に係る内部統制がすべて監査に関連するとは限らないと述べられており、内部統制の理解は、監査人が、潜在的な虚偽表示の種類と重要な虚偽表示リスクに影響する要素を識別し、実施するリスク対応手続の種類、時期及び範囲を立案することに役立つとなっている。

以上のことを勘案すると、次のようになる。すなわち、財務諸表監査に係る内部統制の評価は、監査人が財務諸表監査に関連すると判断した内部統制について行われるものであり、それは概ね財務報告に係る内部統制について行われるものである。これにより重要な虚偽表示リスクを

評価することができ、その結果、適切な種類・時期・範囲の監査手続を立案することが可能となるのである。一方で、財務諸表監査における内部統制の評価は重要な虚偽表示リスクを評価するために行われるものであり、監査意見の形成が主目的であるため、財務報告に係る内部統制がすべて監査に関連するとは限らない。

さて、このように財務諸表監査を行う中で、外部監査人が内部統制に対して果たすことのできる役割とは何であろうか。財務諸表監査において外部監査人による内部統制の評価に影響を与えるような、いわゆる重要な欠陥あるいはそれに準ずる事項を発見した場合に、経営者や取締役会、監査役あるいは監査委員会等に当該事項を報告して是正を促すことである。外部監査人にとっても、是正を促すことで事業体の内部統制をより良い方向へと導くことができ、以後の監査において負担を軽減することが可能になると考えられる。

ただし、内部統制を構築・維持する責任は経営者にあると言われており、このような是正の助言等を受け入れるかどうかは経営者の判断に委ねられている。そして、外部監査人の責任は財務諸表に対して表明する意見についてのみ有するものと解されている。したがって、財務諸表の適正性に関して意見表明を求められる財務諸表監査において、外部監査人が財務諸表監査に係る内部統制の評価において責任を問われるのは、当該内部統制の評価に起因して財務諸表監査それ自体が失敗してしまった場合であると考えられる。

また、今日の内部統制の定義においては広義な内部統制概念が採用されており、これを評価してリスク・アプローチ等に基づく監査を行う監査人の責任が質的には変化している可能性もあるが、財務報告に係る内部統制の範囲で評価を行うことが外部監査人の責任を果たすうえでは重要であろう。

3. 内部統制監査における内部統制の評価について

米国では2002年に施行されたSOX法により、財務報告に係る内部統制の監査、いわゆる内部統制監査が公開会社に対して義務付けられるようになった。また、この法律により公開会社会計監視委員会（Public Company Accounting Oversight Board；以下、PCAOBとする）が創立され、従来はアメリカ公認会計士協会（American Institute of Certified Public Accountant；以下AICPAとする）が担ってきた監査基準等の設定権限を新たに担うこととなり、公開会社の監査を担当する会計事務所はPCAOBに登録の上、その監督下に置かれることとなった。

2004年3月9日にPCAOBが公表した監査基準（以下、PCAOB監査基準）第2号『財務諸表の監査とともに実施される財務報告に係る内部統制の監査』（An Audit of Internal Control Over Financial Reporting Performed in Conjunction with An Audit of Financial Statements）において内部統制監査に関する監査基準が初めて設けられている。その後、2007年6月12日に前述の第2号を改訂したPCAOB監査基準第5号『財務諸表の監査と統合された財務報告に係る内部統制の監査』（An Audit of Internal Control Over Financial Reporting That Is Integrated with An Audit of Financial Statements）が公表されている。両者を比較すると、PCAOB監査基準第2号では監査人の目的は経営者による内部統制の有効性の評価を監査することとされていたのに対して、改訂されたPCAOB監査基準第5号では監査人の目的は内部統制の有効性を監査することとされている。前者は経営者による内部統制の有効性の評価に対して監査を行うこと（インダイレクト・レポーティング）と、内部統制の有効性を監査人自らが監査すること（ダイレクト・レポーティング）の双方を意味するのに対して、後者は内部統制の有効性を監査人自らが監査することのみを意味するようになっている。この

辺りは、制度の導入当初に企業と監査人の負担が大きすぎるとの批判があり、ダイレクト・レポーティング方式のみに変更されたのである。既に紹介したように、米国では内部統制の報告制度について古くから検討されていた経緯があり、その結果ダイレクト・レポーティング方式のみに絞れたのである。

一方、わが国において内部統制監査が正式に導入されたのは2006年に証券取引法が改正されて成立した金融商品取引法からである。ただし、米国のようなダイレクト・レポーティング方式は採用されておらず、あくまで経営者が行った内部統制の有効性の評価結果に対して監査人が意見を表明するもの（インダイレクト・レポーティング）であり、経営者の作成した内部統制報告書には重要な虚偽の表示がないとする位置づけのものである。また、内部統制の監査を行う監査人は、原則として財務諸表監査を行う監査人と同一の監査人（監査事務所のみならず、業務執行社員も同一）により行われることとしている。同一の監査証拠をそれぞれの監査で用いることで効果的かつ効率的な監査が可能となるためである。

さて、事業体の内部統制を整備・運用する責任は経営者にあり、また、その内部統制の有効性を評価する責任も経営者が有している。そのため、内部統制が有効であるとの経営者の主張である内部統制報告書に対して、外部監査人は適正に表示しているかどうかを検討することとなる。その結果、外部監査人に求められる責任は、経営者による内部統制報告書が適正であるかどうかについて表明した意見に対してである。

外部監査人が内部統制監査の実施過程において内部統制の開示すべき重要な不備を発見した場合は、経営者に報告して是正を求めるとともに、その是正状況を適時に検討し、また当該開示すべき重要な不備の内容及びその是正結果を取締役会及び監査役又は監査委員会に報告することが義務付けられている。

4. 内部監査人との連携

外部監査人が監査を行う上で、内部監査人の業務を利用することがある。米国では2015年10月に公表されたSAS No.130『財務諸表監査と統合される財務報告に係る内部統制監査』(An Audit of Internal Control Over Financial Reporting That Is Integrated With an Audit of Financial Statements)において、財務報告に係る内部統制の有効性を評価するために内部監査人の業務を利用することが認められている。これに関して、外部監査人と内部監査人の効果的なコミュニケーションは、外部監査人の業務に影響を与える重要事項を通知できる環境を作り出すとされている。

わが国の監基報610「内部監査の利用」においても、内部監査機能が財務諸表監査に関連する可能性があると判断する場合に、利用の可否や利用の程度を判断することが求められている。加えて、利用する場合には内部監査人の特定の作業が財務諸表監査の目的に照らして適切かどうかの検討も求められている。

なお、外部監査人の責任は表明した監査意見に対して負うものであって、これは内部監査人の業務を利用したとしても軽減されるものではない。

むすびにかえて

わが国では2008年度から内部統制監査が導入されており、もうすぐ10年になろうとしている。一足早く内部統制監査が導入された米国ではダイレクト・レポートへの一本化など早くも改正が行われ、その影響等についても研究が進んでいるところである。また、財務諸表監査についても、米国はもちろんわが国においても定着してそれなりの年月を経ているが、ときに大企業による会計不正が大きな問題となってお

り、その都度監査制度の意義について議論されている。

いずれの監査制度も社会的な要請に応える形で制度化されたものであり、企業情報開示制度の下、信頼できる財務諸表の開示が適切になされるための実効性を求められるものである。それゆえ、社会的な期待に応えなければならない側面があり、ときに期待ギャップと呼ばれる問題も生じることがあるが、それを解消しなければ社会的な信頼を失い制度そのものの基盤が損なわれるおそれがある。

こういった期待ギャップ解消の観点から制度の意義や新たな仕組みを検討することも必要であり、財務諸表監査と内部統制監査の統合化も議論されている。今後はそれらの先行研究も取り入れつつ、外部監査人が果たすべき役割についてさらなる研究を続けていくことになろう。両監査制度のさらなる発展を期待する次第である。

[参考文献]

- AICPA [1971], Statement on Auditing Procedure No.49, *Reports on Internal Control*
- AICPA [1972], Statement on Auditing Standards No.1, *Codification of Auditing Standards and Procedures*
- AICPA [1977], Statement on Auditing Standards No.16, *The Independent Auditor's Responsibility for the Detection of Errors or Irregularities*
- AICPA [1977], Statement on Auditing Standards No.20, *Required Communication of Material Weaknesses in Internal Accounting Control*
- AICPA [1980], Statement on Auditing Standards No.30, *Reporting on Internal Accounting Control*
- AICPA [1988], Statement on Auditing Standards No.55, *Consideration of*

the Internal Control Structure in a Financial Statement Audit

AICPA [1995], Statement on Auditing Standards No.78, *Consideration of Internal Control in a Financial Statement Audit: An Amendment to SAS No. 55*

AICPA [2015], Statement on Auditing Standards No. 130, *An Audit of Internal Control Over Financial Reporting That Is Integrated With an Audit of Financial Statements*

Committee on Auditing Procedure [1949], Special Report, *Internal Control*

Committee on Auditing Procedure [1947], Special Report, *Tentative statement of auditing standards*

COSO [1992], *Internal Control - Integrated Framework*

COSO [2013], *Internal Control - Integrated Framework*

PCAOB [2004], Auditing Standard No.2, *An Audit of Internal Control Over Financial Reporting Performed in Conjunction with An Audit of Financial Statements*

PCAOB [2007], Auditing Standard No.5, *An Audit of Internal Control Over Financial Reporting That Is Integrated with An Audit of Financial Statements*

The Commission on Auditors' Responsibilities [1978], *Report, Conclusions, and Recommendations*

The National Commission on Fraudulent Financial Reporting [1987], *Report of the National Commission on Fraudulent Financial Reporting*

大倉雄次郎・乙政正太・大和正史編著 [2009] 『内部統制の構築』 関西大学出版部

小西一正 [1980] 『内部統制の展開』 税務経理協会

小西一正 [1996] 『内部統制の理論』 中央経済社

- 小西一正 [2004] 「財務報告に係る内部統制の検討—サーベインス・オクスリー法に関わる内部統制を中心として—」『奈良産業大学紀要』第20巻、2004年12月、39-56頁
- 千代田邦夫 [1984] 『アメリカ監査制度発達史』中央経済社
- 鳥羽至英 [1991] 『財務諸表監査と実態監査の融合』白桃書房
- 鳥羽至英・八田進二・高田敏文共訳 [1996] 『内部統制の統合的枠組み』白桃書房
- 日本公認会計士協会 [2011] 監査基準委員会報告書315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」
- 日本公認会計士協会 [2011] 監査基準委員会報告書610「内部監査の利用」
- 八田進二・箱田順哉監訳 [2014] 『内部統制の統合的フレームワーク』日本公認会計士協会出版局
- 松本祥尚 [2007] 「財務諸表監査と内部統制監査の統合化」『會計』第171巻第1号、2007年1月、27-41頁

西口清治教授 略歴・著作目録

略歴

- 昭和 21 (1946) 年 4 月 大阪府豊中市に生まれる
- 昭和 40 (1965) 年 3 月 大阪府立桜塚高等学校卒業
- 昭和 44 (1969) 年 3 月 関西学院大学商学部卒業
- 昭和 44 (1969) 年 4 月 富士通ファコム株式会社入社
- 昭和 46 (1971) 年 4 月 富士通株式会社移籍
- 昭和 51 (1976) 年 1 月 富士通株式会社退社
- 昭和 52 (1977) 年 4 月 関西学院大学大学院商学研究科博士前期課程入学
- 昭和 54 (1979) 年 3 月 関西学院大学大学院商学研究科博士前期課程修了
(商学修士)
- 昭和 54 (1979) 年 4 月 関西学院大学大学院商学研究科博士後期課程入学
- 昭和 57 (1982) 年 3 月 関西学院大学大学院商学研究科博士後期課程
単位取得満期退学
- 昭和 57 (1982) 年 4 月 大阪学院大学商学部非常勤講師(～2009年3月)
- 昭和 60 (1985) 年 4 月 奈良産業大学経済学部専任講師
- 昭和 63 (1988) 年 4 月 奈良産業大学経済学部助教授
- 平成 4 (1992) 年 4 月 奈良産業大学経済学部教授
- 平成 5 (1993) 年 4 月 奈良文化女子短期大学非常勤講師
(～1996年3月、半期講義)
- 平成 5 (1993) 年 4 月 京都学園大学経営学部非常勤講師
(～1997年3月、夏期集中講義)
- 平成 9 (1997) 年 4 月 奈良産業大学学生部長(～2003年3月)
- 平成 9 (1997) 年 4 月 関西学院大学商学部非常勤講師(～2004年3月)
- 平成 9 (1997) 年 4 月 関西学院大学経済学部非常勤講師(～1998年3月)
- 平成 11 (1999) 年 4 月 奈良産業大学経営学部教授(改組転換による)

- 平成 15 (2003) 年 4 月 奈良産業大学経営学部長 (～ 2005 年 3 月)
平成 18 (2006) 年 4 月 奈良産業大学経営学部長 (～ 2007 年 3 月)
平成 19 (2007) 年 4 月 奈良産業大学ビジネス学部教授
(改組転換による)
平成 22 (2010) 年 4 月 奈良産業大学副学長 (～ 2014 年 3 月)
平成 24 (2012) 年 4 月 関西大学商学部非常勤講師 (～ 2015 年 9 月)
平成 27 (2015) 年 4 月 奈良学園大学副学長 (～ 2017 年 3 月)

共著・分担執筆

- 昭和 62 年 7 月 Accounting and Financial Reporting in Japan
Von Nostrand Reinhold(UK)Co.Ltd
昭和 63 年 5 月 『基本簿記論』 関西学院大学会計学研究室編 中央経済社
平成 2 年 9 月 『会計情報分析システム』 啓文社印刷工業
平成 2 年 10 月 『基本会計学』 関西学院大学会計学研究室編 中央経済社
平成 3 年 3 月 『会計情報分析システムの開発』 関西学院大学総合教
育研究室
平成 4 年 4 月 『アジア N I E S の会計』 清文社
平成 4 年 9 月 『S A S による会計情報の分析』 中央経済社
平成 5 年 3 月 『連結会計基準の国際比較』 関西学院大学会計学研究
室編 中央経済社
平成 6 年 4 月 『社会関連情報のディスクロージャー』 白桃書房
平成 6 年 7 月 『会計情報分析の理論と実際』 東京経済情報出版
平成 9 年 3 月 『受験簿記の学び方－国家試験の受験にそなえて－』
税経セミナー臨時増刊 税務経理協会
平成 10 年 2 月 『連結会計情報の分析と応用』 東京経済情報出版

学術論文

- 昭和54年3月 『偶発負債会計の研究』 修士論文（関西学院大学）
- 昭和54年11月 「偶発負債の基礎概念」 『関西学院商学研究』 第9号
関西学院大学大学院商学研究科研究会
- 昭和56年3月 「税務会計上の引当金概念－企業会計上の引当金との関
連において－」 『関西学院商学研究』 第11号 関西学院大学大学院
商学研究科研究会
- 昭和56年6月 「会計マトリックス表論序説」 『関西学院商学研究』
第12号 関西学院大学大学院商学研究科研究会
- 昭和56年12月 「因子分析法による引当金の実証的研究」 『関西学院商
学研究』 第13号 関西学院大学大学院商学研究科研究会
- 昭和58年3月 「日経財務データによる特定引当金の実証分析」 『関西
学院大学産研論集』 第11号 関西学院大学産業研究所
- 昭和59年4月 「特定引当金の実証分析」 『会計』 第125巻第4号 森
山書店
- 昭和59年9月 「コンピュータによる財務分析システムの一方法」 『関
西学院商学研究』 第17号 関西学院大学大学院商学研究科研究会
- 昭和60年9月 「日経財務データ分析システム序説」 『関西学院大学産
研論集』 第13号 関西学院大学産業研究所
- 昭和60年11月 「コンピュータによる企業財務データ分析システムの一
展開」 『産業と経済』 開設記念論文集 奈良産業大学経済学会
- 昭和61年9月 「会計処理と情報システム」 奈良産業大学『産業と経
済』 1巻2号 奈良産業大学経済学会
- 昭和62年3月 「後発事象の再考」 『関西学院大学商学論究』 第34号
第3号 関西学院大学商学研究科研究会
- 昭和62年7月 「大学におけるSASによる企業財務データの一事例分

- 析システム」『日本SASユーザー会論文集』 日本SASユーザー
会
- 平成元年 3月 「会計システムにおける構造化プログラミング技法」
奈良産業大学『産業と経済』3巻4号 奈良産業大学経済学会
- 平成2年3月 「構造化COBOL概要」奈良産業大学『産業と経済』
4巻4号 奈良産業大学経済学会
- 平成2年12月 「コンピュータ会計論」 奈良産業大学『産業と経済』
特別号 奈良産業大学経済学会
- 平成2年12月 「簿記原理」 奈良産業大学『産業と経済』特別号 奈
良産業大学経済学会
- 平成4年3月 「パソコン会計システムの一考察」 奈良産業大学『産
業と経済』6巻4号 奈良産業大学経済学会
- 平成6年3月 「パソコンの効率的利用環境についての一考察」 奈良
産業大学『産業と経済』8巻4号 奈良産業大学経済学会
- 平成6年4月 「情報会計論」 奈良産業大学『産業と経済』特別号
奈良産業大学経済学会
- 平成6年11月 「会計情報とデータベース」 奈良産業大学『産業と経
済』創立10周年記念号 奈良産業大学経済学会
- 平成9年3月 「インターネットの会計情報利用に関する一考察」 奈
良産業大学『産業と経済』第11巻3号 奈良産業大学経済学会
- 平成10年12月 「会計制度における帳簿書類の保存についての一考察」
『関西学院大学商学論究』第46巻第2号 関西学院大学商学研究会
- 平成11年11月 「日本の新会計基準の概要」『産研レポート』10号 奈
良産業大学産業研究所
- 平成11年12月 「コンピュータ会計論のフレームワーク」 奈良産業大
学『産業と経済 経営学部創設記念論文集』 奈良産業大学経済経営
学会

- 平成15年3月 情報会計論の視点によるケータイの進化 奈良産業大学『産業と経済』18巻1号 奈良産業大学経済経営学会
- 平成18年3月 「小資金による株式投資と会計情報」 奈良産業大学『産業と経済』21巻1号 奈良産業大学経済経営学会
- 平成24年11月 「我が国におけるキャッシュ・フロー計算書の傾向」 奈良産業大学『社会科学雑誌』第5巻 奈良産業大学社会科学学会
- 平成24年12月 「100円ショップのビジネスモデルと会計構造」 奈良産業大学『地域公共学研究所年報』第3集 奈良産業大学地域公共学研究所
- 平成24年12月 「小型計算機による会計計算技法」 奈良産業大学『産業と経済』25巻1号 奈良産業大学経済経営学会
- 平成25年2月 「計算ツールの会計領域への適用可能性」 奈良産業大学社会科学学会『社会科学雑誌』第7巻

翻訳（分担翻訳）

- 平成2年10月 『ジェイムズ・C・ガー 財務報告基準設定論』 関西学院大学会計学研究室編 中央経済社

学会抄録

- 平成2年10月 『アジア各国の会計に関する研究 中間報告書』 日本会計研究学会（スタディ・グループ、分担執筆）
- 平成3年9月 『アジア各国の会計に関する研究 最終報告書』 日本会計研究学会（スタディ・グループ、分担執筆）

執筆者紹介（掲載順）

宮坂純一 本学ビジネス学部教授

渡辺邦博 本学ビジネス学部教授

岩見昭三 本学ビジネス学部教授

水野清文 本学ビジネス学部准教授

金田充広 本学ビジネス学部教授

上出健二 本学元経済学部教授

松本尚哲 本学ビジネス学部専任講師

奈良学園大学社会科学学会会則

(名 称)

第一条 本会は奈良学園大学社会科学学会と称する。

(事務所)

第二条 本会は奈良学園大学に事務所を置く。

(目 的)

第三条 本会は社会科学及び関連諸科学に関わる学術研究・教育を助成・促進し、学界ならびに社会に寄与することを目的とする。

(事 業)

第四条 本会はその目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 機関誌の刊行及び会員への配布
- 二 研究叢書の刊行
- 三 研究会及び学術講演会の開催
- 四 その他評議会において適当と認めた事業

(機関誌の電子データベース化)

第五条 本会の刊行する機関誌の名称を『社会科学雑誌』とする。

2 本会は、『社会科学雑誌』に掲載された論文等の著作物を、著作物の著作者に代わって、非営利目的で電子的に複製しデータベース化しインターネット公開することがある。

尚、本会は、掲載された著作物に対して、著作者から特段の申出がない限り、そのデータベース化及びインターネット公開について著作者の承諾が得られているものとして対応する。

(会 員)

第六条 本会の会員は次の者とする。

- 一 正 会 員 本学ビジネス学部の専任教員
- 二 学生会員 本学ビジネス学部の学生
- 三 特別会員 次のいずれかに該当し、かつ入会を希望する者
 - (イ) 本学の専任教員
 - (ロ) 本学の専任教員であった者
 - (ハ) 本学ビジネス学部の非常勤講師
 - (ニ) 本学ビジネス学部の卒業生
 - (ホ) その他評議会において適当と認めた者
- 四 賛助会員 本会の趣旨に賛同する法人又は個人で、評議会において認めた者

(役 員)

第七条 本会に次の役員を置く。

- 一 会 長 本学ビジネス学部長
- 二 評 議 員 本会則第六条第一号に定める正会員

三 運営委員 評議員の互選による者若干名

四 会計監査委員 評議員の互選による者若干名

2 前項第三号及び第四号の各委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(評議会)

第八条 本会に評議会を置く。

2 評議会は、本会則第六条第二号に定める評議員をもって構成し、予算、決算、事業計画、その他本会の活動に必要な重要事項について審議し決定する。

3 評議会は評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし委任状による出席はこれを認める。

4 評議会の決定には、評議会出席者（委任状による出席を除く）の過半数の同意を必要とする。

(運営委員会)

第九条 本会に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、本会則第七条第三号に定める運営委員をもって構成し、評議会の議決事項に基づき本会の会務を担当する。

3 運営委員会に互選により次の委員を置く。

一 運営委員長

二 総務委員

三 編集委員

四 会計委員

五 その他運営委員会において必要と認めた委員

4 運営委員会は運営委員長が適宜これを招集する。

(会費)

第十条 会員は会費を納めなければならない。会員が納める会費は次の通りとする。

一 正会員 年額五千円

二 学生会員 年額三千五百円

三 特別会員 年額五千円

四 賛助会員 一口年額二万円

(会計年度)

第十一条 本会の会計年度は四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(会則の改正および財産処分)

第十二条 会則の改正及び財産の処分は評議会の議決による。

附則 本会則は、平成十九年九月二十八日から施行する。

附則 本会則は、平成二十六年二月七日に改訂し、平成二十六年四月一日から施行する。

(平成26年4月から奈良産業大学を奈良学園大学に名称変更)

